

平成 24 年度 第三者評価

正眼短期大学  
自己点検・評価報告書

平成25年 6月

## 目次

【基準I 建学の精神と教育の効果】	3
テーマ 基準I-A 建学の精神	4
テーマ 基準I-B 教育の効果	6
テーマ 基準I-C 自己点検・評価	14
◇基準Iについての特記事項	16
【基準II 教育課程と学生支援】	17
テーマ 基準II-A 教育課程	18
テーマ 基準II-B 学生支援	24
◇基準IIについての特記事項	34
【基準III 教育資源と財的資源】	35
テーマ 基準III-A 人的資源	36
テーマ 基準III-B 物的資源	51
テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	60
テーマ 基準III-D 財的資源	63
◇基準IIIについての特記事項	68
【基準IV リーダーシップとガバナンス】	69
テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ	70
テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ	72
テーマ 基準IV-C ガバナンス	74
◇基準IVについての特記事項	77
【選択的評価基準：教養教育の取り組みについて】	79
【選択的評価基準：職業教育の取り組みについて】	82
【選択的評価基準：地域貢献の取り組みについて】	87

## 基準 I 建学の精神と教育効果

### (a) 基準 I の自己点検・評価の要約を記述する。

初代学長梶浦逸外は昭和11年（1935）正眼短期大学の前身である「選佛塾」の設立趣旨に「禅的生活を僧俗が共に送り、お互いに切磋琢磨し合い、共に協力して社会浄化に役に立つ有為な人材を育てる」とあり、昭和29年（1954）に設立した「正眼学林」、そして昭和30年（1955年）開学の「正眼短期大学」の建学の精神「行学一体」の禅的教育による人づくりを受け継がれ、現在の正眼短期大学の教育の根本理念として継承している。

「行」（実践を伴った禅的人間教育）と「学」（学問による教育）との一体とした人づくりという建学の精神は、現在「坐禅」「作務」等の実践的な授業と仏教・禅に関する専門の授業によって「禅・人間力」の確立を目指している。学生は、入学式後、オリエンテーションにおいて教務部から説明を受け、その後、開講式や三仏忌などにおいて、学長が講話をやって建学の精神の共有化を図っている。建学の精神は全学的に共有され、理念として確立している。

本学では、建学の精神「行学一体」に基づき、『学則』第1条「仏教に関する専門の学術を研究し禅的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為な人材を育成する」とと目的を定めている。

学習の成果については、「行学一体」の建学の精神に基づき、教養科目及び専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（慈悲・実践・忍耐）の育成を目指し、所定の単位を履修したものに「短期大学士（禅・人間学）」の学位を授与している。学習成果として、「禅・人間力」の能力を具体的な5つの能力「①基礎学力②コミュニケーション力③問題解決力④美的センス力⑤社会貢献力」を示した。この学習成果は、科目ごとに担当者が学位授与の方針（D P）として、授業で育まれる学習成果を示し、授業概要、授業計画、到達目標、テキスト及び参考文献、単位の認定評価方法及び受講上の留意点を細かく掲載し、定期試験、レポート提出、受講態度を量的質的データとして測定し、学習成果が明確に評価できるよう努めている。この評価の仕組みは、シラバスで各担当教員から示され、ホームページ上においても、シラバスから閲覧することができ、学内外に明確に示されている。また、①学習成績（成績・修得単位数）と②学生の成績評価値であるG P Aをもとにして量的質的データとして査定を行っている。学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法であるG P Aによって数値化している。

本学は、ゼミ担任制をとっている。担任教員は、オフィスアワーで面談を行い、授業への取り組みから日常生活の悩み等の相談を受け、半期ごとに成績通知書を学生に配布し今後の単位の修得等の指針を学生と一緒に計画する。

さらに、「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）を課しており、最終的な学習成果として評価できる仕組みを設けている。この「卒業実践研究」は、図書館において開架図書として閲覧できるようにしておおり、内外にその成果を表明している。

また、教育の質の保障のために、学校教育法、学校教育法施行規則、短期大学設置基準等の変更や官報などを適時確認して法令に従うように努めている。平成22年6月15日に学校教育法施行規則が改正されたが、本学においては平成17年6月からホームページ上に財務情報を掲載した。

学生が常に向上心をもって取り組めるよう学生へのアンケートの実施を通じ教職員が協

力して組織的に学生を支援し、改善している。

**(b) 基準 I の自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。**

建学の精神が、学生の中でどれくらい共有されているのか、アンケート等で把握するようになる。

学位授与の方針（D P）は、建学の精神や教育目的・目標を十分に表明していないので、教務委員会等で検討していく。

学習成果の量的質的データ化に関して、現状の仕組みは、出来ていない。

本学の「建学の精神」と「教育の理念」は、「行学一体」に基づき、あらゆる教育活動の基点である。それを通じて、禅人間的な教育を踏まえた学習成果が表れるため、さまざまな改善を行なってゆき、自己点検・評価の報告を学外において公表できるようにする。

**[テーマ]**

**基準 I - A 建学の精神**

**(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。**

初代学長梶浦逸外は昭和11年（1935）正眼短期大学の前身である「選佛塾」の設立趣旨に「禅的生活を僧俗が共に送り、お互いに切磋琢磨し合い、共に協力して社会浄化に役に立つ有為な人材を育てる」とあり、昭和29年（1954）に設立した「正眼学林」、そして昭和30年（1955年）開学の「正眼短期大学」の建学の精神「行学一体」の禅的教育による人づくりを受け継がれ、現在の正眼短期大学の教育の根本理念として継承している。

「行」（実践を伴った禅的人間教育）と「学」（学問による教育）とを一体とした人づくりという建学の精神は、現在「坐禅」「作務」等の実践的な授業と仏教に関する専門の授業によって「正眼（真理を見抜く眼力という禅語）」の確立を目指し、奉仕的精神を備えた社会貢献できる人材の育成を目標としており、建学の精神は全学的に共有され、理念として確立している。

本年度より、建学の精神に基づく、学習成果（ディプロマポリシー達成のための目標）を定め、三つの方針を関連させて明確にし、シラバスに明記し、また公式ホームページにおいても学内外に表明している。

特に学内においては、『学生便覧／シラバス』に明記し、入学式後のオリエンテーションにおいて教務部から説明を行い、その後、開講式、三仏忌（花まつり等）において、学長が講話をを行うなどして建学の精神の共有化を図っている。

学生は毎週一度、「学生ミーティング」や「寮生ミーティング」で定期的に建学の精神を確認している。建学の精神が、時代や社会の変化の中にあって社会のニーズに結びついているか、定期的に教授会、教職員連絡会議において点検している。

**(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。**

建学の精神である「行学一体」は、本学の重要な教育の理念であり、これを学生に理解させた上で、日常における学生生活及び地域社会へ貢献できる人材を育成する必要がある。

## [区分]

### 基準I－A－1 建学の精神が確立している。

#### (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

初代学長梶浦逸外は昭和11年（1935）正眼短期大学の前身である「選佛塾」の設立趣旨に「禅的生活を僧俗が共に送り、お互いに切磋琢磨し合い、共に協力して社会浄化に役に立つ有為な人材を育てる」とあり、昭和29年（1954）に設立した「正眼学林」、そして昭和30年（1955）開学の「正眼短期大学」の建学の精神「行学一体」の禅的教育による人づくりに受け継がれ、現在の正眼短期大学の教育の根本理念として継承している。

「行」（実践を伴った人間教育）と「学」（学問による教育）とを一体とした人づくりという建学の精神は、現在実践カリキュラムである坐禅（静かに坐って自己を探求する）と作務（すべてに感謝し無心で清掃等を行なう）といった実践的な授業と仏教に関する専門の学問の授業によって「正眼（真理を見抜く眼力という禅語）」の確立を目指しており、その学問・知識の面からの探求に裏打ちされた禅的実践によって高い人間性を養い、奉仕的精神を備えた社会貢献できる人材の育成を目標としており、建学の精神を全学的に共有し、理念として確立している。

本年度より、建学の精神に基づき、学生の学習成果（ディプロマポリシー達成のための目標）を定め、三つの方針を関連させて明確にし、シラバスに明記し、また公式ホームページにおいても学内外に表明している。

特に学内においては、『学生便覧／シラバス』に明記し、入学式後のオリエンテーションにおいて教務部から説明を行い、その後、開講式、三仏忌（花まつり等）において、学長が講話をを行うなどして建学の精神の共有化を図っている。また、1回生には、「倫理と人間」「宗教と社会福祉」「現代社会と宗教」「仏教カウンセリング」など、心に関係する一般教養科目を配置し、「仏教学の基礎」「禅学の基礎」等において、基本的な仏教理論を学び、「坐禅」「作務」「提唱・禅語録」の実践的授業で、禅的精神を養わせている。母体となっている正眼寺において二泊三日で行われる「正眼寺大摂心」（正眼寺修行会）は、全学生と教職員が参加して建学の精神「行学一体」を学ぶ機会となっている。「作務」の授業の一環として、「正眼寺開山忌」への参加は、多くの参拝者を迎える、社会的行事の中で建学の精神を共有する貴重な機会となっている。

また、全学生と教職員と正眼寺修行僧とで、三泊四日で四国歩き遍路によって研修する「建学の精神フィールドワーク」は、一日約20km余り、総計約70kmを踏破し、多くの寺院に参拝することにより建学の精神を涵養している。

学生は毎週一度、「学生ミーティング」や「寮生ミーティング」で定期的に建学の精神を確認している。建学の精神が、時代や社会の変化の中にあって社会のニーズに結びついているか、定期的に教授会、教職員連絡会議において点検している。

#### (b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

建学の精神である「行学一体」は、禅的精神であり、科目レベルのみで評価することには限界がある。社会人、僧侶希望者、寺院子弟等、本学の多様性を備えた学生に、その精神を理解させるには課題が多い。

また学習成果を修得させる上で、禅的精神の具現化には、学生寮で行われている朝課・坐

禅、禅の作法に則った朝食、昼食や、中心的なカリキュラムである「坐禅」「作務」「提唱・禅語録」を通して、仏教行事等も活用しながら実施していくことが重要である。

#### [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

建学の精神である「行学一体」の禅的教育による人づくりは、『寄附行為』第3条第1項「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、人間形成を根幹とする行学一体の教育を施し、社会に有意な人材を育成することを目的とする」と定めて、「行学一体」の建学の精神を示し、『学則』第1条の「仏教に関する専門の学術を研究し禅的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為な人材を育成する」教育目的を明確に示しており、「坐禅」（静かに坐って自己を探求する）や作務（すべてに感謝し無心で清掃等の作業を行う）等の授業である「行」（実践）と仏教・禅に関する専門の学問を研究する「仏教学の基礎」「禅学の基礎」等の授業である「学」（学問）の両面から高い人間性を養い、「正眼」（真理を見抜く眼力という意味の禅語）の確立を目指していく本学の教育理念を明確に示している。

建学の精神を『学生便覧／シラバス』内の『学則』において明確に示し、特に見返しに抜き出して示している。また、本学の公式ホームページ上においても建学の精神を表示して学内外に示している。

学内においては、『学生便覧／シラバス』に明記し、入学式における学長訓示や入学式後のオリエンテーションにおいて教務部から建学の精神の説明、その後、開講式、三仏忌（花まつり等）において、学長が講話する等して建学の精神の共有化を図っている。また、1回生には、「倫理と人間」「宗教と社会福祉」「現代社会と宗教」「仏教カウンセリング」など心に関係する一般教養科目を配置し、「仏教学の基礎」において基本的な仏教理論を学び、「坐禅」「作務」「提唱・禅語録」の実践カリキュラムで、建学の精神における禅的精神を養わせている。母体となっている正眼寺において二泊三日で行われる「正眼寺大摂心」（正眼寺修行会）は、全学生と教職員が参加して建学の精神「行学の一体」を学ぶ機会となっている。「作務」の授業の一環として行われる、「正眼寺開山忌」への加担は、多くの参拝者を迎える正眼寺の行事の中で学生自身が建学の精神を共有する貴重な機会となっている。また、全学生と教職員と正眼寺修行僧とが、三泊四日で四国八十八ヶ所歩き遍路によって研修する「建学の精神フィールドワーク」は、一日約20km余り、総計約70kmを踏破し、多くの寺院に参拝することにより建学の精神を涵養している。

毎週一度学生は、「学生ミーティング」や「寮生ミーティング」で定期的に建学の精神を確認している。また、教職員全員で行われる「教職員連絡会議（F S D委員会）」において、定期的に建学の精神の共通理解を心掛けている。また、教務委員会等で、建学の精神の内容や解釈などを検討している。

#### 基準 I ーB 教育の効果

##### （a）テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学では、建学の精神「行学一体」に基づき、『学則』第1条「仏教に関する専門の学術を研究し禅的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為な人材を育成す

る」と教育目的を定めている。また、本学『寄付行為』第3条1項「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、人間形成を根幹とする行学一体の教育を施し、社会に有意な人材を育成することを目的とする。」とあり、2項に「この法人の教育は、永久に仏教の信仰並びに正眼禪の精神に基づいて、行われなければならない」と建学の精神に基づいた教育の目的を明記している。

学習の成果については、毎年、冊子として作成する『学生便覧／シラバス』に示している。学生便覧には、建学の精神、『学則』、時間割、教務規程、学位規程、図書館利用規則、諸規程等が記載されており、教務規程では、学生が履修計画を立てるまでの注意事項を示している。時間割では、春学期・秋学期の曜日・時間ごとの1回生と2回生の科目が掲載されており、履修計画を立てやすいようにしている。また、「行学一体」の建学の精神に基づき、教養科目及び専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（慈悲・実践・忍耐）の育成を目指し、所定の単位を履修したものに「短期大学士（禅・人間学）」の学位を授与している。学習成果として、「禅・人間力」の能力を具体的5つの能力「①基礎学力②コミュニケーション力③問題解決力④美的センス力⑤社会貢献力」を示した。この学習成果は、科目ごとに担当者が学位授与の方針（D P）として、授業で育まれる学習成果を示し、授業概要、授業計画、到達目標、テキスト及び参考文献、単位の認定評価方法及び受講上の留意点を細かく掲載し、定期試験、レポート提出、受講態度を量的質的データとして測定し、学習成果が明確に評価できるように努めている。

この評価の仕組みは、シラバスに各担当教員によって示され、ホームページ上においても、シラバスから閲覧することができ、学内外に明確に示されている。また、①学習成績（成績・修得単位数）と②学生の成績評価値であるG P Aをもとにして量的質的データとして査定を行っている。学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法であるG P Aによって数値化している。

本学は、ゼミ担任制をとっている。担任教員は、オフィスアワーで面談を行い、授業への取り組みから日常生活の悩み等の相談を受け、半期ごとに成績通知書を学生に配布し今後の単位の修得等の指針を学生と一緒に計画する。さらに、「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）を課しており、最終的な学習成果として評価できる仕組みを設けている。この「卒業実践研究」は、図書館において開架図書として閲覧できるようにしておらず、内外にその成果を表明している。

また、教育の質の保障のために、学校教育法、学校教育法施行規則、短期大学設置基準等の変更や官報などを適時確認して法令に従うように努めている。平成22年6月15日に学校教育法施行規則が改正されたが、本学においては平成17年6月よりホームページ上に財務情報を掲載した。

本学の建学の精神である「行学一体」に基づいて学問と実践を両立させ着実に実施している。また、学生が常に向上心をもって取り組めるよう教職員が協力して組織的に学生を支援している。

#### （b）自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

少子高齢化にみられる社会変化に適切に対応しつつ、教育連携校（あじさい看護福祉専門学校、北マリアナ短期大学、鑑真学院）や高大連携校（私立美濃加茂高等学校）や地域連携

協定の自治体（美濃加茂市）などとの交流を踏まえ、各方面における変化やニーズに対する情報を共有し、本学における学習成果の向上を的確に把握できる仕組みの改善をする。また、入学後に建学の精神等の説明を受ける機会が、学期が進行する中で減少する傾向にあるので、適時機会を設ける。

## [区分]

### 基準 I－B－1 教育目的・目標が確立している。

#### (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では、建学の精神「行学一体」に基づき、『学則』第1条「佛教に関する専門の学術を研究し禪的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為な人材を育成することと目的を定めている。また、本学『寄付行為』第3条1項「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、人間形成を根幹とする行学一体の教育を施し、社会に有意な人材を育成することを目的とする。」とあり、2項に「この法人の教育は、永久に佛教の信仰並びに正眼禪の精神に基づいて、行われなければならない」と教育の目的を明記している。

正眼禪の精神は、心の無駄（迷いや不安や雑念）にあまり振り回されることなく、真に善となりうるように、日常生活において一つひとつの実践に集中し（三昧）、人格力の向上に努めることであり、本心から社会に対し奉仕的精神をもって不言実行できる精神を養うことが大切である。

したがって、「提唱・禪語録」「作務」「坐禅」「佛教ボランティア」などの科目で、教育目標・目的を学生に体得するよう働きかけている。「禪的精神による人格の陶冶」は、人間力の再生であり、「坐禅」「作務」において「本来の自分を探求し」、「佛教ボランティア」を通じて、さまざまな人と交流し、他人を尊重し「人類文化に貢献する」共生の精神を身につけ、「行」（実践）と「学」（学問）を一体とした人間力を培う教育目的・目標に沿った実践的な教育を行っている。

本年度に学位授与の方針（D P）として、「行学一体」の建学の精神に基づき、教養科目および専門科目の授業の履修を通して「禪・人間力」（慈悲・実践・忍耐）の育成を目指し、所定の単位を修得したものに「短期大学士（禪・人間学）」を授与する方針を打ち出した。

「本学の教育目的は、「佛教に関する専門の学術を研究し禪的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有意な人材を育成する」ことであり、教育目標は、①『究めること（学）』…「自己究明」：とらわれない世界に到達した本来の自分を探求し、自ら学ぶ意欲を確立すると同時に社会で必要とされる人材の育成をすること、②『表すこと（行）』…

「自他不二」：それぞれの進路に向けて必要な専門知識を修得し、社会における実践（S L）をもって自己鍛錬したのちには、自己のもてる力を建設的に社会に役立つようにすること、③学生一人ひとりの個性と自主性を尊重しながら、行学一体の精神をもってそれぞれの可能性に向かって弾力的に挑戦することが出来る人間性を目指すことにある。この教育目標は、入学者受け入れ方針として、学校案内等に載せ学内外に表明してきた。この教育目標をもとに、学位授与方針を「教養科目および専門科目の授業の履修を通して「禪・人間力」（慈悲・実践・忍耐）の育成として定めた。この「禪・人間力」とは、「①基礎学力（社会人や僧侶としての基礎力）・読解力、文章力、理解力、他者に対して自分自身を表現し伝えるこ

とが出来る力②コミュニケーション力・多様な価値観を認め、相手の立場や意見を尊重しながら、円滑な会話ができる力③問題解決力・強い精神力を持ち、自ら問題を発見し分析し、すじみちを立てて解決できる力④美的センス力・芸術を通して美的感受性を身につけ、表現の価値や意味を理解し広く実践できる力⑤社会貢献力・積極的に社会と関わり、国や地域の発展や文化の向上に貢献できる力」であり、この 5 つの能力の育成が今後の学習成果であると言える。」この学習成果の延長線上には、国際社会や地域社会に貢献しようとする奉仕的精神をもった人材育成がある。しかし、この目標が時代に即応しているか等、定期的に教務委員会等で点検している。

**(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

現代社会は、価値観の多様化によりさまざまな考えが存在する。それゆえ、本学の「行学一体」を通し、「共生の精神（利他の精神）」を養い、個々の学生への面談等、細かな指導を実施している。しかし、寮の生活時間割が朝の 5 時 30 分から始まり、授業も 1 限目から 4 限目まであり、その後晩課（夜の修行）が 19 時 10 分まであり、指導する時間の余裕が少ないことが課題である。将来的には、卒業要件単位、開講科目等の根本的な見直しを行い、学生と教職員との交流や、諸活動ができる時間を作る必要性がある。

**[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]**

本学では、建学の精神「行学一体」に基づき、『学則』第 1 条にある「仏教に関する専門の学術を研究し禪的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為な人材を育成する。」ことと教育目的を定めている。また、本学『寄附行為』第 3 条第 1 項「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、人間形成を根幹とする行学一体の教育を施し、社会に有意な人材を育成することを目的とする。」とあり、同第 2 項に「この法人の教育は、永久に仏教の信仰並びに正眼禪の精神に基づいて、行われなければならない。」と教育目的を明記している。『学則』にある、「禪的な精神による人格の陶冶」とは、まさしく「行」（実践）と「学」（学問）を一体とした人間力を培う実践的な教育を行うことであり、建学の精神に基づいている。

また、教育目標は、

- ①『究めること（学）』すなわち「自己究明」（とらわれない世界に到達した本来の自分を探求し、自ら学ぶ意欲を確立すると同時に社会で必要とされる人材の育成をすること）
- ②『表すこと（行）』すなわち「自他不二」（それぞれの進路に向けて必要な専門知識を修得し、社会における実践（サービスラーニング）をもって自己鍛錬したのちには、自己のもてる力を建設的に社会に役立つように努め、学生一人ひとりの個性と自主性を尊重しながら、「行学一体」の精神をもってそれぞれの可能性に向かって弾力的に挑戦することができる人間性を目指す）

とあり、学校案内等に載せ学内外に表明してきた。この教育目標を基に、本年度に学位授与の方針（D P）を定めた。教養科目および専門科目の授業の履修を通して「禪・人間力」（慈悲、実践、忍耐）の育成を目指し、所定の単位を修得した者に「短期大学士（禪・人間学）」

を授与する。従って学位授与の方針（D P）を

- ①基礎学力（社会人や僧侶としての基礎力）：読解力、文章力、理解力、他者に対して自分自身を表現し伝えることのできる力。
- ②コミュニケーション力：多様な価値観を認め、相手の立場や意見を尊重しながら、円滑な会話ができる力。
- ③問題解決力：強い精神力を持ち、自ら問題を発見かつ分析し、すじみちを立てて解決できる力。
- ④美的センス力：芸術を通して美的感受性を身につけ、表現の価値や意味を理解し広く実践できる力。
- ⑤社会貢献力：積極的に社会と関わり、国や地域の発展や文化の向上に貢献できる力。

以上の 5 項目の能力の獲得として定めた。

本学は教育目的を『学則』や『寄付行為』に明確に示し、教育目標を、入学者受け入れの方針と関連させて D P を策定し、『学生便覧／シラバス』の「シラバス」の巻頭に明確に示した。また、ホームページ上においても、D P として、明確に示している。また、ボランティア授業のホームページ上における報告などによって内外に示し、学習成果として明確に示している。

本学の教育目的・目標は、本年度に、3 つの方針を明確化するために教務委員会で協議し、D P として表明した。しかし、その目標が、建学の精神に合致しているか、時代に即応しているか等、教務委員会を定期的に開き点検している。

## 基準 I －B－2 学習成果を定めている。

### （a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

学習の成果については、毎年、冊子として作成する『学生便覧／シラバス』に示している。学生便覧の部には、建学の精神、『学則』、教務規程、学位規程、図書館利用規則、諸規程等が記載されており、教務規程は、学生が履修計画を立てる上での注意事項を示している。時間割では、春学期・秋学期の曜日・時間ごとの 1 回生と 2 回生の科目を掲載して、履修計画を立てやすいようにしている。また、「行学一体」の建学の精神に基づき、教養科目及び専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（慈悲・実践・忍耐）の育成を目指し、所定の単位を履修したものに「短期大学士（禅・人間学）」の学位を授与している。学習成果として、「禅・人間力」の能力を具体的に示したものが、5 つの能力である。

#### 1、基礎学力（社会人や僧侶としての基礎力）

読解力、文章力、理解力、他者に対して自分自身を表現し伝えることができる力

#### 2、コミュニケーション力

多様な価値観を認め、相手の立場や意見を尊重しながら、円滑な会話ができる力

#### 3、問題解決力

強い精神力を持ち、自ら問題を発見かつ分析し、すじみちを立てて解決できる力

#### 4、美的センス力

芸術を通して美的感受性を身につけ、表現の価値や意味を理解し広く実践できる力

### 5、社会貢献力

積極的に社会と関わり、国や地域の発展や文化の向上に貢献できる力

以上のように建学の精神に基づき、学習成果を明確に示している。科目ごとに担当者がディプロマポリシーとして、授業で育まれる学習成果を示し、授業概要、授業計画、到達目標（3つ上げて明確に示す）、テキスト及び参考文献、単位の認定評価方法及び受講上の留意点を細かく掲載し、定期試験、レポート提出、受講態度を量的質的データとして測定し、学習成果が明確に評価できるように努めている。

各担当教員によってこの評価の仕組みは、シラバスに示され、ホームページ上においても、シラバスから閲覧することができ、学内外に明確に示されている。

学則第23条の4項で「授業における出席日数が、原則として5分の4に満たない者は、試験を受けることが許されない。」と規定しており、5分の4以上の出席を必要条件として、100点満点で点数評価し、60点未満は不合格としている。また、不合格者には、再試験を実施している。ただし、教務部規程第11条1項「(略) ただし、定期試験30点未満の者は再試験を受験できない。」とあり、必修科目である場合は、再履修しなければならない。また、学習成績（成績・修得単位数）と学生の成績評価値であるGPAをもとにして量的質的データとして査定を行っている。学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法であるGPAによって数値化している。

本学は、ゼミ担任制をとっている。担任教員は、オフィスアワーで面談を行い、授業への取り組みから日常生活の悩み等の相談を受け、半期ごとに成績通知書を学生に配布し現状の単位修得等の状況を確認し、学生と今後の課題に対して計画する。さらに小規模短大だからこそできる3ヶ月ごとの学長との面談など学生への適切な対応をとっている。また、本学においては、社会人、僧侶希望者、寺院子弟、留学生等、さまざまな学生がいるため、詳細に個々の学生の動向、学習状況を教授会で報告して各学生に指導を行っている。

さらに、「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）を課しており、最終的な学習成果として評価できる仕組みを設けている。この「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）は、図書館において開架図書として閲覧できるように製本しており、内外にその成果を表明している。

### （b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

学外への、学習成果の表明がなされておらず、取組状況の報告程度にとどまっている。今後どのように学習成果を示していくのか、方策を探っている。また、学位授与の方針（D.P.）を本学の建学の精神に基づいて作成したが、「行学一体」の理念を十分に表明しているとは言いがたい。本学の建学の精神の理念や教育目標・目的をはっきりと示し、学位授与の方針を点検し、再構築する必要がある。

### [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

本学では、「行学一体」の建学の精神に基づき、教養科目及び専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（慈悲・実践・忍耐）の育成を目指し、所定の単位を履修したものに「短

期大学士（禅・人間学）」の学位を授与している。学習成果として、「禅・人間力」の能力を具体的に示したもののが、5つの能力である。

- 1、基礎学力（社会人や僧侶としての基礎力）  
読解力、文章力、理解力、他者に対して自分自身を表現し伝えることができる力
- 2、コミュニケーション力  
多様な価値観を認め、相手の立場や意見を尊重しながら、円滑な会話ができる力
- 3、問題解決力  
強い精神力を持ち、自ら問題を発見かつ分析し、すじみちを立てて解決できる力
- 4、美的センス力  
芸術を通して美的感受性を身につけ、表現の価値や意味を理解し広く実践できる力
- 5、社会貢献力  
積極的に社会と関わり、国や地域の発展や文化の向上に貢献できる力

以上のように建学の精神に基づき、学習成果は、明確に示されている。

本学の教育目的は、『学則』第1条の「仏教に関する専門の学術を研究し禅的精神によつて人格を陶冶し、もつて人類文化に貢献する有為な人材を育成する」ことであり、教育目標は、入学者受け入れ方針を基に、教養科目および専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（慈悲・実践・忍耐）の育成としての学位授与の方針（D P）を策定した。この「禅・人間力」とは、「①基礎学力（社会人や僧侶としての基礎力）②コミュニケーション力③問題解決力④美的センス力⑤社会貢献力」であり、この5つの能力の育成が学習成果であると言える。したがつて学習成果は教育目的・目標に基づいている。

本学では、①学習成績（成績・修得単位数）と②学生の成績評価値であるG P Aをもとにして量的質的データとして査定を行つてゐる。学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法であるG P Aによって数値化している。

本学は教育目的を『学則』や、『寄付行為』に明確に示し、教育目標を『学生便覧／シラバス』の、「シラバス」の巻頭にD Pとして明確に示している。科目ごとに担当教員がD Pとして、授業で育まれる学習成果を示してゐる。また、ホームページ上においても、D Pとして、明確に示してゐる。

教務委員会において、学科の教育課程の学習成果が本学の建学の精神に合致しているか、教育目的・目標に適合しているのかを点検し、新しい学習成果の構築に向けて点検していふ。

### I-B-3 教育の質の保障をしている。

#### (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では、教育の質の保障のために、学校教育法、学校教育法施行規則、短期大学設置基準等の変更や官報などを適時確認して法令に遵うように努めている。平成22年6月15日に学校教育法施行規則が改正されたが、本学においては平成17年6月からホームページ上に財務情報を掲載した。

本学の建学の精神である「行学一体」に基づいて学問と実践を両立させ着実に実施してい

る。また、学生が常に向上心をもって取り組めるよう教職員が協力して組織的に学生を支援している。

学内外に表明している「建学の精神」「教育の目標」「学習成果」の相互を点検し「学習成果」を獲得するための「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」（三つの方針）を明確に点検している。以下点検の項目である。

- 1、毎年、カリキュラム編成において、個々の学生の前年度における科目習熟度、達成度等が教務委員会・教授会で話し合われ、新年度の学生の教育目的について教職員が情報を共有し対策について点検協議する。
- 2、事業計画については、評議員会、理事会において決定される。すなわち、決定事項を着実に遂行するために、法人本部が予算案を含め点検作成して、評議員会を開催し協議される。その後、理事会が開かれ、事業計画及び予算案が最終決定される。
- 3、理事会にて決定された事業計画及び予算案については、教授会に報告する。また、教職員連絡会議にも報告され周知徹底される。各自点検し、部署の方針に生かす。
- 4、教育課程においては、毎年点検改善し、何度も教務委員会で見直しを含めた点検が行なわれる。その点検事項については、教授会に報告し、更なる教育課程の改善と充実に努めている。

本学では、①学習成績（成績・修得単位数）と②学生の成績評価値であるGPAをもとにして具体的・体系的に査定を行っている。学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法であるGPAによって数値化している。また、学習成果の査定や教育の質の保証をより確かなものとするために、『自己点検・評価報告書』、授業アンケート等から情報をもとに、教育の改善を行っている。毎年、自己点検評価委員会によって、全学的な自己点検・評価を行っている。その結果は、報告書として提出され、全教員がその報告書をもとに、教育の質の向上に努めている。

建学の精神である「行学一体」の教育理念に基づく授業としては、「仏教ボランティア」や学長講義の「提唱・禅語録」、また「作務」「坐禅」があげられる。また「建学の精神フィールドワーク」では、全学生と学長、教職員、正眼寺修行僧と共に、三泊四日の四国八十八ヶ所歩き遍路を毎年行っている。学生の「行学」の向上と主体性を伸ばすため、事前にグループごとに各寺院を割り当て、その寺院の歴史、道順などを調べ、各寺院を参拝し研修している。

資格取得については、あじさい看護福祉専門学校にて本学学生が「ヒューマンケア」（必修科目）でホームヘルパー2級の資格を取得している。本学の建学の精神である「行学一体」を通し、「共生の精神（利他の精神）」を社会において実践できるようにしている。このホームヘルパー2級の資格を取得して、「坐禅」「作務」等の規程の単位を修得した場合、卒業時「禅ヒューマンケアワーカー認定証」を学位記に付して手渡している。

「仏教ボランティア」を必修科目にしており、ボランティア活動を通して、地域貢献の大切さを学んでいる。ボランティア活動先は、地域の幼稚園、小学校、高齢者施設、公共施設、道路の清掃等々である。また、高齢者施設の方々、ブラジル児童を本学に招く活動もしている。このような活動を通して、地域の学生評価を得る機会ともなっている。

学生には、卒業要件単位として「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）が課せられている。2年間、本学で「行学一体」を学んだ成果を「学」としての論文と、「行」としての実践研究レポートの2つをもって全学生が2回生卒業時に発表を行なっている。

**(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

本学では、教育の向上のための研究を開始したばかりである。教育の質の保証は、「行学一体」という教育理念に基づいて行なっているが、多様な学生を受け入れているため個々への対応を適切に行なう必要があり、情報を共有する教職員の連携を強化して行きたい。

**[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]**

本学では、学校教育法、学校教育法施行規則、短期大学設置基準等の変更や官報などを適時確認して法令に遵うように努めている。平成22年6月15日に学校教育法施行規則が改正されたが、本学においては平成17年6月からホームページ上に財務情報を掲載した。

本学では、学習成績（成績・修得単位数）と学生の成績評価値であるGPAをもとにして具体的・体系的に査定を行なっている。学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法であるGPAによって数値化している。また、学習成果の査定や教育の質の保証をより確かなものとするために、自己点検・評価報告書、授業に関するアンケート等から情報をもとに、教育の改善を行なっている。

本学では、教育向上のための研究を開始したばかりで、不十分である。

**[テーマ]**

**基準 I－C 自己点検・評価**

**(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。**

自己点検及び評価について、『学則』第2条に、「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及びその社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、第2項の「本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行規則第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。」として平成7年に自己点検・評価委員会規程を定め、学長、学科長、教務部長、学生部長、事務局長、図書館長、その他学長が必要と認めた者からなる自己点検・評価委員会を組織し、平成17年には、第三者評価準備委員会規程を定めており、学長以下、ALOを中心に自己点検評価を行なっている。すべての教員と職員が自己点検・評価活動に関わる体制は、FD活動およびSD活動を活発化し、各自が自覚をもって質的量的データの作成、記録や文章作成を行なっている。平成20年度に財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受け、「適合」と判断された。

本年度には、京都西山短期大学と相互評価を行い、相互評価報告書を提出した。

本学は、教員と事務職員のコミュニケーションを図るためにワンフロア化した。毎週水曜日に教員と事務職員による教職員連絡会議を開いている。また、教授会が本学での運営会議も兼ねているため、常時事務局長も出席し議論しており、事務職員に関する事項は事務局長から事務職員に逐次連絡している。

自己点検・評価の成果は、個々の授業内容や学生指導等などにフィードバックされて改善

されており、大学教育ならびに業務の充実のために生かされている。

**(b) 自己点検・評価に課題を記述する**

『自己点検・評価報告書』の学外への表明が不十分であり、今後ホームページ上での公開を含め、公表できるようにしなくてはならない。

**[区分]**

**基準 I – C – 1　自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実にむけ努力している。**

**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

自己点検及び評価について、学則第2条に、「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及びその社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、第2項の「本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行規則第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。」として平成7年に自己点検・評価委員会規程を定め、学長、学科長、教務部部長、学生部長、事務局長、図書館長、その他学長が必要と認めた者からなる自己点検・評価委員会を組織し、平成17年には、第三者評価準備委員会規程を定めており、学長以下、ALOを中心に行っている。また、自己点検・評価組織は、学長を長として、その下に教務部・学生WG、教育・財的資源WG、ガバナンスWG、選択評価WGと各責任者を置き、ALOが調整役にあたり、すべての教職員が自己点検活動にたずさわる体制をとり、実施に向けたワーキング・グループを設置して、点検項目、報告書の作成等々行なってきた。春学期・秋学期各1回、学生による「授業アンケート」を実施し、その結果を集計し、学長、学科長、各担当教員に報告され、前年度の反省を踏まえ改善している。また、すべての教員と職員が自己点検・評価活動に関わる体制は、FD活動およびSD活動を活発化し、各自が自覚をもって質的量的データの作成、記録や文章作成を行っている。

また、研究について、各教員が授業の質の向上を図るために、専門分野に関する研究紀要に論文として掲載している。更に「行学一体」の建学の精神により、研究に限らず、社会貢献活動等における取り組みも、授業の質の向上に向けた改善に繋がるよう努めている。

本学は小規模校であるため、教員事務職員のデスクを教務部学生課室に配備してワンフロア化を行い、教員と事務職員の協力・連携体制を取っており、毎週水曜日に教員と事務職員による教職員連絡会議を開いている。また、教授会が本学での運営会議も兼ねているため、常時事務局長も出席し議論しており、事務職員に関する事項は事務局長から事務職員に逐次連絡している。

自己点検・評価の成果は、個々の授業内容や学生指導等などにフィードバックされて改善されており、大学教育ならびに業務の充実のために生かされている。

**(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

『自己点検・評価報告書』の学外への表明が十分になされていない。ホームページ上に公開する工夫に努める必要がある。

### [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

本学では、自己点検・評価のために、『学則』第2条に、「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及びその社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、第2項の「本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行規則第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。」として、平成7年に自己点検・評価委員会規程を定め、学長、学科長、教務部長、学生部長、事務局長、図書館長、その他学長が必要と認めた者からなる自己点検・評価委員会を組織し、平成17年には、第三者評価準備委員会規程を定めて、規程を整備した。また、自己点検・評価組織は、学長を長として、その下に教務部・学生WG、教育・財的資源WG、ガバナンスWG、選択評価WGと各責任者を置き、ALOが調整役にあたり、すべての教職員が自己点検活動にたずさわる体制をとり、実施に向けたワーキング・グループを設置している。

本学は小規模校であるため、教員と事務職員の協力・連携体制を綿密に取っており、毎週水曜日に教員と事務職員による教職員連絡会議を開き日常的に自己点検・評価活動を行っている。また、教授会が本学での運営会議も兼ねているため、常時事務局長も出席し自己点検の意識をもって協議している。

平成23年には、京都西山短期大学と相互評価を行い、『自己点検相互評価報告書』を公表した。また、本年度年には、『自己点検・評価報告書』を作成した。

本学は小規模校であるため、すべての教職員が自己点検活動にたずさわる体制をとっている。教職員連絡会議では、ALOが第三者評価の議題を挙げ、問題点や点検事項などを全教職員から意見を求め、意識を高めている。

自己点検・評価の成果は、個々の授業内容や学生指導等などにフィードバックされて改善されており、大学教育ならびに業務の充実のために生かされている。

### ◇基準 I についての特記事項

#### (1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項

本学では、入学式及び、学位授与式は、建学の精神に基づいて行われている。

入学式では、入学生の代表者が本学におけるこれから学習や修行における抱負などの宣誓を行い、入学者全員で誓う。在校生による歓迎の辞が在校生代表から述べられる。その後、本学独自の学生護持会（保護者、師匠、社会人学生）の総会が開かれ、本学の建学の精神や特色などを保護者等にも説明している。

学位授与式では、建学の精神に則り、行学共に優秀な学生に理事長賞と学長賞を授与している。賞状の文言の中に必ず、「建学の精神に則り」の文言を入れている。その後、在校生と卒業生が向き合い、在校生代表から送辞が、卒業生代表から答辞を述べて、学生と教職員が建学の精神のもと、深く交流した思い出を述べている。

また、入学式と学位授与式の終わりには、建学の精神を盛り込んだ校歌を斉唱している。

#### (2) 特別な事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項

基準 I - B - 3において、教育の向上・充実のための体制構築が遅れている。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

■基準Ⅱの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 基準Ⅱの自己点検・評価の要約を記述する。

本学では、学位授与の方針（D P）、教育課程編成・実施の方針（C P）、入学者受け入れの方針（A P）を定めている。学位授与の方針、入学者受け入れ方針は、学外に対してはオープンキャンパスで説明を行い、公式ホームページにその主旨を掲載して広く知らせている。学位授与の方針は、学内では、新入生に対しては、入学式後のオリエンテーションで説明を行っている。

教員は、学生の学習成果を学習成績（各科目の成績評定・取得単位数）、G P Aを指標に評価し把握している。また、教務委員会（F D）や非常勤講師を含めた研修会を開き、授業改善に向けての認識を共有し、授業・教育方法の改善に繋げている。

事務職員は、本学の建学の精神および教育目標を理解した上で、職務を通じて学習成果を認識するとともにそれに貢献し、教員や他の事務職員と情報を共有し連携して入学から卒業に至るまでの学生支援（厚生的支援・教育的支援・経済的支援）を行っている。S Dに関する各種研修会に参加し、質の向上と充実に努めている。

学生の学習成果を高めるために、教職員は学内の施設や設備はもちろん、あらゆる教育資源を有効に活用しようと考えている。

学習成果の基本となる学位授与の方針など本学の教育に関する基本方針は『学生便覧/シラバス』に掲載し、学生が常に意識化できるように支援している。また、シラバスについても、到達目標をすべての科目において明記し、ネット上でも確認できる環境を整備している。

留学生は、学内の寮で生活している。日本語や日本での生活に慣れるために、留学生科目のほか特別授業を設けて教員で分担して行い、学生生活については教職員全員で対応している。また、日本語や日本での生活力を高めるために、希望者には休暇中に市内および近隣の家庭に依頼し、日本人の生活を体験する学習（ホームステイ）を導入している。

社会人学生は、四年制大学卒業者を含めて学習意欲や学力の高いものが多い。四年制大学や他の短期大学を卒業したものには、本人の申し出により、30 単位を上限に既習得単位を認定することで負担を軽減することや、学納金の分割や授業料の減免を行うなど生活面での支援を行っている。

長期履修生を受け入れる体制については、『学則』第 48 条に定め、「長期履修学生規程」により整備している。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）については、授業科目「ヒューマンケア」（必修 2 単位）での訪問介護員資格（ホームヘルパー 2 級）の取得、「仏教ボランティア」（必修 2 単位）での市内清掃活動、ブラジルの子供たちの学童保育などの実践を行い、ボランティアセンター職員の指導により美濃加茂市や富加町などのボランティアに参加している。

学生の進路支援については、進路支援室が設置されている。就職支援は学生部、進学支援は教務部が総括してゼミ担当教員と検討・協議し、教職員が一体となって行っている。

**(b) 基準IIの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。**

本学では、学生が安心して教育研究活動に専念できるように、今後も教職員が教育課程および学生支援に関する情報を十分に共有し、FDおよびSD活動を通して高等教育機関として学生への教育を継続して行いかつ向上させていきたい。

学位授与の方針(DP)、教育課程編成・実施の方針(CP)、入学者受け入れの方針(AP)の3つの方針を定めている。3つの方針を学校案内にも掲載し、多くの入学志願者に伝えたい。

学位授与の方針については、これまでの新入生のみではなく、年2回春学期・秋学期のオリエンテーションで在校生にも説明を行い、全学生への周知をはかりたい。

教育課程・実施の方針については、カリキュラムを再度吟味し、科目の内容や授業方法等に踏み込んで教務委員会や非常勤講師を含めた研修会で意志の交流を行い、学位授与の方針に対応させ体系的に編成仕直したい。また、学習成果の査定について科目により学習成果測定の可能性が不十分であり、量的・質的データ測定の仕組みを構築することを模索したい。

授業に関するアンケートは、内容の検討や実施方法は言うまでもなく、各教員のそれぞれの達成状況の確認等を基にして教員全員で議論し、学生の目線に立った授業方法を検討したい。

図書館の利用を促進するためにも、学生の予習・復習の時間に配慮して授業科目と時間割の設定を模索したい。

学生の卒業後の評価については、将来的には卒業生の進路先からの評価を聴取し、現役学生の進路指導等の学生支援に役立て行きたい。

**[テーマ]**

**基準II-A 教育課程**

**■基準II-Aの自己点検・評価の概要を記述する。**

**(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。**

学位授与の方針(DP)は、各科目の学習成果に対応している。学位授与の方針は、新入生には入学式直後のオリエンテーションにてその説明を行っている。また、学外に対しては、オープンキャンパスでの説明や公式ホームページにその主旨を掲載して示している。本学では、学位授与の方針に基づき卒業要件に必要な単位数を定め、成績評価の基準を明確に示している。教育課程は学位授与の方針に対応し、体系的に編成されている。これらを担当する教員は短期大学設置基準の必要数を満たし、教育課程にふさわしい配置となっており、定期的に点検・見直しを行っている。

学習成果に対応する入学者受け入れ方針(AP)は、公式ホームページに掲載し、高校訪問時やオープンキャンパスで担当者から説明を行い、広く知らせており、入学者選抜の方法もそれに対応している。入学後の学習成果には具体性があり、査定は明確である。

**(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。**

学位授与の方針については、年2回春学期・秋学期のオリエンテーションで在校生にも説明を行い、全学生へ徹底周知をはかる。教育課程編成・実施の方針については、カリキュラ

ムを再度吟味し、科目の内容や授業方法等に踏み込んで学位授与の方針（D P）に対応し体系的に編成する。入学者受け入れの方針については、多くの人々の目にふれるようにする。さらに、学習成果の査定については、学習成果測定の可能性に関して量的・質的データ測定の仕組みを構築する必要がある。

[区分]

**基準II-A-1 学位授与の方針を明確に示している。**

**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

本学では、「禅・人間学科」の学位授与の方針（D P）として「行学一体」の建学の精神に基づき、教養科目および専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（慈悲・実践・忍耐）の育成を目指すことを掲げ、『学則』第 27 条（卒業の条件）、第 28 条（卒業）、第 29 条（学位）および『学位規程』により「短期大学士（禅・人間学）」の学位を授与することを定めている。「禅・人間力」とは、以下の 5 つの能力のことである。

①基礎学力（社会人や僧侶としての基礎力）

読解力、文章力、理解力、他者に対して自分自身を表現し伝えることができる力

②コミュニケーション力

多様な価値観を認め、相手の立場や意見を尊重しながら、円滑な会話ができる力

③問題解決力

強い精神を持ち、自ら問題を発見かつ分析し、すじみちを立てて解決できる力

④美的センス力

芸術を通して美的感受性を身につけ、表現の価値や意味を理解し広く実践できる力

⑤社会貢献力

積極的に社会と関わり、国や地域の発展や文化の向上に貢献できる力

本学では、卒業の要件の単位数を定め、成績評価の基準を明確に示している。また、学位授与の方針を学内外に表明し、社会的（国際的）に通用性があり、定期的に点検を行っている。

**(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

学位授与の方針は、『学生便覧/シラバス』に掲載しているが、学生に対して明確に説明する機会は、新入生には入学式直後のオリエンテーションの時のみであり、全学生に対して周知徹底することが課題である。また、学位授与の方針は、建学の精神「行学一体」の理念を十分に表明しているとは言いがたい。したがって、建学の精神や教育目標に照らし合わせて、今後も教務委員会で学位授与の方針の点検を行っていく。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

学位授与の方針（D P）は、それぞれの学習成果に対応している。カリキュラムに定められた必要単位数を修得することで学位が授与される。宗教・仏教・禅・歴史・文化に関わる教養科目をはじめ語学などのリテラシー科目、宗教・仏教・禅に関する専門科目、禅文化専門科目について合計で卒業要件 72 単位以上を履修する。なおかつ「講義」「演習」「実習」をバランスよく配置し、実践的体験を通じて学習するようにしている。また、成績評価は、

秀・優・良・可・不可の 5 段階で行い、秀・優・良・可を合格とし単位を認定することを定めている

『学則』第 6 章卒業及び学位号の取得等第 29 条第 2 項において、学位授与の方針を規定している。

学位授与の方針は、新入生には入学式直後に実施するオリエンテーションにおいて、『学生便覧/シラバス』に掲載された『学則』『学位規程』『ディプロマポリシー』を示し、教務部よりその内容の説明を行っている。また、学外に対しては、オープンキャンパス参加者へ説明を実施し、受験生に対しては公式ホームページにその主旨を掲載している。

社会的（国際的）通用性については、国内・国外（アメリカ）の大学に編入する際に、学位（短期大学士）を認められることからも明らかである。

学位授与の方針については、教務委員会において、定期的に点検している。

## 基準 II-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

### (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

「禅・人間学科」では、学位授与の方針（D P）に対応して教育課程・実施の方針（C P）を以下のように定めている。

①一般教養科目等を通して、基礎学力（社会人や僧侶としての基礎力）を身につけるようになる。

②語学科目等を通して、コミュニケーション力を身につけるようにする。

③専門演習科目等を通して、問題解決力を身につけるようにする。

④禅文化科目（実習）を通して、美的センス力を身につけるようにする。

⑤専門講義科目・専門実習科目等を通して、社会貢献力を身につけるようにする。

本学では、教育課程は学位授与の方針に対応し、体系的に編成している。成績評価については、シラバス等でその基準を明示し、教育の質の保証に向けて厳格に適用している。

### (b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本年度は、カリキュラムの各科目が具体的にどの学位授与の方針（D P）を育むのかという議論が学内全体でできなかった。そこで、シラバス作成にあたり、各授業担当者の判断で学位授与の方針の項目を取捨選択する方法を採用した。今後は、具体的に科目の内容や授業方法等に踏み込んで議論を行い、カリキュラム全体の中で各科目の内容や授業方法等が学位授与の方針と合致し体系化できることが課題である。

### [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

禅・人間学科では、「カリキュラム」に基づき、卒業に必要な 72 単位以上を履修した者に対して、短期大学士（禅・人間学）の学位を授与している。教養科目 A・B、専門科目 C・D・E・F のそれぞれに卒業要件の単位数を明記し、本学の教育課程は学位授与の方針（D P）に対応している。

教養科目 A・B は社会生活を送る上で必要な知識や現代の高齢社会が求める生きる力をつける科目であり、A は講義、B は演習である。専門科目 C は本学における禅的精神を身につける基本となる講義や演習、専門科目 D は専門科目 C と同じく実習、専門科目 E は宗教・

仏教・禅・歴史・文化を総合的に理解する演習、専門科目 F は禅文化を理解し実践するための実習であり、「講義」「演習」「実習」をバランスよく配置している。教養科目 A・B で学習したことを専門科目 C・D・F で実践的体験を通して深め、さらに少人数の専門演習 E を選択し、その専門の学びを深め、「卒業実践研究」にまとめられるよう分かりやすく体系的に編成している。

成績評価については、シラバスに記載されたとおり質の保証ができるように各教員が厳格に行っている。平成 22 年度より教務委員会において議論し GPA に基づく「成績評価基準」を設け、その後非常勤講師を含めた研修会を開催して非常勤講師へも周知した上で、平成 23 年度よりその「評価基準」によるシラバスの作成および学習評価を行っている。

シラバスにおいて授業科目、担当教員名、開講基準年次、授業期間、開講曜日・時限目、単位数、授業区分、授業コマ数、必修・選択の区別、DP（学位授与の方針）・この授業で育まれる能力、授業概要、授業計画、到達目標、単位の認定方法及び受講上の留意点、テキスト及び参考文献ができるだけわかりやすく明示されている。

本学では、通信制による教育を行っていない。

本学の本年度の専任教員は 7 人（教授 3 人、准教授 1 人、講師 3 人）で短期大学設置基準の必要数を満たし、教育課程にふさわしい教員を配置している。非常勤講師 13 人についても、同様に教育課程にふさわしい教員を配置している。

教育課程は、授業担当者による自己点検アンケート、学生への授業に関するアンケートの集計結果、ゼミ担当教員による学生からの情報収集等をもとに教務委員会で検討し、教授会で見直しを定期的に行っている。

## 基準 II-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

### (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の教育目標は、①『究めること（学）』すなわち「自己究明」（とらわれない世界に到達した本来の自分を探求し、自ら学ぶ意欲を確立すると同時に社会で必要とされる人材の育成をすること）、②『表すこと（行）』すなわち「自他不二」（それぞれの進路に向けて必要な専門知識を修得し、社会における実践（サービスランニング）をもって自己鍛錬したのちには、自己のもてる力を建設的に社会に役立つように努め、学生一人ひとりの個性と自主性を尊重しながら、「行学一体」の精神をもってそれぞれの可能性に向かって弾力的に挑戦することができる人間性の育成を目指すこと）にある。この教育目標に対応して本学では入学者受け入れの方針（AP）を定めている。入学者受け入れの方針は、公式ホームページに掲載している。また、高校訪問時の進路指導者やオープンキャンパスでの参加者および保護者に対して担当者から説明を行っている。また、入学前の学習成果の評価については、入学者選抜制度で適切に行っている。様々な目的をもつ入学希望者に対応して、一般入試のほかに推薦入試（一般推薦・自己推薦・指定校推薦）・留学生入試・帰国生徒入試・社会人入試を設けている。

### (b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

入学者受け入れの方針（AP）は、公式ホームページにしか掲載していない。さらに、多くの人々の目にふれるようにするのが課題である。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

入学者受け入れの方針（A P）は、学習成果に対応して次のように定めている。まず、第一に本学が求める学生は、「行学一体」の建学の精神を理解した者である。第二には、仏教や日本の伝統文化などを学習（学）や実践（行）を通じて、知と心と体の調和を図り、国際人としての教養、人への思いやりや共生への意識を高め、社会の幅広い分野での問題を発見かつ分析し、解決する能力を身につけ、確固とした信念をもって自分の力で行動し、社会に貢献できる柔軟な人材の育成を目指す本学の目的に共感できる者である。以上の内容から、本学では、「入学を望む学生像」として以下の 3 つをあげる。

- ①真の宗教者（僧侶）を目指す人
- ②仏教や日本の伝統文化を学ぶことに意欲を持っている人
- ③禅に学んだ精神力で社会の役に立とうと考えている人

この入学者受け入れの方針は、公式ホームページに掲載している。また、高校訪問時の進路指導の先生やオープンキャンパスでの参加者および保護者に対して担当者から説明を行っている。

志願者全員に面接を課し、入学前の学習成果や内申書・履歴書に書かれた社会的活動や資格等を確認している。

推薦入試（一般推薦・自己推薦・指定校推薦）・一般入試・留学生入試・帰国生徒入試・社会人入試においては、入学前の学習成果に言及している。本学を志願する理由や学ぶ意欲についても確認し、入試面接委員を中心に面談内容の検討を重ねることにより、入学者受け入れの方針に対応している。

**基準II-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。**

**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

本学では、学習成績と学生の成績評価値である G P A をもとにして具体的・体系的に査定を行っている。学習成果は達成可能であり、一定期間内で獲得可能である。また、学習成果には実際的な価値があり、測定可能である。

**(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

学習成果測定の可能性に関して、量的・質的データ測定の仕組みが不十分である。特に専門科目 F の評価は教員の主觀を交えた評価とならざるを得ないことが課題である。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

本学では、建学の精神と教育目的・目標、3 方針を明示し、全教員に徹底している。その上で学習成果については、①学習成績（成績・修得単位数）と②学生の成績評価値である G P A をもとにして具体的・体系的に査定を行っている。

①学習成績については、秀（AA）・優（A）・良（B）・可（C）・不合格（D：不可、E：試験欠席、F：授業放棄）の 5 段階の評定とし、そのもととなる素点は 100 点満点としている。学習評価については、科目ごとに具体的な到達目標や評価するための方法、配点の

割合をあらかじめシラバスに掲載して学生に示し、各担当者が授業開始時に具体的な説明を行った上で実施している。

②G P Aについては、学生一人ひとりを全体的かつ相対的に評価しようとするものであり、素点をもとに以下のように数値化している。

$$G P A = \frac{(4 \times A A の 単位 数) + (3 \times A の 単位 数) + (2 \times B の 単位 数) + (1 \times C の 単位 数)}{\text{総履修登録単位数}}$$

本学では、教育課程の科目の単位を修得することによって、学位授与の方針（D P）に掲げる「禅・人間力」の育成がされる。履修登録後、先に示した5つの能力を獲得できる授業を受け、ほとんどの学生が合格し単位を修得していることから、学習成果は達成されていると考えられる。

非常勤講師との研修会でのコミュニケーションや教務委員会、卒業研究の中間報告、最終審査を通して、教育課程で獲得すべき学習成果について、教員は共通認識を持っている。一定期間で学習成果を獲得させるために、学生への授業に関するアンケート等をもとに授業方法を工夫改善し、少人数の授業で個別にきめ細かい指導を行うなどの取り組みを行っている。各科目は、半期（15回ないしは22.5回）でそれぞれ学習成果を獲得できるように配置している。しかし、授業で理解ができなかったものについては、時間外の個別の学習指導を行うなどして、一定期間内で学習成果を獲得できるよう努めている。

禅・人間学科の教育課程の学習成果は、社会での活動につながるものであり、卒業後僧侶をめざし専門道場での修行を行う者や、就職する者、高齢者でボランティア活動等を行う者など卒業生本人やその親からも好評であり、実際的な価値がある。

学習成果の評価基準はシラバスに明示されており、授業科目により具体的な評価方法は異なるが、定期試験期間内に行われる筆記試験・レポート・実技試験、日常授業において課される小テスト・小レポート・暗唱・課題や受講態度等を量的、質的データとして扱っているので測定可能である。

#### **基準II-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。**

##### **(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

本学では、学生の進路・就職指導の窓口は学生部が担当している。本年度卒業生の進路先是僧堂掛搭（専門道場への入門と修行）と四年制大学への編入である。本年度は、学生の卒業後評価の取り組みについては行わなかった。

##### **(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

平成25年度は、卒業生の連絡先からの評価を聴取し、今後の学習成果の点検に活用したいきたい。

#### **[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]**

学生の進路・就職指導の窓口は学生部が担当している。本年度卒業生の進路先是僧堂掛搭

(専門道場への入門と修行) と四年制大学への編入、就職者である。本年度は、卒業生の連絡先からの評価は聴取できなかった。

[テーマ]

**基準Ⅱ-B 学生支援**

■**基準Ⅱ-B の自己点検・評価の概要を記述する。**

(a) **テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。**

教員は、学位授与の方針を理解し学生の学習成果の状況の把握に努め、評価基準を基に学習成果を評価している。そのために教務委員会（F D 委員会）や非常勤講師を含めた研修会を持ち、授業改善に向けての認識を共有し対応している。事務職員は本学の建学の精神および教育目標を理解した上で、職務を通じて学習成果を認識するとともにそれに貢献し、教員や他の事務職員と情報を共有し連携して入学から卒業に至るまでの学生支援を行っている。

(b) **自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。**

教育資源の有効活用については、教員はより一層 F D 活動に力を尽くすことが必要である。授業に関するアンケートの内容の検討や実施方法は言うまでもなく、各教員のそれぞれの授業の達成状況の確認等を基にして教員全員で議論し、学生の目線に立った授業方法を検討する必要がある。また、図書館の利用をさらに促進するためにも、学生の予習・復習の時間に配慮して授業科目と時間割を設定することも必要である。

学生への学習支援については、特に寮で生活する学生に対して、平日での学習時間帯を設ける必要がある。

進路支援については、特に僧侶の子弟へゼミ担当教員と寮関係の事務職員等が連携し、今後も僧堂掛塔に向けての作法等を学生個人の実情に即し寮生活を通して指導していく。

入学者受け入れ方針については、他の 2 つの方針を含めて現役高校生でも理解しやすい表現に改めることが必要であり、入学式前の事前指導についてもそれに代わる印刷物の発送等を検討したい。

[区分]

**基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。 ■**

以下の観点を参照し、基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) **自己点検・評価を基に現状を記述する。**

本学の教員は、学位授与の方針（D P）に即して学生の学習成果の状況の把握に努め、評価基準に則して学習成果を評価している。授業に関するアンケートはすべての授業で実施され、集計結果は、教務委員会（F D 委員会）や非常勤講師を含めた研修会で取り上げられ、授業改善に向けての認識を共有し対応している。教員間の授業内容の調整については、複数で同一科目を担当する場合は担当者の間で、異なる科目の場合は、専任教員間では教務委員会（F D 委員会）、全体では非常勤講師を含めた研修会で行われる以外では、日頃から個別に調整を図っている。学生の履修指導、学習生活支援、就職・進路指導等は、ゼミ担当教員、教務部・学生部、学生寮等の事務職員が連携して支援を行っている。

**(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。**

授業評価アンケートの結果は、各教員に配布され、教務委員会（F D 委員会）や非常勤講師を含めた研修会で取り上げられる。授業改善に向けての話し合いを持ち認識を共有しているが、各教員のそれぞれの授業についての達成状況の確認等がされていないのが課題である。また、教職員ともに教育目標の達成状況の把握・評価を行う必要がある。

学内のコンピュータは、サーバに接続され情報管理が行われている。管理する情報の増加とセキュリティー対策等が課題である。

本学の寮で生活する学生は、授業や寮活動（朝課・晩課等）が過密で、個人で図書館を利用する時間が限られている。本を平日の空き時間に借りて土日祝日に読書するのが現状であり、授業の予習・復習など図書館ができるような環境の整備が必要である。寮生でも平日に図書館を利用できるように開講科目等を見直し、読書や予習・復習の時間を設ける必要がある。

**[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]**

教員は、学位授与の方針（D P）に即して学生の学習成果を評価しているが、おおよその共通認識はあるものの、各教員で解釈に幅があるのが現状である。

教員は、評価の方法をシラバスに明示している。各教員は、学習成果の状況を適切に把握し、成績評価基準に則して概ね学習成果を評価している。

すべての授業について授業に関するアンケートを実施している。

授業に関するアンケートのデータは科目ごとに集計され、各教員には全学と担当科目ごとの集計結果に自由記述欄もつけて配布されるので、学生による授業評価を認識している。

各教員には自己点検・自己評価アンケートを同時に実施している。授業に関するアンケートの集計結果は、教務委員会（F D 委員会）や非常勤講師を含めた研修会で取り上げられ、授業改善に向けての認識を共有している。

本学では、複数の教員で同一科目を担当する授業はわずかである。複数で担当する場合は、担当者の間で授業内容等の調整を図っている。異なる科目的担当者間で授業内容を調整する機会は、専任教員間では教務委員会、全体では非常勤講師を含めた研修会である。また、専任・非常勤含めて全教員わずか 20 人の本学では、全教員が面識をもち日頃から個別に調整を図っている。

教務委員会および非常勤講師を含めた研修会で授業・教育方法の改善についての話し合いをもち、改善に向けて対応している。

本学では、教員の学科の教育目標の達成状況の把握・評価がなされていない。

オフィスアワーで 1・2 回生とともにゼミにおいて、担当教員が履修、学生生活、就職、進路等について相談にのり、きめ細かく指導を行っている。

事務職員は、本学の建学の精神および教育目標を理解した上で、職務を遂行している。学生の課外活動・就職活動など学生生活全般に関して支援しており、毎週行われる教職員連絡会議において学習指導のあり方等について教員と情報を共有することにより、学習成果を認識することができる。また、教務部・学生部の部長・課長等はすべて教員が勤め、事務職員とのコミュニケーションも良好である。

本学の事務職員は8人（専任4人、非常勤4人）であり、すべての学生に認知されている。学生と接する窓口業務では、日常の生活状況や授業等への出席状況の把握に務め、学生が継続的に目標達成のために取り組めるよう支援をしている。学生の大学生活を支援する部署では、学習環境の整備に配慮し、学生が教育研究活動に専念できる寮やキャンパスの整備に取り組んでいる。

本学では、事務職員の所属部署の職務を通じて学科の教育目的・目標の達成状況の把握・評価がなされていない。

事務職員は、岐阜県私立短期大学協会や日本私立短期大学協会が主催する各種研修会に参加し、質の向上と充実に努めている。

専属の教学事務職員が事務室のカウンターに待機し対応しており、履修から卒業に至るまでの支援を行う体制を整備している。

本学の図書館の専門事務職員は2人であり、いずれも他の業務を兼帶している。建物は、鉄筋コンクリート造りの瓦葺き2階建てで面積は468.64 m<sup>2</sup>であり、1階は開架書庫・閉架書庫・閲覧室・視聴覚資料室、2階は閉架書庫・パソコンルーム・甲冑展示室（美濃加茂市指定文化財）となっている。座席数は閲覧室24席、視聴覚コーナー2席、雑誌コーナー2席である。蔵書数は、平成25年3月31日現在、図書が27,300冊（うち洋書116冊）、学術雑誌10種、AV資料500点である。特に、本学の特長を生かした禅籍などの仏教書を多く所蔵している。

シラバスに示された参考図書については、司書が教務委員会と緊密に連携して図書予算の範囲内で準備している。また、学生からのアンケートに応え、必要と判断される場合は希望図書の購入も行っている。館内に所蔵されていない高額な図書に関しても、ゼミ教員と連携して所蔵先を確認し適切な指導を行っている。

本学の図書館の開館時間は午前9時より午後5時までであり、土日祝日は休館にしている。教員は、講義やゼミの授業のオリエンテーション等で図書館を利用し、授業に関する図書の説明を行い、図書検索方法や調査方法等を指導し、学生の授業の予習や復習、主体的な学習を促している。また、定期的に発行され、図書館についての情報を学生に提供する『図書館通信』も学生の利便性を向上させるのに貴重である。

教職員は各自1台以上のパソコンを与えられ、教育研究用または業務用に活用している。学内のパソコンは、すべてサーバに接続され管理が行われている。パソコンはそれぞれネットワークと1台以上のプリンターにつながれており、文書作成の業務は言うまでもなく、通信や情報検索などのパソコンからもできるようになっている。また、必要に応じてカラーや大判印刷ができるプリンターなども用意されている。日常の授業や業務で活用されているが、その活用の度合いは個々の教職員によりまちまちである。

本学では、2回生時に「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）の作成を課しており、多数の学生が学内や寮にパソコンを持ち込んでいる。図書館2階には、LL教室（パソコン室）を配備し、16台の学生用パソコン、プリンター、スキャナおよびサーバを設置している。また、学生への休講等の連絡は受講者数も限られており、個人の携帯メールへ一斉配信している。

本学では、文書処理、情報処理に必要なネットワークが構築され、教職員は利用技術の向上を図っている。また、管理業者からは定期的な学内LANの点検日にコンピュータの利用

技術について説明を受け、学内の教職員に周知している。

**基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。**

■以下の観点を参照し、基準Ⅱ-B-2 の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

履修登録のためのオリエンテーションは、教務部が担当し、『学生便覧/シラバス』のほかに「科目履修の手引き」を全学生に配布し、教職員が連携して説明を行っている。基礎学力が不足する学生に対しての補習授業は、留学生の場合に限り、日本語や日本での生活に慣れるために、留学生科目のほかに特別授業を行っている。日本人学生の場合は授業担当者やゼミ担当教員が学生の求めに応じて個別に指導をしている。学習上の悩みを持つ学生や修学上問題がある学生については、まずゼミ担当教員があたり、このほか学生の希望や状況に応じて学生部の教員が対応している。また、留学生については、授業の履修や日常生活に関することまで、教職員全員で対応している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

II-B-1 でも述べたが、本学の寮で生活する学生は、授業や寮活動（朝課・晩課等）が過密で、平日での学習時間が限られている。読書や予習・復習の時間帯を設けることが課題である。

#### [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

科目の選択については、春・秋各学期のはじめに履修登録の教務部オリエンテーションを担当の教職員が連携して行っている。また、事務室窓口で随時相談に応じ、ゼミ担当教員も履修登録の相談にのっている。

学習支援のための印刷物については、『学生便覧/シラバス』のほかに「科目履修の手引き」を全学生に配布しオリエンテーションで説明を行っている。

基礎学力が不足する学生については、留学生の場合、日本語や日本での生活に慣れるために、留学生科目のほかに特別授業を設定し教員で分担して行った。日本人学生の場合、基礎学力が不足する学生に対する補習授業等の組織的な支援は行われていないが、授業担当者やゼミ担当教員が学生の求めに応じて個別に指導している。

学習上の悩みを持つ学生や修学上問題がある学生については、まずゼミ担当教員があたり、このほか学生の希望や状況に応じて学生部の教員が対応している。

本学では通信制教育は実施していない。

専門科目の演習や卒業実践研究では個別指導がされており、優秀な学生は意欲を持って学習成果を伸ばすことができる。四年制大学への編入を希望する学生に対しては相談にのり、学習支援を行っている。

本学では、留学生を受け入れている。留学生は学内の学生寮で生活を行い、授業を履修している。授業の履修や日常の生活に関することまで、教職員全員で対応している。本学からの留学生の派遣については、行っていない。

基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行ってい  
る。

■以下の観点を参照し、基準Ⅱ-B-3 の自己点検・評価の概要を記述する。

(a)自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では、学生の学習成果の獲得に向けて学生が不安なく生活を送るために、学生寮での生活や健康管理等の厚生的支援、学生が主体的に様々な活動に参画できるような教育的支援、奨学金等の経済的支援を教職員が組織的に連携して行っている。学生個人の日常の相談等についてはゼミ担当教員が窓口となり対応し、寮生については寮関係の職員（寮監・舍監・女子寮監）が学生の状況変化を把握している。学生全体の問題については主として学生部が総括し、毎週行われる教職員連絡会議で報告が行われるので全教職員が周知している。

(b)自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学には学生相談室や保健室が配備され学生部の職員が日常対応しているが、学生の心のケアや健康管理を行う専門家の心理カウンセラーや保健師は配置されていない。

#### [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

日常的な学生の相談等にはゼミ担当教員が対応している。生活支援のための教員の組織としては学生部が置かれている。学生生活に関する全学的事項を審議する場が学生委員会である。学生部は部長 1 人、課長 1 人（いずれも教員）の計 2 人が配置されており、寮関係の事務職員（寮監・舍監・女子寮監）と連携して問題に対処している。

本学における課外活動は、学生の組織である学生自治会を主体に行われている。学生自治会は、新入生歓迎会、大学祭（正眼祭）、卒業を祝う報恩の会を主催し担当する。また、本学では野球部・茶道部・御詠歌部・軽音楽部の 4 つのクラブが活動を行っている。それらの活動成果の一部が 10 月に行われる大学祭に反映されている。学生によるクラブ活動やそれらの行事を支援するのが学生部の教職員を中心とする学生委員会である。

本学では、一般の大学にみられる学生食堂は設置されていない。食堂は、修行道場に倣い「ジキドウ」と呼び、業者に委託している。特に、昼食は教職員・学生・科目等履修生・聴講生が一同に会し、作法に則り整然と食事を摂ることにより禅教育を実践している。常に衛生と健康管理には配慮している。また、寮には簡単な炊事場が備えられ、土日祝日には自炊が可能である。

売店は設置していない。飲み物について 4 カ所に自動販売機を設置し対応している。他の商品については、学生は必要に応じて近くにあるコンビニで買い物をしている。土・日曜日には、一日 3 回の市街地までのスクールバスによる送迎があり、学生はこの送迎により必要な物品の購入をしている。

学生の休息空間として学生ホールがあり、共同のテレビが設置され、授業間の休息・談話・各種行事の打ち合わせや反省会等の場として利用されている。また、学生寮内にも同様の施設・設備があり、活用されている。

保健室と学生相談室を設置し、また舍監室や事務室に救護用品を配備し、舍監をはじめ教職員一人ひとりが、学生の健康状態や精神状態を見ながら、声をかけ学生の心身のケアに配慮している。

本学は全寮制が基本であり、多くの学生が寮生活を送りながら「行学一体」の建学の精神を実践している。通学生は自宅から通っており、宿舎のあっせんは必要ない。

通学生は社会人学生が多く、自家用車を所有しているため通学生のためのスクールバスの運行は現在のところ必要ない。本学には、来客・教職員・通学生を含めて 3ヶ所の駐車場を有している。

奨学金等について日本学生支援機構等からの外部奨学金受給者は 0 人である。本学の学生は、学園独自の奨学金や支援制度を受けるものが大半である。正眼奨学金は、修学途中で、学費負担者に事由が生じ、経済的困難に陥った学生に修学期間中にかかる学納金相当額を無利子で貸与するものである。特別奨学金は、成績・人物ともに優秀なものに対して授業料を半額減免するものである。社会人優待制度は、社会人の出願資格を満たすものに対して、入学前の審査により、入学金の半額免除のほかに、2年間の授業料を減免するものである。社会人僧侶の育成や禅仏教を学ぶ志願者の受け入れを目的とする本学においては、必要な投資である。

表 奨学金等の取得状況 平成 24 年 11 月 1 日現在

奨学金	学年	1回生	2回生	合計
日本学生支援機構 2種		0	0	0
正眼奨学金		0	0	0
特別奨学金		1	1	2
社会人優待制度		16	4	20
合計		17	5	22
在籍者数		24	25	49
割合(%)		71	20	45

本学における学生の健康管理やメンタルケア、カウンセリングの体制は、全寮制を基本としているため、男子寮では寮監・舍監が、女子寮では女子寮監が状況変化を把握し、ゼミ担当教員に報告する。ゼミ担当教員が解決できない場合には、学生部に連絡して学生部より専門家（精神科医）を通して迅速にその処置を図っている。

## 1. 保健室

本学の保健室は本館の 1 階に配備され、授業中に緊急事態が生じたときは迅速に学生部職員に連絡し対応できるようにしている。日頃の健康ライフについては学生部職員が指導にあたり、実際の細かい相談事や体調不良の訴えを受けている。必要な場合は、近隣の医師の指導を受けるよう指導している。

## 2. 定期健康診断

定期健康診断は、学校健康法を基準に、検査項目に尿検査・血圧測定を追加し、毎年 4 月

に全学生・教職員に対して、(財)岐阜県健康管理センターに依頼し、出張健康診断を実施している。ほとんどの学生が受診し、当日欠席したものは後日健康管理センターへ行き受診するよう指導している。結果は受診者に通知し、大学では全学生的健康状態を把握し、問題のある学生はセンターより指導を受けている。特に必要な場合は、近隣の病院との連携も行っている。

### 3. メンタルケアとカウンセリング

本学では、学生相談室を配備し、少人数制の利点とアットホームな校風を生かし、早期発見・早期治療を重視し、ゼミ担当教員・学生部の教職員が学生の相談に対応している。

本学はゼミ担任制をとっており、入学時に個人面談を行い、学生個人の情報を収集すると同時に学生の意見や要望も聴取している。さらに毎学期ごとの面談や毎週のオフィスアワーで、進路や学生生活に関する様々な問題点について情報を収集している。学生間では、寮生活については寮生ミーティング、学生生活については学生ミーティングが毎週行われ、大学への意見や要望が出された場合、それを集約して寮頭学生より舍監・寮監・女子寮監へ、学生自治会長より学生部長へ報告される仕組みが構築されている。

留学生は、学内の寮で生活している。日本語や日本での生活に慣れるために、留学生科目のほかに特別授業を設け、教員で分担して行っている。また、学生生活については教職員全員で対応している。日本語や日本での生活力を高めるために、希望者には休暇中に市内および近隣の家庭に依頼し、日本人の生活を体験する学習(ホームステイ)を導入している。

社会人学生は、四年制大学卒業者を含めて学習意欲や学力の高いものが多い。四年制大学や他の短期大学を卒業したものには、本人の申し出により、30 単位を上限に既習得単位を認定することで負担を軽減している。また、学納金の分割や授業料の減免を行うなど生活面での支援を行っている。学生雲水をめざすものへは、特に僧籍をもつ教員をゼミ担任にあて常に学生の相談に対応している。

本学では、障がい者の受け入れのための施設の整備は行われていない。本学は坂道もあり、キャンパス内は平地ばかりとは言えない。肢体不自由者が不便なく学生生活を送れる施設を整備することは、学習の機会を提供することとあわせて重要であると認識しているので、今後の課題としたい。

本学では、平成 14 年より長期履修生を受け入れている。『学則』第 48 条に定め「長期履修学生規程」により体制を整えている。長期履修生を希望するものは、会社経営者やサラリーマン、主婦などが多く、現在では 5 年を上限としている。仕事などとの両立や継続して学習ができるように、ゼミ担当教員や教務部の教職員が個々の学生の修学年限や通学時間に応じて履修モデルを示して対応している。

本学にはボランティアセンターがあり、美濃加茂市・富加町などの自治体からボランティアの依頼を受け、ボランティアセンター職員が学生とともに参加している。また、本学では、学生が積極的に社会的活動を行えるように、1 回生時に必修科目「ヒューマンケア」を履修し、近隣のあじさい看護福祉専門学校の協力により、介護の専門職に就く上で必要な訪問介護員資格(ホームヘルパー 2 級)を取得する。2 回生時には必修科目「仏教ボランティア」を履修し、市内清掃活動、ブラジルの子供たちの学童保育など実践を通して学んでいる。

基準II-B-4 進路支援を行っている。

■以下の観点を参照し、基準II-B-4の自己点検・評価の概要を記述する。

**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

進路（就職・進学）支援は、教職員が一体となって行い、就職支援は学生部が、進路支援は教務部がそれぞれ総括している。本学では、一般就職者はないに等しく、僧堂へ掛搭（専門道場への入門と修行）するものがほとんどであり、各僧堂からの情報を基にして在学生の指導に生かしている。また、進学者については、教務部とゼミ教員が連携して編入対策・指導から推薦書作成・面接指導までの支援を行っている。

**(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

ゼミ担当教員は個人面談で進路調査を行うが、僧侶の子弟の中には卒業直前まで掛搭する僧堂を中々決定できない学生がいる。それらの学生に対しては、いかに早く僧侶になるための意識づけをするのかが課題である。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

本学は小規模校であり、教職員が一体となって就職支援を行い、学生部が総括している。本学では進路支援室が設置され、進路指導は学生部が総括し、学生部とゼミ担当教員が就職対策・学生指導について検討・協議し、所属学生に対し随時面談し就職・進路相談に応じている。本学の学生は、寺院の子弟や僧侶をめざす社会人が多く、僧堂に掛搭（専門道場への入門と修行）するものがほとんどで、一般的な就職者ではなく、そのため個別に指導が行われている。ちなみに、平成 24 年度の一般的な就職者は 0 人である。

平成 24 年度 卒業生の進路先

平成 25 年 5 月 1 日現在

性別 (年齢)	形 態	職 業	進 路 先
女性 (20)	通常履修学生 (留学生)	高校生	アメリカの短期大学へ入学
女性 (22)	通常履修学生 (留学生)	高校生	アメリカの四年制大学へ進学
女性 (21)	通常履修学生 (留学生)	高校生	アメリカの短期大学へ入学
男性 (69)	長期履修学生	元高等学校教諭	
女性 (22)	通常履修学生	—	主婦
男性 (20)	通常履修学生	高校生	僧堂へ掛搭
男性 (26)	通常履修学生	四年制大学卒業	僧堂へ掛搭

女性 (66)	通常履修学生	主婦	主婦
男性 (37)	通常履修学生	元会社員	僧堂へ掛搭
男性 (28)	通常履修学生	元修行僧	寺院副住職
男性 (44)	通常履修学生	元薬剤師	僧堂へ掛搭
女性 (31)	通常履修学生	四年制大学卒業	僧堂へ掛搭
男性 (35)	通常履修学生	元飲食店員	僧堂へ掛搭
男性 (25)	通常履修学生	音楽関係	僧堂へ掛搭
男性 (25)	通常履修学生	四年制大学卒業	僧堂へ掛搭
男性 (34)	通常履修学生	元高等学校常勤講師	僧堂へ掛搭

(注) 年齢は卒業時のもの。

本学では、近隣のあじさい看護福祉専門学校の協力により、介護の専門職に就く上で必要な訪問介護員資格（ホームヘルパー2級）を1回生時に必修科目「ヒューマンケア」の履修を通して取得できるようにしている。就職試験対策等の支援は学生部とゼミ担当教員が協力して行っている。なお、就職試験・面接日は公欠扱いとしている。

僧堂掛搭者については、卒業後の各僧堂での修行の状況が情報として本学へ寄せられ、その情報を基にして在学生の指導に生かしている。一般の就職者についてはなく、その結果を学生支援に活用することは不可能である。

本学は小規模校であり、編入希望者は毎年数名程度である。編入希望者に対しては、教職員が一体となって支援している。指導は教務が総括し、毎学期の初めにゼミ担当教員が学生と個人面談で、学生の進路調査を行う。教務部とゼミ担当教員が編入対策・指導について検討・協議し、教務部が編入志望大学から単位互換制度などの様々な情報を収集し、これらの情報をもとに教務部とゼミ担当教員が学生と個別面談を行い、推薦書作成や面接試験対策等の進学の支援を行っている。また、指定校推薦を利用する場合は、当該大学の受付開始3週間前までを募集の締切として受付をし、教授会で推薦対象者を決定して推薦している。

平成17年5月よりアメリカ合衆国北マリアナ諸島サイパン島の北マリアナ短期大学、平成19年10月には中国揚州市の鑑真学院との姉妹校提携を行った。両校からは留学生を受け入れているが、留学希望の学生がいないため現在のところその支援は行っていない。今後は留学支援を深めて行きたい。

基準II-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

■以下の観点を参照し、基準II-B-5の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の公式ホームページには、教育目標、入学を望む学生像と入学者受け入れの方針（A P）を明確に示している。また、オープンキャンパスの入試説明においても本学の教職員が学校案内を基に志望者に直接説明している。入学志望者や受験生からの問い合わせ、高等学校の進路担当の先生や担任の先生からの質問、入学手続き後の質問等まで個別にきめ細かく対応している。さらに、入学者に対しては、入学式後にオリエンテーションを行い、本学の建学の精神、教育目的・目標、学位授与の方針等を含めて各担当者から説明している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

入学者受け入れの方針（A P）は、公式ホームページにしか掲載していない。さらに多くの人々の目にふれるようにしたい。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

本学の公式ホームページには、教育目標、入学を望む学生像と入学者受け入れの方針（A P）を明確に示している。また、オープンキャンパスの入試説明においても本学の教職員が学校案内を基に志望者に直接説明している。入学者受け入れ方針は、他の2つの方針とともに教務委員会（FD委員会）で策定され、必要に応じて見直される。公式ホームページへの掲載は事務局で行っている。

受験の問い合わせ等については、特に女性事務職員が電話やメールで丁寧に対応している。例えば、入試区分以外の長期履修を志願するものや僧侶をめざすものへの説明は、教務部や僧籍をもつ教員が問い合わせの内容に応じて適切に対応している。オープンキャンパスでの来訪者の相談や学校見学者への対応、さらには高等学校の進路担当の先生や担任の先生からの質問など職員と教員が一体となって協力して行っている。なお、高等学校への訪問については、担当者が報告書を作成し事務局へ提出することになっている。

広報および入試事務は、事務局長が総括をし、広報部長・入試企画部長を中心に教職員が一体となって行っている。入学志望者や受験生からの問い合わせ、高等学校への訪問を通して大学の情報を提供するばかりではなく、それらを集約・分析して募集戦略を策定するなど広報活動と入試事務が結合した体制を取っている。

本学では、学生募集要項に記載された募集区分・入試区分等を守り入試選抜を行っている。入学試験委員会により指名された教員が一般入試の論文問題の作成を行い、委員会において点検をした上で当該年度の入試問題として決定される。推薦入試・社会人入試・帰国生徒入試の面接については、入学試験委員会で質問項目を点検し、入試面接委員にその項目が割り振られる。入試会場・面接会場・控え室の設営、試験問題の印刷等については教職員が分担し協力して行う。入試当日は、学長を含む4人の面接委員と3人の論文採点委員が公正かつ正確に評価を行っている。判定資料の作成、判定結果の通知、入学手続きの事務、入学者の確定事務等についても複数の職員が担当し、不正やミスが生じないよう相互にチェックできる体制をとっている。以上により、本学における入試選抜の公正さや正確さは保持されている。

入学手続き者の電話やメールによる問い合わせに対しては、個別に授業や寮生活等必要であると考えられることについてアドバイスを行っている。本学での入学者は遠隔地のものが多く、入学式前に集めて事前指導を行うのは不可能である。

春学期および秋学期の入学式後に、入学者に対して教務部、学生部、事務室、図書館、学生寮それぞれの担当者によりオリエンテーションを行っている。オリエンテーションでは、本学の建学の精神、教育目的・目標、学位授与の方針（D P）等を含めて説明している。オリエンテーション後の学生個人の質問・疑問等については、ゼミ担当教員と連携を取りながら各部署で対応する体制を取っている。在学生に対しても同じく入学式の前日にオリエンテーションを実施している。

◇基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

本学は教育の一環として建学の精神に基づき、行の実践および生活の学舎である学生寮（男子寮・女子寮）を学内に設置している。学生寮については。『学則』第 52 条に定め、「学生寮規則」「学生寮細則」によって体制を整備し、寮関係の事務職員（寮監・舍監・女子寮監）を配置して生活支援を行っている。男子寮は、原則として個室を認めず二人部屋としている。寮では、学生が和合と切磋琢磨の精神をもって学生生活を送られるよう計画され、部屋替え等も定期的に実施している。また「生活時間表」により学生が規則正しく共同生活を行い、僧侶になるための作法や共生の精神等を学んでいる。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

#### (a) 基準Ⅲの自己点検・評価の要約を記述する。

本学の専任教員は、短期大学設置基準に定める必要人数を充足し、平均年齢のバランスは保たれている。教授会等の各種委員会を組織し、建学の精神の具現化のため、意見交換及び討論をしている。専任教員の採用・昇任に関して、総合的に勘案して決定している。

専任教員は研究活動を進め、データはホームページにおいて情報公開している。研究室は整備され、年間研究費が支給される。この他に各種委員会等において、F S Dとして教職員一体で活動し、学習成果を向上させている。

事務組織は、短大事務局の下に各部を置き、業務分掌規程で責任体制を明確にしている。事務職員は適切な人員確保と配置を行い運営している。また事務に関する諸規程を整備し、必要な備品等を整備している。防災対策は防災計画に基づき、また地域との災害協定を結び、教職員や学生には必要な講習を受講させている。情報セキュリティ対策を施している。

教職員の就業諸規程について整備し、関係諸規程に則って適正に管理を行っている。

校地面積、校舎面積、運動場の面積等は適切な面積を有している。障がい者対応に関しては、未熟である。授業を行うための講義室、演習室、実験・実習室、及び機器・備品を十分に整備している。図書館は一般の学外者にも開放し、蔵書数や座席数等も十分である。

財務諸規程、固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を整備し管理している。火災・地震対策、防犯対策を施し、また学生の心身に関すること等に対応できるよう教職員研修をしている。各設備等は定期点検・整備を実施し、全教職員と全学生参加で防火・防災・避難訓練を実施し、A E Dの講習を実施している。セキュリティ対策を実施し、データ漏洩対策を実施している。節電と省エネ意識の向上を目指している。

本学の技術的資源の整備状況は概ね問題はなく、ハードもソフトも常時適切な状態で、教職員には技術向上を図り授業を行うことを可能としている。

本学の財政状況は、資金収支及び消費収支は過去3年間均衡している。貸借対照表は、資産は年々増加し健全に推移し、借入金もなく安定した学校運営を行っている。教育研究経費は、帰属収入の32.8%と高い水準を維持している。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）は、学内の状況を勘案して順次更新している。定員充足率は毎年100%前後を維持し妥当な水準で、収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

本学は臨済禅を標榜する唯一の短期大学で、行学一体を掲げ、行（実践）と学（学問）の両輪による教育が特色であるが、その宗門や寺院色が強いために、一般人に対して敷居が高く、行が厳しいといった誤解があり、宗門人以外の一般人の入学が敬遠されている傾向がある。

必要経費全体に占める人件費割合は低く、施設設備費割合は毎年バランスよく推移している。学内より理事や評議員が多く選任され、また経営情報等は教職員連絡会においても事務局長より常に報告され、常に危機意識を持ち、各自が経費節減に努めるなどして業務に当たっている。

**(b) 基準Ⅲの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。**

経費削減による内部での業務処理の増大化、年間行事の増加、学生活動の活発化に伴って、教職員の業務量が増してきている状況は否めない。また専任教員は、まとまった研究・研修時間を確保しにくくなり、平成22～24年度においては、専任教員による科学研究費補助金の獲得はない。専任教員の十分な研究活動時間の確保のため、学務分掌・業務内容の見直しや効率化、部門間の連携を促進し、職員の増員（アルバイト等の非正規職員の採用）により教員の負担を軽減し研究体制の充実を図る。

障がい者に対応する整備は遅れ、バリアフリー化とトイレの整備が課題である。図書館は複本の整備が課題である。施設整備に関しては、老朽化した図書館、旧本館については耐震補強の必要性があり、現在調査検討中である。

情報機器などのメンテナンスに関して、専門知識を有する教員に負担が掛かっていることが課題で、次年度にはメンテナンス業者を選定し対応する。

この他に、少子化の進展に伴う18歳人口の減少に対応するべく、物的資源と人的資源を有効活用し、新たな短期大学の魅力を創出し、学生募集対策と広報活動の見直しをし、学生の満足度向上を目指して学内一丸で取り組む体制を構築していくことが課題である。

**[テーマ]**

**基準Ⅲ-A 人的資源**

**(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。**

本学は禅・人間学科の1学科で、収容定員50名の単科短期大学である。本学の専任教員は7名、非常勤講師は13名で、短期大学設置基準に定める必要人数を充足している。建学の精神「行学一体」に基づく有為の人材を養成することを目的とするための組織として申し分なく、専任教員の平均年齢は平成24年5月1日現在、47.57歳で構成上のバランスは保たれている。教員組織として、教授会（学長及び専任教員）、教務委員会（FD委員会、学長を除く専任教員と教務事務に関する職員）、学生委員会（学長を除く専任教員と学生事務に関する職員）、自己点検・評価委員会（全教職員）等を組織し、建学の精神の具現化のため、意見交換及び討論の上、議決している。専任教員の採用・昇任に関して「正眼短期大学 教員任免規則」に基づいて、教育能力、研究能力、人格・見識、学会・社会活動、経験、業績等を総合的に勘案して、資質を確認している。非常勤講師についても同様である。

専任教員は、本学の教育課程編成・実施の方針（CP）の担当授業科目に基づき、また各自の研究領域や研究領域以外の課外活動に関する研究も行われ、論文発表や学会活動等の研究活動を進めている。研究成果は、教員個々の所属学会や『正眼短期大学研究紀要』で公表されている。専任教員データは、本学ホームページにおいて情報公開している。専任教員には、個室の研究室を整備し、研究室には事務机、椅子、書架が配置され、また年間研究費が支給される。この他に本学では、教職員連絡会議、教務委員会、学生委員会等において、FD・SDを区別することなくFSDとして教職員一体で活動し、授業方法の改善や教職員のスキル向上のために、全学で知識や問題意識の共有化、担当教員と各部署が連携を図り、学習成果を向上させるために連携している。

事務組織は短大事務局の下に、事務部、教務部、学生部、総務部、ボランティアセンターを置き適切に運営している。責任体制は、「学校法人正眼短期大学 業務分掌規程」で明確

にし、事務職員は少ないながら適切な人員確保と配置を行い、専門知識を備えている。事務に関する規程を整備し、適切に事務処理を行い、事務部署に必要な情報機器、備品等を適切に整備している。防災対策については、防災計画に基づき、避難訓練と消火訓練を全学生と教職員参加で実施し、災害時における避難指示や避難場所の確認をしている。地域との災害協定を結び、教職員には防火管理者の講習、学生には AED（自動体外式除細動器）の講習を受講させている。情報セキュリティ対策を施し、また夜間は、警備会社による室内管理を実施し、不審者の侵入を防止している。また SD活動で事務職員の資質、専門能力を向上させ、業務の見直しや事務処理の改善、適切な組織構成および人員配置に向けて定期的に分析している。本学は事務局や他部の職員も学生の状況をよく把握しており、職員と教員との連携がスムーズで、学習成果を向上させることのできる体制を整えている。

教職員の就業に関する諸規程について整備し、法律改正や状況の変化に対応するために、常に見直しや諸規程の追加制定及び改定を行い、『学校法人正眼短期大学諸規程集』を毎年配布し、教職員に説明し周知を図っている。教職員の就業については、関係諸規程に則って適正に管理を行っている。

**(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。**

経費削減による内部での業務処理の増大化、年間行事の増加、学生活動の活発化に伴って、教職員の業務量が増してきている状況は否めない。また専任教員は、授業準備・授業、学生への学習・生活指導、あるいはその他の学務事務遂行のため、まとまった研究・研修時間確保しにくくなっている。また研修日に校務など他の業務を当てざるを得ない状況も少なくない。それに反映して平成22～24年度においては、専任教員による科学研究費補助金の獲得はない。専任教員の十分な研究活動時間の確保のため、学務分掌・業務内容の見直しや効率化、部門間の連携を促進し、職員の増員（アルバイト等の非正規職員の採用）により教員の負担を軽減し、研究体制が充実できるようにする。

**基準Ⅲ－A－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針について教員組織を整備している。**

**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

本学は禅・人間学科の1学科で、収容定員50名の単科短期大学で、日本一小さい短期大学である。本学の専任教員は、教授3名（学長を含む）、准教授1名、講師3名、助教0名合計7名、非常勤講師は、13名で、短期大学設置基準に定める必要人数を充足している。建学の精神「行学一体」に基づく有為の人材を養成することを目的とするための組織として申し分ない。専任教員の平均年齢は平成24年5月1日現在、47.57歳で構成上のバランスは保たれている。

教員組織として、教授会（学長及び専任教員）、教務委員会（FD委員会、学長を除く専任教員と教務事務に関する職員）、学生委員会（学長を除く専任教員と学生事務に関する職員）、自己点検・評価委員会（全教職員）等を組織し、建学の精神の具現化のため、意見交換及び討論の上、議決している。

専任教員の採用に関して「正眼短期大学 教員任免規則」に基づいて、教育能力、研究能力、人格・見識、学会・社会活動、経験、業績等を総合的に勘案して、資質を確認している。

非常勤講師についても同様である。

専任教員の昇任に関しても、同規程に基づいて、研究業績・教育的能力・本学に対する貢献力等を総合的に勘案して、教授会において資格審査を諮った後、理事会の議を経て、理事長が決定する。

**(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

このように、本学は教育課程編成・実施の方針（C P）に基づいた教員組織を整備しており、特に問題はない。

**[当該区分に係わる自己点検・評価のための観点]**

本学は、禅・人間学科の1学科で、収容定員50名の単科短期大学である。教員数は設置基準を満たす7人で、顔の見える組織となっている。また委員会などの組織は以下のようなものがある。

○教授会（教授会規程）

学長及び専任教員をもって構成し、学生の生活指導に関することや本学の教育および行事に関することを審議決定する。

○教務委員会（FD委員会、教務委員会規程）

学長を除く専任教員と教務事務に關係する職員でもって構成し、授業に関する資質開発、教育課程の改善と編成等、本学の教育全般について意見交換及び討論を通じて、教員自らの資質開発を目指している。また教授会で審議する議案についての検討やFD・SD活動も行っている。

○学生委員会（学生委員会規程）

学長を除く専任教員と学生事務に關係する職員でもって構成し、学生に対するサービスとして、学生の諸問題についての相談や、学生のクラブ活動や大学祭等の諸活動の運営について援助を行うこと等を審議する。またFD・SD活動も行っている。

○自己点検・評価委員会（自己点検・評価委員会規程、第三者評価準備委員会規程）

学長、学科長、図書館長、専任教員のうちから選出したものの若干人、法人本部事務局長、短大事務部長、学長が指名する教職員若干人でもって構成し、本学の教育・研究を自主的に改革し、その一層の充実と発展を図るため、全学的・総合的に自己点検および自己評価を行い、併せて第三者による評価を実施する。また第三者評価準備委員会規程を設け、学長が委員長、ALOが副委員長を務め、この他に自己点検・評価委員会が委嘱する学内の若干人でもって構成し、第三者評価の実施準備を行う。

以上の委員会等により、建学の精神を実現するための組織として十分である。

本学の教員数については、後述の表の通り、全専任教員数は7人で設置基準イ・ロを合わせて7人で、設置基準は充足している。また専任教員の平均年齢は平成24年5月1日現在、47.5歳で構成上のバランスは保たれている。

## 設置基準が定める教員数

平成24年5月1日現在

	正眼短期大学 禅・人間学科 専任教員数					設置基準で定める教員数			助手	非常勤講師	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	イ	ロ	ハ			
男	2	1	3	0	6	5	/	/	0	11	学長 1 名を含む
女	1	0	0	0	1		/	/	0	2	
(小計)	3	0	4	0	7	5	/	/	0	13	
ロ	/	/	/	/	/		2	3	/	/	
合計	3	1	3	0	7		7	3	0	/	

イ 学科の種類による教員数

ロ 入学定員による教員数

ハ その内、教授数

本学の専任教員の職位、学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等については、ホームページにおいて教育研究活動等の情報公開を行っている。

教育実績・研究業績の内、教育実績（持ちコマ数）については、学生数が少ないともあり、他短期大学の教員よりも少ないといえる。また「建学の精神フィールドワーク」等、全教員で取り組む科目もあり、本学の「行学一体」の行（実践）を重視する特殊性も関係している。また研究業績についても、教授・准教授・講師の資格を十分に充たしているという業績数ではないが、それぞれ研鑽に励んでいる。

## 平成22年度～25年度の専任教員の教育実績（持ちコマ数）・研究業績

教員名	職名	学位	教育実績			備考
			H22	H23	H24	
山川宗玄	教授	理学学士	2	2	2	学長 臨済宗僧侶(師家)
今村敬子	教授	社会学修士	5.5	4.5	4	学科長・教務部長 専務理事
鈴木重喜	教授	文学修士	4	5	4.5	学生部長
後藤安弘	准教授	教育学修士	6.5	4.5	5	総務部長・ALO 専務理事 臨済宗僧侶
村瀬正光	講師	文学修士	5	5	5	入試企画部長 黄檗宗僧侶
千田たくま	講師	文学修士	4	3.5	4	学生課長
横山三千穂	講師	教育学士	3	—	—	H22末で退職 H23～24は非常勤講師
宇佐美之規	講師	人間科学 修士	—	4	5	H22は非常勤講師・教務課長 浄土真宗僧侶

本学は、教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき『平成25年度正眼短期大学 学生便覧/シラバス』のカリキュラム担当表に示した通り、専任教員と非常勤教員を適切に配置している。

なお禅・人間学科という学科の特性として、仏教や禅宗の専門科目や禅文化教養科目については、専門家を招致して開講せざるをえないでの、必然的に非常勤教員を置かざるを得ない現状がある。

## 専任教員数と非常勤教員数

平成24年5月1日現在

	男	女	計	備考
専任教員	6	1	7	学長1名(男)を含む
非常勤教員	11	2	13	副学長1名(男)を含む
計	17	3	20	

## 非常勤教員の年齢・職位・性別・担当授業科目

平成24年5月1日現在

	氏名	年齢	職位	性別	担当授業科目	備考
1	横山紘一	71	非常勤	男	仏教学の基礎	本学副学長 法相宗僧侶
2	横山三千穂	82	非常勤	男	漢文の基礎 彫仏	元高校教員 元大学講師
3	松原一哲	46	非常勤	男	陶芸	陶芸家
4	西川知範	78	非常勤	男	華道	華道家 臨濟宗僧侶
5	加藤舞心	54	非常勤	男	書道	書道家 筆禪道教授
6	小西弘道	38	非常勤	男	仏教史概論	臨濟宗僧侶
7	辻 栄治	59	非常勤	男	茶道	茶道裏千家教授
8	野崎康弘	60	非常勤	男	健康科学	薬剤師 針灸師 他大学非常勤講師
9	酒向秀子	61	非常勤	女	禅と武道(ヨガ)	ヨガ講師
10	水谷和郎	62	非常勤	男	禅と武道(太極拳)	太極拳師範
11	林 久義	51	非常勤	男	現代社会と宗教 仏教心理カウンセリング 宗教学演習	チベット僧侶
12	太田真由美	48	非常勤	女	日本語 I 日本語 II	他大学日本語講師
13	池田文明	35	非常勤	男	禪宗史概論	臨濟宗僧侶

本学は、補助教員の配置を定めていないが、「坐禅 I a / I b ・ 坐禅 II a / II b」 「作務 I a / I b ・ 作務 II a / II b」 「仏教ボランティア a / b」においては、授業担当教員以外の専任教員や非常勤教員が、補助として入っている。これは、本学の建学の精神を具現化した科目に対して、全学一致（学生と教職員が一致）して取り組む教育方針があり、学生に対する教育上の効果もある。

本学は、教員の採用・昇任に関して「正眼短期大学 教員任免規則」「教員選考基準」等を整備し、その方針を明確にし、これらの規程に基づいて、具体的な手続きを適切に実施している。

教育職員の採用は、教務委員会で教育課程等を鑑みて教員採用の必要性を審議し、教授会の議を経て公募を開始する。候補者は教授会での資格審査を経た後、理事会の議を経て、

理事長が採否を決定し、辞令を交付する。なお教授会が行う教員の資格審査は、短期大学設置基準の「第七章 教員の資格」に掲げられる基準に準ずるものである。非常勤講師についても同様で、また本学独自の「非常勤講師選考基準」に基づいている。

教育職員就任後、教授、准教授、講師、助教、助手等の資格昇任についても、教授会において資格審査を経た後、理事会の議を経て、理事長が決定する。昇任の判断基準は、研究業績・教育的能力・本学に対する貢献力である。教育的能力とは学生に対する教育実践の能力で、本学に対する貢献力とは事務組織及び教員組織が協調して学習支援体制を構築し協力する貢献力である。

### **基準Ⅲ－A－2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。**

#### **(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

専任教員は、本学の教育課程編成・実施の方針（CP）の担当授業科目に基づき、また各自の研究領域や研究領域以外の課外活動に関する研究を行い、論文発表や学会活動等の研究活動を進めている。研究成果は、教員個々の所属学会や『正眼短期大学研究紀要』（年1回発行）で公表されている。専任教員データは、本学ホームページにおいて情報公開し、教員が有する学位、所属学会、主な研究業績等を示している。

専任教員には、個室の研究室を整備し、研究室には事務机、椅子、書架が配置され、また年間の研究費については、教授・准教授・講師とも10万円の研究費が支給される。

この他に本学では、教職員連絡会議、教務委員会、学生委員会等において、FD・SDを区別することなくFSDとして教職員一体で活動し、授業方法の改善や教職員のスキル向上のために、全学で知識や問題意識の共有化、担当教員と教務部・学生部・図書館が連携を図り、学習成果を向上させるために連携している。

#### **(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

専任教員は、授業準備・授業、学生への学習・生活指導、あるいはその他の学務事務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくくなっている。また研修日に校務など他の業務を当てるを得ない状況も少なくない。それに反映して 平成22～24年度においては、専任教員による科学研究費補助金の獲得はない。専任教員の十分な研究活動時間の確保のため、業務のスリム化や職員の増員により、研究体制の充実が望まれる。

#### **〔当該区分に係わる自己点検・評価のための観点〕**

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、研修会参加等）は、本学の教育課程編成・実施の方針（CP）の担当授業科目に基づき、また各自の研究領域や研究領域以外の課外活動に関する研究も行っている。

## 平成22年度～24年度の専任教員の研究実績

教員名	職名	研究業績					国際的活動の有無	社会的活動の有無	備考(その他)
		著作数	論文数	学会等発表数	展覧・演奏・講演会等	その他			
山川宗玄	教授	2	0	0		0	有	有	
今村敬子	教授	0	0	0	0	3	無	有	看護学校非常勤講師 市総合戦略推進委員
鈴木重喜	教授	2	1	2	7	0	無	有	大学非常勤講師 県史特別調査委員 市文化財審議会委員 市個人情報審議会会長
後藤安弘	准教授	0	0	0	3	3	無	有	カルチャーセンタ一講師
村瀬正光	講師	0	0	0	6	3	無	有	カルチャーセンタ一講師
千田たくま	講師	0	1	1	0	3	無	有	大学非常勤講師
宇佐美之規	講師	0	0	0	3	0	無	有	

専任教員個々人の研究活動の状況（研究成果）については、教員個々の所属学会や『正眼短期大学研究紀要』（年1回発行）、本学ホームページにおいて教育研究活動等の情報公開をし、教員が有する学位、所属学会、主な研究業績等を示している。

専任教員の科学研究費補助金、外部研究費等の獲得について、平成22～24年度においては、専任教員による科学研究費補助金の獲得はない。望ましい状態ではないので、まずは科学研究費補助金の申請をすることが望まれる。その為には、専任教員の学務事務を軽減し、研究時間の確保が重要である。

専任教員の研究活動を確保するための規程については、正眼短期大学「教員個人研究費規程」に定めて整備している。なお、専任教員の年間の研究費については、教授・准教授・講師とも10万円の研究費が支給される。この研究費については、研究機器備品、旅費、図書費、学会費、その他の研究費と科目が分けられているが、特に規制はない。

専任教員の研究成果を発表する機会については、『正眼短期大学研究紀要』を毎年度末に1回発行し、専任教員の研究成果の発表機会を確保している。紀要の投稿資格については、客員教授・特任教授・非常勤講師にもある。紀要に関しては、「紀要委員会規程」「紀要刊行・編集規程」を定め、編集は本学専任教員が担当している。

専任教員が研究を行う研究室等については、全ての専任教員に1人当たり11.4m<sup>2</sup>の研究室（個室）を整備しており、研究を行うのに十分なスペースを整備し、各研究室には事務机、

椅子、書架が配置されている。なお共同研究室、研修室、実験室はない。

専任教員の研究、研修等を行う時間については、授業準備・授業、学生への学習・生活指導、あるいはその他の学務事務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくいのが実情である。そのような中、「就業規則」において自宅研修日を毎週 1 日保証している。しかし、研修日に校務など他の業務を当てるを得ない状況も少なくない。また夏季や春季休暇も従前に比較して短縮傾向にあり、各専任教員の研究活動時間に影響を与えていていることは否めない。専任教員の十分な研究活動時間の確保のため、業務のスリム化や職員の増員等、一層の努力が求められる。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席などについては、学校法人正眼短期大学「海外出張に関する規程」並びに「海外研修に関する規程」に基づき、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席などに関して整備している。また、国内留学に関しては別途「国内研修に関する規程」を整備している。しかしながら、近年は留学や派遣については実施していない。

本学では、F D活動に関する規程を整備し、教職員連絡会議、教務委員会、学生委員会等において、F D・S Dを区別することなくF S Dとして教職員一体で活動している。

本学ではF D活動として、授業方法の改善や教職員のスキル向上のために、以下の活動を行っている。

- ① 「授業に関するアンケート」を全科目について個別に定期試験終了時に実施し、その結果を教務部で集計し、教務委員会で分析し、当該教員にフィードバックしている。
- ② 専任教員と非常勤講師との研修会を教務部主催で年 5 回（4月、7月、9月、12月、2月）開催し、本年度の本学の方針、学生の現状、教授法、授業評価方法等についての意見交換を行い、全学で知識や問題意識の共有化を図っている。
- ③ 教職員連絡会議を毎週水曜日開催し、F S Dを合同に行い、討議や意見交換を行い、全学で知識や問題意識の共有化を図っている。

本学では教職員連絡会議は毎週水曜日開催、教授会は月 2 回、教務委員会や学生委員会は毎月開催し、小規模校の良さを最大限に生かし関係各部署と連携している。ゆえに学生の出席状況や問題のある学生への対応も早く、担当教員と教務部・学生部が連携してフォローが図られる。また教員と図書館は授業で役立つ書籍類に関する連携、パソコン活用に関する連携などが挙げられる。

### **基準Ⅲ－A－3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。**

#### **(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

事務組織は短大事務局の下に、事務部、教務部、学生部、総務部、ボランティアセンターを置き適切に運営している。責任体制は、「学校法人正眼短期大学 業務分掌規程」で明確にし、事務職員は少ないながら適切な人員確保と配置を行い、専門知識を備えている。事務に関する規程を整備し、適切に事務処理を行い、事務部署に必要な情報機器、備品等を適切に整備している。防災対策については、防災計画に基づき、避難訓練と消火訓練を全学生と教職員参加で実施し、災害時における避難指示や避難場所の確認をしている。地域との災害協定を結び、教職員には防火管理者の講習、学生にはA E D（自動体外式除細動器）の講習を受講させている。情報セキュリティー対策を施し、また夜間は、警備会社による室内管理を実施し、不審者の侵入を防止している。また S D活動で事務職員の資質、専門能力を向上

させ、各種会議ではF D・S Dを区別することなくF S Dとして教職員一体で活動し、討議や意見交換を行い、全学で知識や問題意識の共有化を図り、業務の見直しや事務処理の改善、適切な組織構成および人員配置に向けて定期的に分析している。本学は小規模短期大学であり、事務局や他部の職員も学生の状況をよく把握しており、職員と教員との連携がスムーズで、学習成果を向上させることのできる体制を整えている。

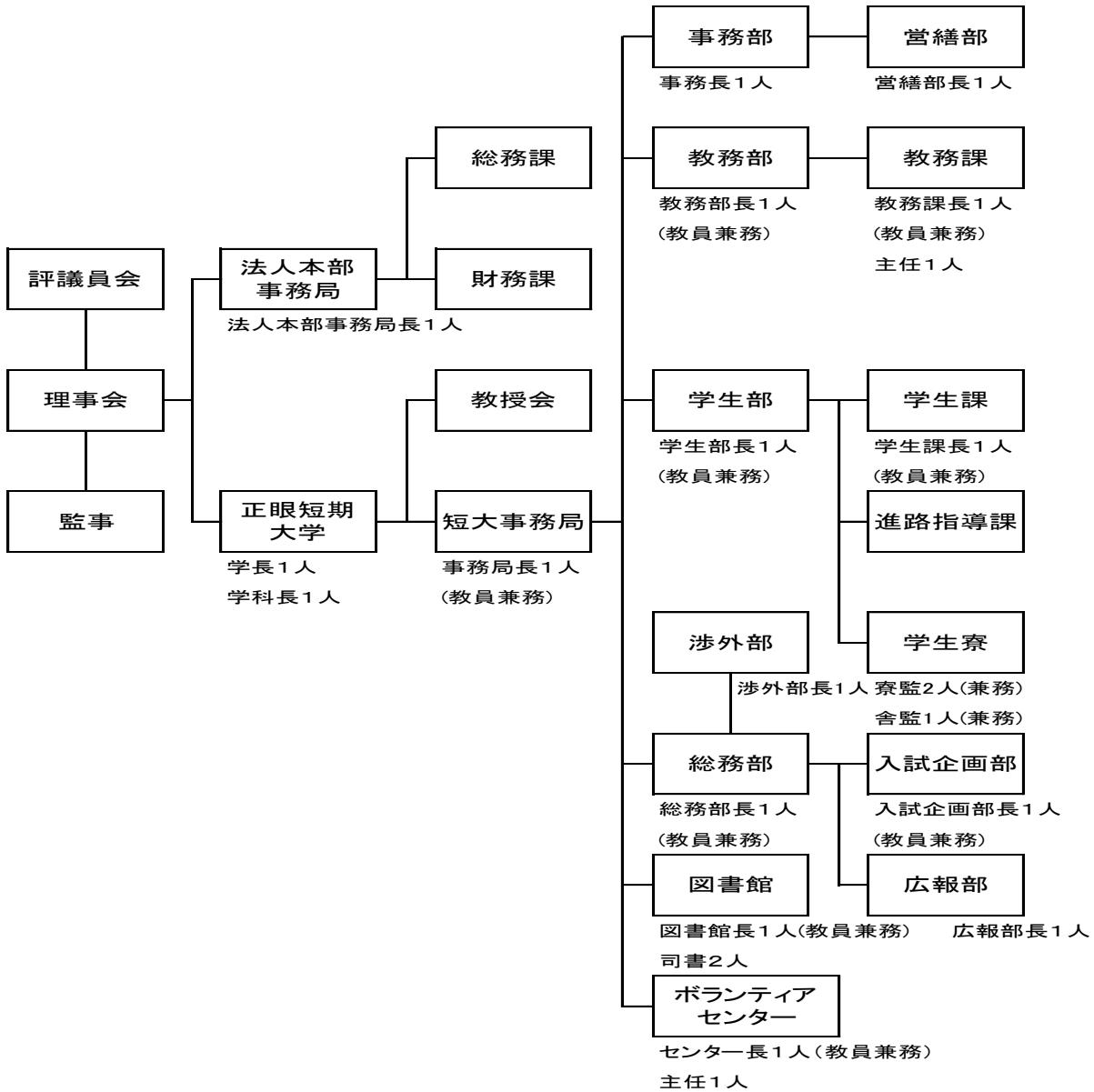
**(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

本学は小規模短期大学で専任事務職員を8名配置しているが、基準III－A－2でも課題を指摘した通り、授業準備・授業、学生への学習・生活指導、あるいはその他の学務事務遂行のため、専任教員に対する負担が多く十分な研究時間確保が難しい。経営状況からすると安易な職員の増員は難しいが、何らかの対策が求められる。

## 〔当該区分に係わる自己点検・評価のための観点〕

学校法人正眼短期大学組織図

平成24年5月1日現在



事務組織は短大事務局の下に、事務部、教務部、学生部、総務部、ボランティアセンターを置き、運営している。責任体制は、事務局長の下、各部課長の責任を「学校法人正眼短期大学 業務分掌規程」で明確にしている。特に、教務、学生、総務については、教員を部長とし、教授会と事務組織との連携を図っている。なお、平成24年5月1日現在の専任事務職員の総数は8名である。

事務職員は少ないながら適切な人員確保と配置を行い、学内外の研修会等に積極的に参加して、専門知識の修得に努めており、専門知識を備えている。

事務に関する規程は、事務を司るものだけでなく、業務に関係するものも含めて次の通り規程として整備しており、適切に事務処理を行っている。

学校法人正眼短期大学 寄附行為  
学校法人正眼短期大学 監事監査規則  
学校法人正眼短期大学 内部監査規則  
学校法人正眼短期大学 業務分掌規程  
学校法人正眼短期大学 経理規程  
学校法人正眼短期大学 固定資産及び物品管理規程  
学校法人正眼短期大学 文書保存規程  
学校法人正眼短期大学 公印取扱規程  
学校法人正眼短期大学 学生個人情報保護規則  
学校法人正眼短期大学 就業規則  
給与規程 退職金支給規程 旅費規程 育児休業、育児のための深夜業の制限、及び育児短時間勤務に関する規程 介護休業及び介護短時間勤務に関する規程 寄宿規程  
特殊勤務者服務規程 宿日直規程 再雇用規程  
全学ホームページ委員会規程 ホームページの作成・管理に関する内規  
ハラスマント防止委員会規程  
正眼短期大学 防災計画  
学生相談に関する危機管理マニュアル

事務所等に配置しているパソコン等の事務機器は次の表の通りで、文書処理、情報処理に必要なネットワークが構築されて、各個人にはパソコンが与えられている。

**事務所（各事務部門が使用）** **平成24年5月1日現在**

事務機器名	台数	備考
パソコン	10台	XP 10台(内、教務成績専用の1台はLAN未接続)、
サーバ	1台	データ共有用(ネットワーク接続)
ハードディスク	2台	データ保管用
カラーレーザープリンター	1台	A3対応(ネットワーク接続)
モノクロレーザープリンター	2台	A3対応2台、
インクジェットプリンター	4台	A2対応1台(ネットワーク接続) A3対応1台、 A4対応2台(スキャナー付)、

カラーコピー機(複合機)	1 台	A 3 対応(ネットワーク接続)
モノクロコピー機	1 台	A 3 対応、

**ボランティアセンター**

事務機器名	台数	備考
パソコン	2 台	XP 2 台
モノクロレーザープリンター	1 台	A 4 対応、
モノクロコピー機	1 台	A 3 対応、

**図書館**

事務機器名	台数	備考
パソコン	1 台	XP
インクジェットプリンター	1 台	A 4 対応、
モノクロコピー機	1 台	A 3 対応、

この他に、電話、FAX、机、椅子、書庫、文房具など事務処理に必要なものが整備され、消耗品等は、必要に応じて物品購入許可願での購入ができ、事務部署に必要な情報機器、備品等を適切に整備している。

防災対策については、本学には防災計画があり、地震等の自然災害の危機に迅速かつ的確に対応するための危機管理体制及び対処方法等を詳細に定めたものである。特に本学には学生寮があり、学生の約 7 割が寮生である。学生、教職員及び地元伊深町の住民等の安全確保、水等のライフラインの確保、食料等の災害備蓄品、救出作業工具等を定め保管している。本学のある岐阜県美濃加茂市は東海・東南海地震の発生による被災想定地域であり、岐阜県とは災害協定を結び、グランドは緊急時にヘリポートとなるなど協定が交わされている。このほか、美濃加茂市、伊深小学校、母体である宗教法人正眼寺との連携等について、教職員は本学が実施する防災研修で熟知している。

火災に対しては、消防法に定められた消化器等の定期点検を実施し、避難訓練と消火訓練については消防署指導の下、毎年 5 月と 10 月の 2 回、全学生と教職員で実施し、災害時における避難指示や避難場所の確認をしている。

防火及び震災対策のため、災害による人的、物的被害を軽減することを目的として、毎年最低 1 名、教職員には防火管理者の講習を受講させ、防火管理についての意識付けを行っている。

救急救命活動に有効とされる A E D (自動体外式除細動器) を学内に設置し、教職員のみならず学生も使用方法についての講習を受けている。本学では約半数の学生が使用方法の講習（訪問介護員初任者研修）を受けている。

情報セキュリティー対策については、「学生個人情報保護規則」等に基づき、それぞれの情報（成績管理、会計管理等）について管理者を定め外部への持ち出しを禁じるなど厳格に各部署で運用されている。またネットワークについては、各パソコンをサーバによる一元管理を行い、セキュリティーソフト等を用いて外部からの侵入を防ぐなど適切に管理されている。

また夜間は、事務局（教務部・学生部・総務部）を警備会社による室内管理を実施し、不審者の侵入を防止している。

S D活動については、規程を整備し事務職員の資質、専門能力の向上のために、毎週水曜日の教職員連絡会議、教務委員会、学生委員会等において、F D・S Dを区別することなく F S Dとして教職員一体で活動し、討議や意見交換を行い、全学で知識や問題意識の共有化を図っている。

日常的に業務の見直しや事務処理の改善については、教職員連絡会議でその都度に対応している。勤務時間内での業務処理を目指し、業務に対する責任感とスキルアップのため、業務の簡素化に取り組み、各自で職務管理に努めている。また各部署がそれぞれの業務内容を精査し、適切な組織構成および人員配置に向けて定期的に分析している。

専任事務職員を教務部・学生部・図書館に配置し、学生の学習成果向上を図るため関係部署や教員と連携している。また小規模短期大学であり、事務局や他部の職員も学生の状況をよく把握しており、職員と教員との連携がスムーズで、学習成果を向上させることのできる体制を整えている。

### **基準III－A－4 人事管理が適切に行われている。**

#### **(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

教職員の就業に関する諸規程について整備し、法律改正や状況の変化に対応するために、常に見直しや諸規程の追加制定及び改定を行い、『学校法人正眼短期大学諸規程集』を毎年配布し、教職員に説明し周知を図っている。教職員の就業については、関係諸規程に則って適正に管理を行っている。

#### **(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

経費削減による内部での業務処理の増大化、年間行事の増加、学生活動の活発化に伴って、教職員の業務量が増してきている状況は否めない。その解消のため、学務分掌・業務内容の見直しや効率化、部門間の連携を促進していく。

#### **[当該区分に係わる自己点検・評価のための観点]**

教職員の就業に関する諸規程については、下記の一覧の通り整備し、法律改正や状況の変化に対応するために、常に見直しや諸規程の追加制定及び改定を行っている。

**教職員の就業に関する諸規程一覧**

学校法人正眼短期大学 就業規則

給与規程 退職金支給規程 旅費規程 育児休業、育児のための深夜業の制限、及び育児短時間勤務に関する規程 介護休業及び介護短時間勤務に関する規程 寄宿規程 特殊勤務者服務規程 宿日直規程 再雇用規程

**教職員の就業に関する諸規程の周知は、『学校法人正眼短期大学諸規程集』を毎年配布し、規程が改正された場合は、その都度ごとに教職員会や教授会等で説明し周知を図っている。教職員の就業については、関係諸規程に則って適正に管理を行っている。**

〔テーマ〕

**基準Ⅲ－B 物的資源**

**(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。**

本学は、校地面積は11, 414. 00m<sup>2</sup>、校舎面積は3, 414. 43m<sup>2</sup>、運動場の面積は8, 463m<sup>2</sup>、体育館470. 49m<sup>2</sup>で、適切な面積を有し、授業や課外活動で有用に活用している。障がい者対応に関しては、残念ながら本学は南面の傾斜を利用したキャンパスで、建物ごとに高低差もあり、バリアフリーで往来することができない。学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針(CP)に基づいて授業を行うための講義室、演習室、実験・実習室、及び機器・備品を十分に整備している。図書館は468. 64m<sup>2</sup>で、一般の学外者にも開放し、蔵書数、学術雑誌数、視聴覚資料数、また座席数等も十分である。購入図書選定システムや廃棄システムは、全て図書館運営委員会で検討実施し、参考図書、関連図書の整備がされている。

財務諸規程、固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を整備し、施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)の維持管理については、各管理規程で短大事務局が管理し、衛生管理で校舎等の清掃は、本学の教育の一環として教職員と在寮する学生が毎朝掃除を実施している。火災・地震対策は防災計画で規定し、防犯対策の規程はないが、警備会社や指紋認証システムで安全を確保している。また学生相談に関する危機管理マニュアルを整備し、学生の心身に関すること等に対応できるよう、教職員研修をしている。各設備等は専門業者による定期点検・整備を実施し、防災庫の非常用品は事務局で点検・整備を実施している。防火・防災・避難訓練は、毎年2回、全教職員と全学生参加で実施し、この他に教職員と学生はAEDの講習を実施している。コンピュータシステムのセキュリティ対策は規則で規制を設け、学内のパソコンにはセキュリティ対策用ソフトをインストールし常時管理下にある。またサーバにて各部署のデータ管理を実施し、データ漏洩対策を実施している。冷暖房の温度設定(冷房28°C、暖房20°C)を定め、またデマンド監視装置を導入し、節電と省エネ意識の向上を目指している。

**(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。**

キャンパスは高低差があり、障がい者に対応する整備は遅れ、バリアフリー化とトイレの整備が課題である。図書館は複本の整備が課題である。施設整備に関しては、男子寮(松隠寮)は耐震補強工事を実施したが、図書館、旧本館については耐震補強の必要性があり、現在調査検討中である。

**基準Ⅲ－B－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。**

**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

校地面積は11, 416. 00m<sup>2</sup>、校舎面積は3, 414. 43m<sup>2</sup>、運動場の面積は8, 463m<sup>2</sup>で、短期大学設置基準の規定を充足している。校地と校舎の障がい者対応に関しては、障がい者が1人で施設内を移動できるようになっていないので、今後対策が必要である。講義室、演習室、実験・実習室に関して、機器・備品の整備に関しては、禅・人間学科の教育課程編成・実施の方針(CP)に基づいて、十分に整備してある。図書館は468. 64m<sup>2</sup>、図書館の蔵書数は平成25

年3月末現在27,300冊、学術雑誌数は10タイトル、視聴覚資料数は約477点、また座席数は24席で、本学の収容定員50名からすれば十分で、本学の学生、教職員のほか、科目等履修生、聴講生、一般の学外者にも開放している。体育館は470.49m<sup>2</sup>で適切な面積を有し、授業や課外活動で有用に活用している。

**(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

本学は山の南面の傾斜を利用したキャンパスで、本部棟1階から男子寮3階までの高低差は大きく、エレベーター等も設置していないため、車椅子での移動などは、バリアフリーの観点からほど遠く、障がい者に対応する整備は遅れている。入学者の高齢化が進みつつある現状を鑑み、今後対策が必要である。また図書館は複本の数が多いので、その整備が課題である。

〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕  
正眼短期大学平面図



校地の面積(m<sup>2</sup>)

	所在地	現有面積(m <sup>2</sup> )
校舎敷地	岐阜県美濃加茂市伊深町876-10	11,416
運動場		8,463
その他校地		134,300
寄宿舎敷地		1,829
計		156,008

校舎の面積(m<sup>2</sup>)

平成24年5月1日現在

校舎名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	主要用途
本館	514.58	教室、自習室、保健室
新館	940.98	教室、体育館
本部棟	1,098.85	事務、会議室、研究室、講堂
禅文化実習棟	145.10	教室
逸外記念図書館	468.64	閲覧室、開架書庫、閉架書庫、LL教室(パソコン室)
学生ホール	52.48	談話室
その他校舎	193.80	陶芸教室、彫仏教室、便所
計	3,414.43	

## 基準面積と現有面積（基準面積に算入できる）の比較表

学科	収容定員	校舎 (m <sup>2</sup> )			校地 (m <sup>2</sup> )		
		基準面積	現有面積	差異	基準面積	現有面積	差異
禅・人間学 科	50人	1,600.00	3,414.43	1,814.43	500.00	11,416.00	10,916.00

校地面積は11,416.00m<sup>2</sup>、校舎面積は3,414.43m<sup>2</sup>で、いずれも短期大学設置基準を上回り充足している。

運動場の面積は8,463m<sup>2</sup>で、本学の収容定員50名からすれば適切な面積を有し、授業や課外活動で有用に活用している。

**校地等 (m<sup>2</sup>)**

校地等	区分	面積 (m <sup>2</sup> )	基準面積 (m <sup>2</sup> )	学生一人当たりの面積(m <sup>2</sup> )	備考
	校舎敷地	11,416.00	500	397.58	
	運動場用地	8,463.00			
	小計	19,879.00			
	その他	136,129.00			寄宿舎 山林(自然公園)
	計	156,008.00			

**専任教員研究室 6室**

校舎の面積は3,414.43m<sup>2</sup>で、短期大学設置基準の規定を充足している。

校地と校舎の障がい者対応に関しては、残念ながら本学は山の南面の傾斜を利用したキャンパスで、建物ごとに高低差もあり、障がい者が往来することは難しい。またエレベーターも設置していないため、車椅子での移動などは、人力による介助が必要である。本学のカリキュラムにはボランティアなどもあり学生同士による介助ができるが、障がい者が1人で施設内を移動できるよう、今後対策が必要である。

講義室、演習室、実験・実習室に関しては、禅・人間学科の教育課程編成・実施の方針(CP)に基づいて、次表のとおり十分に整備している。また授業の特性上、「作務」「仏教ボランティア」「建学の精神フィールドワーク」等の授業は、屋外で実施する場合もある。

**教室等 (室) 平成24年5月1日現在**

講義室	実験実習室	パソコン演習室
3	6	1

講義室 201、202、203と204

実験実習室 茶道、陶芸、彫仏、禅文化、誠心道場、食堂(茶道)

本学は、通信による教育を行う学科を設置していない。

授業を行うための機器・備品の整備に関しては、203講義室には、放送マイク、ビデオ、BD、DVD、プロジェクター、ノートパソコン等の設備を備えている。他の教室では、備付スクリーンがあるので、移動式のプロジェクターとノートパソコンで使用できるようになっている。この他に、貸出用ビデオカメラ、デジタルカメラ等使用できるようになっている。実験実習室には茶道室2室、陶芸室1室、彫仏室1室、禅文化教室(書道・華道)1室、

誠心道場(全面畳の教室 ヨガ・太極拳等) 1室があり、それぞれ用途に合わせた機器・備品(茶道室では電気炉。陶芸室では電気ろくろ・電気窯。彫仏室では専用作業台等)を備えている。この他に陶芸作品用の薪による穴窯も整備している。情報機器を設置するLL教室(パソコン室) 1室には16台の学生用パソコン、プリンター、スキャナ及びサーバを設置している。

### 図書館施設の規模

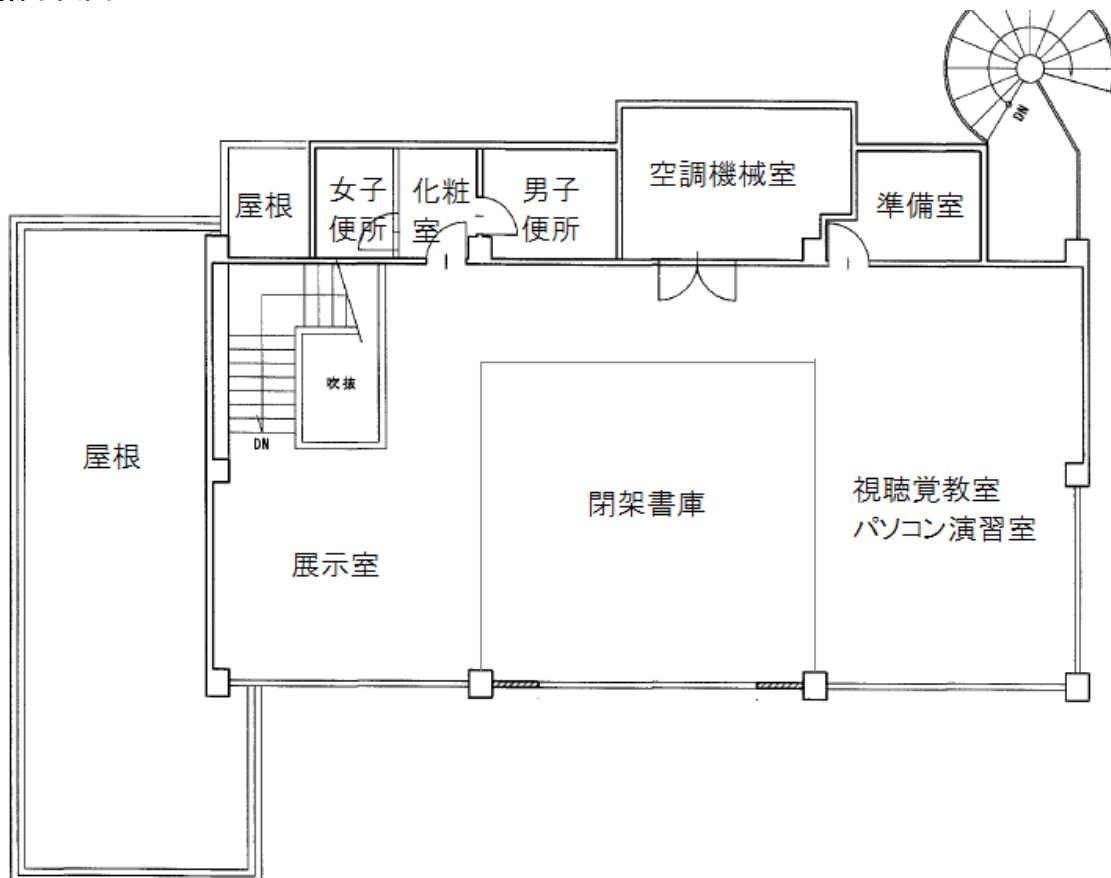
逸外記念図書館(2階建て)

昭和55年11月27日竣工

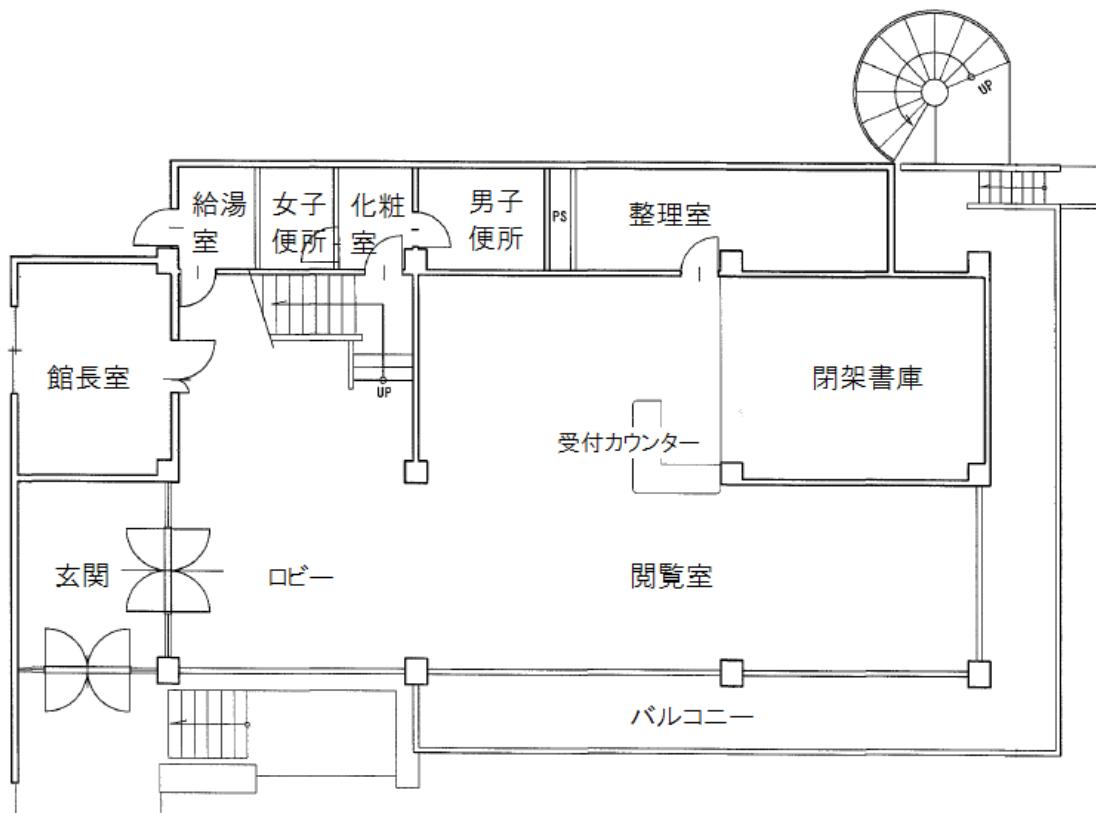
面積	閲覧席数	収容可能冊数
(1階) 243.38m <sup>2</sup> (2階) 225.26m <sup>2</sup>	24席	30,000冊

### 図書館施設の規模と図書館組織について

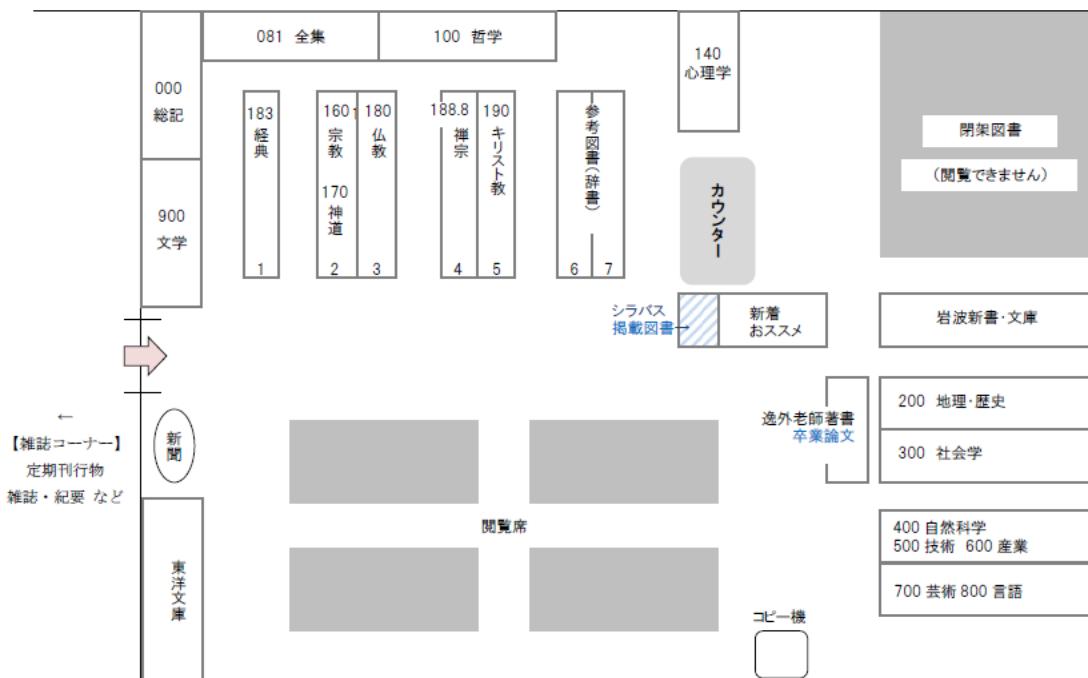
#### 2階平面図



1階平面図



閲覧室内配置図



図書館は468.64m<sup>2</sup>で、適切な面積を有し、本学の学生、教職員のほか、科目等履修生、聴講生、一般の学外者にも開放している。

図書館の蔵書数は平成25年3月末現在27,300冊、学術雑誌数は10タイトル、視聴覚資料数は約477点、また座席数は24席で本学の収容定員50名からすれば十分である。購入図書選定システムや廃棄システムは、全て図書館運営委員会で検討し実施している。参考図書、関連図書についても同様に整備している。

体育館は470.49m<sup>2</sup>で、本学の収容定員50名からすれば適切な面積を有し、授業や課外活動（クラブ活動等）で有用に活用している。

### **基準III－B－2 施設設備の維持管理を適切に行っている。**

#### **(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

本学では、「学校法人正眼短期大学 経理規程」「固定資産及び物品管理規程」を整備し管理をしている。また平成24年度より固定資産管理システムのソフトを導入し、管理に役立てている。火災・地震対策では、「正眼短期大学防災計画」を定め、地震対策で耐震診断を実施し、男子寮は耐震補強工事を実施した。防犯対策では、警備会社による管理や指紋認証システムを実施し安全を確保している。また「学生相談に関する危機管理マニュアル」を整備し、教職員研修をしている。点検・訓練では、各専門業者による定期点検・整備を実施し、防災庫の非常用品は事務局で点検・整備を実施している。毎年2回の防火・防災・避難訓練で、消火器、消火栓等の操作方法の確認と避難場所への誘導等を実施している。この他に教職員はAEDの講習を実施している。コンピュータシステムのセキュリティ対策は、規則で規制を設けている。学内の各パソコンにはセキュリティ対策用ソフトで常時管理下にあり、またサーバでデータ管理を実施している。省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮は、冷暖房の温度設定等節電に努め、省エネ意識の向上を目指している。この他に、デマンド監視装置で電気使用量の抑制を目指している。

#### **(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

施設整備に関しては、男子寮（松隠寮）は耐震補強工事を実施し安全を確保した。但し図書館、旧本館については耐震補強の必要性があり、現在検討中である。また障がい者の対応は遅れており、バリアフリー化とトイレの整備が課題である。

#### **[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]**

財務諸規程、固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等に関しては、「学校法人正眼短期大学 経理規程」、「固定資産及び物品管理規程」を整備している。

施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）の維持管理については、「固定資産及び物品管理規程」等で管理している。施設設備は営繕部が管理し、衛生管理で校舎等の清掃は、本学の教育の一環として教職員と在寮する学生が毎朝掃除を実施している。施設設備で不具合があれば修繕依頼書で申請し、業者に依頼している。物品の維持管理は、短大事務局で管理している。また平成24年度より固定資産管理システムのソフトを導入し、管理に役立てている。

火災・地震対策、防犯対策に関しては、火災・地震対策を「正眼短期大学防災計画」で規定し、地震対策として耐震診断を実施し、男子寮（松隠寮）は耐震補強工事を実施した。防犯対策には特別な規程が整備されていないが、事務局では警備会社による管理を、女子寮では監視カメラと指紋認証システムを実施し安全を確保している。また本学では、「学生相談に関する危機管理マニュアル」を整備し、学生の心身に関すること、DV、ストーカー、自殺、犯罪等に対応できるよう、教職員研修をしている。

火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練に関しては、消防設備、電気・ガス設備等は、専門業者による定期点検・整備を実施し、防災庫の非常用品は事務局で点検・整備を実施している。訓練は毎年 2 回（学期の開始時）、学生部と防火管理者が主体となり、全教職員と全学生参加による防火・防災・避難訓練で、消火器、消火栓等の操作方法の確認と避難場所への誘導等を実施している。この他に教職員には AED の講習を実施し、学生には授業の訪問介護員初任者研修で AED の講習を実施している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策に関しては、「学生個人情報保護規則」で利用制限・閲覧・持ち出し等の規制を設けている。学内の各パソコンにはセキュリティ対策用ソフトをインストールし常時管理下にあり、またサーバにて事務局を始めとする各部署のデータ管理を実施し、データ漏洩対策を実施している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮に関しては、冷暖房の温度設定（冷房 28℃、暖房 20℃）等節電に努めている。教職員には FD、SD を通じて協力を依頼しており、学生には学内における掲示にて周知し、省エネ意識の向上を目指している。この他に、デマンド監視装置（契約以上の電気使用量に達したときにブザーが鳴る装置）を導入し、電気使用量の抑制を目指している。

〔テーマ〕

**基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源**

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

本学の技術的資源の整備状況は、概ね問題ではなく、ハードもソフトも常時適切な状態を保持している。学生が使用するパソコンやＬＬ教室（パソコン室）も、すべてネットワークに接続され、プリンター出力や情報検索などの不自由が生じないように配慮されている。また無線LANも整備し、個人のノートパソコンの使用などの利便性を図り整備されている。また教職員にはハードやソフト、マルチメディア機器を使用のための研修会を年1回行うことで技術向上を図り、機器を用いて授業を行うことを可能としている。

(b) 自己点検・評価の改善計画

岐阜県美濃加茂市伊深町は僻地で人口が少ないため、平成25年3月現在、光回線の開設予定がないので、ADSL回線2本でインターネットを使用している。今後、通信量が増えた場合の接続状況改善をどのようにしていくかが課題である。また情報機器などのメンテナンスに関して、サービスや支援を行う専門的な部署がなく、専門知識を有する教員に負担が掛かっている点、また教員間の情報技術のレベルにより、機器の活用にかなりの差があることが課題である。

**基準Ⅲ－C－1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。**

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では、教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェアおよびソフトウェアの向上・充実を図っている。情報技術の向上に関するトレーニングは、特別に実施していない。但し教職員は、学期の初めに、講習会を学内で開催し、技術の向上や知識の拡充を図っている。技術的資源と設備の維持整備は、更新時点での最新の本体、OS、アプリケーションで設置している。またアプリケーションなどは、適切な状態を保持している。技術的資源の分配に関しては、特別に実施していない。但し学生が使用する情報機器は、社会で要請される情報技術にこたえられるよう、ハードウェアも無駄がないよう、見直しと活用をしている。学内のコンピュータ整備に関しては、各教員には個人研究費でパソコンとプリンターを整備している。各職員にはパソコンが整備され、学内のパソコンはネットワークで繋がれ、基本業務がどこからでも可能なようにサーバで管理している。また大判印刷ができる機器なども整備している。学内LANに関しては、学生が使用するパソコンはすべてネットワークに接続され、また学内の無線LANも整備し、個人のノートパソコンの使用などの利便性を図り整備している。教員が新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことに関しては、教員は教室のパソコンやマルチメディア機器を用いて授業を行うことが可能である。コンピュータ利用技術に関しては、教職員向けの講習会を学期の初めに開催し、コンピュータ利用の意識、ソフトや機器の使い方等の技術向上をはかっている。コンピュータ教室等の整備に関しては、LL教室にパソコン16台、プリンター2台、スキャナ1台を設置している。現在授業科目での直接的利用はないが、学生

が自由に「卒業実践研究」等の利用を可能としている。

**(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

岐阜県美濃加茂市伊深町は僻地で人口が少ないため、平成25年3月現在、光回線の開設予定がないので、ADSL回線2本でインターネットを使用している。今後も光回線の予定はなく、通信量が増えた場合の接続状況をどのように改善していくかが課題である。また情報機器などのメンテナンスに関して、サービスや支援を行う専門的な部署がなく、専門知識を有する教員に負担が掛かっている点が課題で、将来的には専門業者に外部委託を予定している。この他に、教員間の情報技術のレベルにより、機器の活用にかなりの差があり、全体的な底上げを図る必要がある。

**[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]**

本学では、教育課程編成・実施の方針(CP)に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェアおよびソフトウェアの向上・充実を図っている。まず、技術サービスに関しては、入学時のオリエンテーションで本学パソコンや無線LANの利用に関して利用の注意事項を伝えている。次に、専門的な支援に関しては、授業上では行わないが、学生に常時開放されているパソコンや無線LAN使用時のトラブルに対して、本学教職員が対応している。続いて、施設に関しては、情報室、図書館に学生が利用できるコンピュータを設置している。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングに関しては、本学では学生に対してはカリキュラム上もないため、特別に実施していない。但し、教職員に関しては、学期の初めに、情報機器の操作や新しい技術に関する講習会を学内で開催し、技術の向上や知識の拡充を図り、日常的な使用に関しては問題がない。将来的には、授業でのマルチメディアの使用比率が高くなることが予想され、学内での技術向上が望まれる。

技術的資源と設備の両面において計画的に維持整備に関しては、学内の情報機器は、基本的に予算の制約があるが、更新時点での最新の本体、OS、アプリケーションで設置している。またアプリケーションなどは、必要に応じてバージョンアップを行い、適切な状態を保持している。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配に関しては、本学では禅・人間学科1学科の短期大学であり、また学生に対してはカリキュラム上もないため、特別に実施していない。但し、学生が使用する情報機器は、社会で要請される情報技術にこたえられるよう、アプリケーションは前述の通りバージョンアップを行うなど、ハードウェアも無駄にすることないように利用し、常に見直しと活用をしている。

教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、各教員には研究室に個人研究費でパソコンとプリンターを購入して整備している。各職員には日常の業務用としてパソコンがデスクに整備され、プリンターはネットワークによる共用使用で接続している。各教員と各職員のパソコンはネットワークで繋がれ、文

書作成や表計算、授業資料の作成などの基本業務がどこからでも可能なようにサーバで管理している。また、大量印刷用機器、A3 カラー印刷やロール紙などの大判印刷ができる機器などもネットワークで接続するなどして整備している。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学生の学習支援のために必要な学内 LAN に関しては、学生が使用するパソコンはすべてネットワークに接続され、情報検索などの不自由が生じないように配慮している。また学内の無線 LAN も整備し、個人のノートパソコンの使用などの利便性を図り整備している。

教員が新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことに関しては、一部の教室には、プロジェクター、ノートパソコン、DVDなどの再生装置、スクリーンを設置している。設置していない教室で必要な場合は、共用のプロジェクターやスクリーンを設置し対応している。教員は教室のパソコンやマルチメディア機器を用いて授業を行うことが可能である。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学生支援を充実させるためにコンピュータ利用技術に関しては、教職員向けの講習会を学期の初めに（年1度）開催し、コンピュータ利用の意識、ソフトや機器の使い方等の技術向上をはかっている。但し、前述同様、利用技術についてはかなりの差があり、全体的な底上げを図る必要がある。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、C A L L 教室等の特別教室の整備に関しては、LL 教室にパソコン16台、プリンター2台、スキャナ1台を設置している。現在授業科目での直接的利用はないが、学生が自由に「卒業実践研究」等の利用を可能としている。

**[テーマ]****基準Ⅲ-D 財的資源****(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。**

本学の財政状況について、資金収支及び消費収支は過去3年間均衡しているが、正規学生数の減少、長期履修学生数の増加による学生生徒納付金の減少、修繕費支出の増加等によって収入超過の度合いが少くなりつつあり、外部資金の導入で消費収支の均衡を図っている。貸借対照表は、資産は年々増加し健全に推移し、借入金もなく安定した学校運営を行っている。財政は厳しく現状維持はできるが、校舎等の建て替えのため第2号基本金を積み立てる必要性がある。退職給与引当金等は、目的どおりに引き当てられている。本学は資産運用を行わないが、毎年寄付金によるドル建預金のドルから円への換金時期に関しては、理事会の付託を受けて理事長・専務理事・監事・事務局長が情勢を判断して日本円に換金している。教育研究経費は、帰属収入の32.8%と高い水準を維持しているが、本学の現状からすれば、比率の計算式により適切とは判断し難い部分がある。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）は、学内の状況を勘案して順次更新し、本年度はコンピュータ関係を更新する予定である。定員充足率は毎年100%前後を維持し妥当な水準で、収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

本学の将来像に関しては、少子化による本学を取り巻く厳しい状況の中で、新しい社会的 requirementに応え、他短期大学とは異なり本学が選ばれ続ける唯一無二の短大である必要がある。本学の強みは、仏教、特に臨済禪を標榜する唯一の短期大学で、「行学一体」を掲げ、行（実践）と学（学問）の両輪による教育が特色である。反対に弱みは、その宗門や寺院色が強いために、一般人に対して敷居が高く門戸が開かれていない、行（実践）が厳しいといった誤解があり、宗門人以外の一般人の入学が敬遠されている傾向がある。経営（改善）計画に関しては、本学の経営実態、財政状況に基づいて、学生募集対策、人事計画、施設設備の将来計画、外部資金の獲得の計画について、それぞれ策定している。

必要経費全体に占める人件費割合は、削減の結果の表れで、施設設備費割合は毎年バランスよく推移している。学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有に関しては、学内より理事や評議員が多く選任され、本学の経営情報を理解している。また経営情報等は教職員連絡会においても事務局長より3ヶ月ごとに報告されており、常に危機意識を持ち、各自が経費節減に努めるなどして業務に当たっているので、十分共有できている。

**(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。**

消費支出については、人件費比率が全国平均値より低い。教職員の本学に対する情熱で、今まで運営してきた。この数値を全国平均近似値にする必要性がある。また老朽化した校舎等の建て替えや耐震補強を行うために必要な財源を積み立てる必要がある。学校施設の老朽化と建物の建築・耐震補強など施設充実対策の必要性がある。財政の健全化を図ることが課題である。

この他に、少子化の進展に伴う18歳人口の減少に対応するべく、物的資源と人的資源を有効活用し、新たな短期大学の魅力を創出し、学生募集対策と広報活動の見直しをし、学生の満足度向上を目指して学内一丸で取り組む体制を構築していくことが課題である。

### 基準III－D－1 財的資源を適切に管理している。

#### (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の財政状況は、資金収支及び消費収支に関しては、過去3年間均衡している。消費収支の収入超過又は支出超過の状況に関しては、正規学生数減少、長期履修学生数増加による学生生徒納付金の減少、修繕費支出の増加等によって収入超過の度合いが少くなりつつある。積極的に寄付金など外部資金の導入を行って消費収支の均衡を図っている。貸借対照表の状況に関しては、資産は年々増加し健全に推移している。本学の財政は、借入金もなく、安定的な学生数の充足、寄付金募集の成果もあり、人件費削減・管理経費の削減により厳しい状況にあるが、安定した学校運営を行い、現状の存続は維持されている。退職給与引当金等に関して、退職給与引当金は期末要支給額の100%を基にして私立大学退職金財團に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した額を計上しており、目的どおりに引き当てられている。資産運用規程の整備に関しては、基本的に資産運用を行わず、銀行預金のみのため整備されていない。また信用取引、貸借取引及び先物取引を行っていない。教育研究経費に関しては、本年度は帰属収入の32.8%と高い水準を維持し20%程度を超えていている。教育研究用の施設設備は、老朽化による突然の支出等、若干資金配分が多くなりつつあるが、学内の状況を勘案して順次更新している。学習資源である図書費は、専門書の新刊本が少ないため学生や教職員の要望を聞き配慮している。定員充足率は、定員50名と少数で毎年100%前後を維持し妥当な水準である。財務体質は、収容定員充足率に相応した財務体質を維持しているが、長期履修学生が増加傾向にあり学納金収入の減少は否めないので、寄付金収入等の外部資金収入の確保に努めたい。

#### (b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

消費支出については、人件費比率が全国平均値より低い。定員充足率100%を維持し、積極的に寄付金など外部資金の導入を行って、この数値を全国平均近似値にする必要性がある。また第2号基本金の積立金は0円である。老朽化した校舎等の建て替えや耐震補強を行うために必要な財源を積み立てる必要がある。この他に正規学生数の減少、長期履修学生数の増加による学生生徒納付金の減少、修繕費支出の増加等がある。さらなる学生の満足度向上を目指して学内一丸となり財政の健全化を図ることが課題である。

#### 〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

本学の財政状況について、資金収支及び消費収支に関しては、過去3年間均衡している。消費収支の収入超過又は支出超過の状況に関しては、平成24年度は男子寮松隠寮の耐震補強工事により169千円の消費支出超過、平成22年度は22,016千円消費収入超過、平成23年度は11,746千円の消費収入超過である。正規学生数減少、長期履修学生数増加による学生生徒納付金の減少、修繕費支出の増加等によって収入超過の度合いが少くなりつつある。積極的に寄付金など外部資金の導入を行って消費収支の均衡を図っている。

貸借対照表の状況に関しては、資産は年々増加し健全に推移している。

短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係について、借入金もなく、安定した学校運営を行うなど、十分把握している。

短期大学の存続を可能とする財政に関しては、安定的な学生数の充足、寄付金募集の成果もあり、人件費削減・管理経費の削減により厳しい状況にあるが、現状の存続は維持されている。但し、将来予測される校舎等の建て替えまでに、幾ばくかの第2号基本金を積み立てる必要性がある。

退職給与引当金等に関しては、退職給与引当金は期末要支給額の100%を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した額を計上しており、年々引当金の額は減少しているので、目的どおりに引き当てられている。

資産運用規程の整備に関しては、基本的に資産運用は行わない、銀行預金のみのため整備されていない。また信用取引、賃借取引及び先物取引も行ってはいない。但し、本学第3代谷耕月学長が設立したアボットタニファンデーションからの寄付金が平成20年度より毎年あり、現在十六銀行ドル建預金がある。これは資産運用を目的としたものではないが、ドルから円への換金時期に関しては、理事会の付託を受けて理事長・専務理事・監事・事務局長の5人が連絡を取り合い、為替レートの情勢を判断して日本円に換金している。

教育研究経費に関しては、本年度は帰属収入の32.8%と高い水準を維持し20%程度を超えており、本学は収容定員50名で、また人件費を削減するなどして維持している本学の現状からすれば、比率の計算式によりこの数値が適切だとは判断し難い部分がある。

**表 I** (単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
教育研究経費	47,257	47,782	46,251
帰属収入	146,912	135,578	140,848
実績	32.1%	35.2%	32.8%

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）に関して、施設設備は老朽化による突然の支出等で若干資金配分が多くなりつつあるが、学内の状況を勘案して順次更新している。平成25年度には、コンピュータ本体、OS、アプリケーションのライセンス期限があり、更新を予定している。学習資源である図書費は、専門書の新刊本が少ないため学生や教職員の要望を聞き配慮している。購入をする専門書が限定されたために少額の資金配分になっているが、本学の状況からすれば適切な資金配分である。

定員充足率については、定員50名と少数であり、毎年厳しい現状ではあるが、毎年100%前後を維持し妥当な水準である。現在4～5年の学習期間を要する長期履修学生が増えつつあるため、学納金収入の減少は否めない。

**表Ⅱ**

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
収容定員	50名	50名	50名
在籍者数	45名	44名	52名
収容定員充足率	90%	88%	104%

財務体質については、現状では収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。但し長期履修学生が増加傾向にあり、学納金収入の減少は否めないので、引き続き寄付金収入等の外部資金収入の確保に努めたい。

### **基準Ⅲ－D－2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。**

#### **(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

本学の将来像に関しては、教職員の意識改革を始め、幅広い学生層に沿ったカリキュラムの導入、教養教育の充実、学習成果を中心とした教育内容の充実、教職員一丸となったサポート体制により充実した学生生活の提供、社会的責任を果たす経営体制への転換、学生募集活動による入学者確保と100%の定員充足率、経営基盤の安定化、積極的な寄付募集による資金の確保などを図らなければならないことが明確になっている。本学の強みは、仏教、特に臨済禪を標榜する唯一の短期大学で、行学一体を掲げ、行（実践）と学（学問）の両輪による教育が特色である。反対に弱みは、その宗門や寺院色が強いために、一般人に対して敷居が高く門戸が開かれていないといった一般人の入学が敬遠されていることである。経営（改善）計画に関しては、本学の経営実態、財政状況に基づいて、学生募集対策、人事計画、施設設備の将来計画、外部資金の獲得の計画について策定している。本学全体及び学科・専攻課程の定員管理に関しては、1学科のみで、定員充足率100%で適切な定員である。またそれに見合う経費（人件費、施設設備費）に関しては、必要経費全体に占める人件費割合は全国平均に比べかなり低い。施設設備費割合は毎年バランスよく推移されている。また光熱費削減に貢献し、基本的にバランスがとれている。学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有に関しては、平成24年5月1日現在、理事16名中3名、評議員34名中7名が本学教職員より選任され、また経営情報等は教職員連絡会議においても事務局長より3ヶ月ごとに報告されており、常に危機意識を持ち、各自が経費節減に努めるなどして業務に当たっているので、十分共有できている。

#### **(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

開学60年を迎えるにあたり、学校施設の老朽化と建物の建築・耐震補強など施設充実対策を予定しているので、まとまった資金が必要となる。そのため、定員充足率100%を維持し財政の健全化を図ることと、今まで以上の寄付金確保が課題となる。

この他に、少子化の進展に伴う18歳人口の減少に対応するべく、物的資源と人的資源を有効活用し、新たな短期大学の魅力を創出し、加速する短期大学離れの中において、学生募集対策と広報活動の見直しをし、学生の満足度向上を目指して学内一丸で取り組む体制を構築していくことが課題である。

#### 〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

本学の将来像に関しては、少子化による本学を取り巻く厳しい状況の中で、新しい社会的要件に応え、他短期大学とは異なり本学が選ばれ続ける唯一無二の短大である必要がある。そのために、教職員の意識改革を始め、幅広い学生層に沿ったカリキュラムの導入、教養教育の充実、学習成果を中心とした教育内容の充実、教職員一丸となったサポート体制により充実した学生生活の提供、社会的責任を果たす経営体制への転換（ガバナンス、情報公開、戦略的経営計画、内部統制、危機管理等）、学生募集活動による入学者確保と100%の定員充足率、経営基盤の安定化、積極的な寄付募集による資金の確保などを図らなければならないことが明確になっている。

本学の強みは、仏教、特に臨済禪を標榜する唯一の短期大学で、「行学一体」を掲げ、行（実践）と学（学問）の両輪による教育が特色である。また臨済宗妙心寺派僧侶養成機関として宗門の支援を受け、卒業生には多くの僧侶を輩出していることである。反対に弱みは、その宗門や寺院色が強いために、一般人に対して敷居が高く門戸が開かれていない、行（実践）が厳しいといった誤解があり、宗門人以外の一般人の入学が敬遠されている傾向がある。

経営（改善）計画に関しては、本学の経営実態、財政状況に基づいて、学生募集対策、人事計画、施設設備の将来計画、外部資金の獲得の計画について、下記の通り策定している。

学生募集対策に関しては、教職員一丸となり広報活動に力を注いでいる。全国の高校に対し学校案内を送付し、近県の高校には進路指導教諭宛て説明を行い、妙心寺派寺院・校友会等にも学校案内を送付し学生募集を行っている。また学納金計画に関しては、消費税アップに伴い段階的に授業料・教材実習費の値上げを検討しながら、同時に経済的弱者に対して独自の奨学金制度を充実させ負担軽減し教育を受けられるように取り組んでいる。

人事計画に関しては、必要最低限の教職員配置をしており、定員50名に見合った適正な人員と判断できる。但し、教職員一人ひとりに係る負担が多いことと、将来的には若い教員の採用が求められる点が挙げられる。

施設設備の将来計画に関しては、本年度は男子寮である松隠寮耐震化工事が終了、平成25年度には岐阜県美濃加茂市の防災拠点としての飲料水確保を目的とした防災井戸設置及び自家発電設備工事とパソコンとサーバの入れ替え工事を予定している。

外部資金の獲得の計画に関しては、計画的に寄付金募集をしている。また学生に対する支援として奨学費を目的として寄付金募集を継続している。遊休資産の処分等の計画に関しては、処分するほどの遊休資産がないので検討に値しない。

本学全体及び学科・専攻課程の定員管理に関しては、禅・人間学科の1学科のみの単科短大で、基準III-D-1で述べた通り定員充足率100%で適切な定員である。またそれに見合う経費（人件費、施設設備費）に関しては、下記の表の通りで、必要経費全体に占める人件

費割合は削減の結果の表れである。施設設備費割合は毎年バランスよく推移されているが、平成24年度に男子寮松隠寮の耐震化工事を行ったために、大きな数値となっている。また学内に震災による原発問題や環境問題を提起し、地球環境に優しいエコキャンパス運動を実施、結果的に光熱費削減に貢献している。ゆえに基本的にバランスがとれている。

**経費（人件費、施設設備費）の%について** (単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
資金収支計	98, 163	109, 343	140, 800
人件費	44, 767	48, 855	51, 621
全体に占める%	45. 6%	44. 7%	36. 7%
施設設備費	7, 310	5, 887	37, 711
全体に占める%	7. 4%	5. 4%	26. 8%

学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有に関しては、平成24年5月1日現在、理事16名中3名、評議員34名中7名が本学教職員より選任され、本学の経営情報を理解している。また経営情報等は教職員連絡会議においても事務局長より3ヶ月ごとに報告されており、この他にホームページでも財務情報および事業報告書を記載している。ゆえに、常に危機意識を持ち、各自が経費節減に努めるなどして業務に当たっているので、十分共有できている。

### **基準Ⅲについての特記事項**

本学は全寮制を基本に早朝より夜間に至るまで禅の精神を教え、幅広い年齢層の学生のケア等、従事する教職員の負担は計り知れないものがある。行学一体の建学の精神のもと学生と教職員が一体となり努力を重ねている。今後も積極的に施設の充実などを行い、きめ細やかな教育を提供できるように計画をしている。

長期的に見てるので実現（達成）できない事項ではない。

#### 基準IV リーダーシップとガバナンス

##### (a) 基準IVの自己点検・評価の要約を記述する。

学校法人正眼短期大学は、「行学一体」という建学の精神を掲げ、個性的な教育目標を掲げ教育活動を展開している。

理事長は、学校法人の管理運営全般にリーダーシップを発揮し、理事会を学校法人の意思決定機関として適切に運営している。また理事長が短期大学の学長も兼ねているため、学則変更等の教学の面においても教授会との連携を十二分に図っている。

学長は、「行学一体」という建学の精神に基づいた教育研究の実践を推進しており、短期大学としての教育の向上及び充実に向けて日々努力している。

教授会は教授会規程に基づいて開催し、教授会の下に各種委員会を設置し、設置規程等に基づいて各種委員会を運営し審議している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査するとともに、学校法人の業務及び財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また決算監査を実施し、会計年度ごとに監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、平成24年5月1日現在、理事会の定数の2倍を超える34人で、平成24年度は年2回開催し、議決事項、諮問事項及び意見具申等を行っている。

本学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画を前年1月までに策定し、予算は関係部門の意向を集約して策定し、前年3月の理事会及び評議員会において事業計画と予算を決定後、関係部門に通知し執行している。日常的な出納業務については、円滑に実施され適正に執行している。計算書類、財産目録等は、公認会計士の指導の下、学校法人会計基準に基づき適正に表示している。公認会計士による会計処理についての監査は毎月実施され、指摘された事項に対しては適切に対応している。資産及び資金の管理と運用は、安全かつ適正に管理している。寄付金は毎年合計約3,000万円あり、学校債は発行していない。月次試算表は経理担当者が学校会計ソフトによるコンピュータ管理のもと毎月作成し、事務局長を通じて理事長に報告されている。教育情報及び財務情報の公開については、学校教育法施行規則等の規定に基づき公開している。

##### (b) 基準IVの自己点検・評価を基づく行動計画を記述する。

各年度の『自己点検・評価報告書』の作成が毎翌年度終了時に完成せず、公開が遅れないので、現在学長とALOを中心に改善方法を模索しているが、教職員の業務内容を見直すことで『自己点検・評価報告書』がスムーズに作成できるように対策を立てる。また教授会は第三者評価に対して主体的に取り組んでいるが、理事会が第三者評価に対する役割を果たし責任を負っていない点については、理事長が理事会に対して現状を訴えるなどしていくことが必要である。

監査業務の多様化を鑑み、公認会計士及び内部監査組織との連携の必要性がある。そこで、監事、公認会計士、内部監査組織による合同監査や意思疎通を図るための委員会等の設置を計画している。

評議員会が個々の議題について具体的に議論を深めるまでには至っていないので、状況説明に時間を費やしたり、評議員会の開催回数を増やす方向で検討している。

この他に社会情勢の変化が激しくなる状況下で、中・長期計画に基づいた事業計画を作成していくことや経営判断は難しくなると予想される。理事間また理事と教職員間との一層の意思疎通を図っていくために、理事会の構成バランスを検討する必要がある。現理事には卒業生は0人であるので、卒業生を若干人、また学内理事を増やすことを理事会で検討していく。

**[テーマ]**

**基準IV-A 理事長のリーダーシップ**

**(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。**

学校法人正眼短期大学は、「行学一体」という建学の精神を掲げ、個性的な教育目標を掲げ教育活動を展開している。理事長は、学校法人の管理運営全般にリーダーシップを発揮し、『寄附行為』の規定に基づいて理事会を招集し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は、理事長のリーダーシップのもとで、私立学校法、学校教育法、短期大学設置基準等の法改正に対しても適切に対応を図っている。尚、理事長が短期大学の学長も兼ねているため、学則変更等の教学の面においても教授会との連携を十二分に図っている。

**(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。**

各年度の自己点検・評価報告書の作成が毎翌年度終了時に完成せず、公開が遅れているので、現在学長とALOを中心に改善方法を模索している。また教授会は第三者評価に対して主体的に取り組んでいるが、理事会が第三者評価に対する役割を果たし責任を負っていない点については、理事長が理事会に対して現状を訴えるなどしていくことが必要である。

**[区分]**

**基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。**

**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

理事長は、平成23年3月に理事長に就任し、建学の精神及び教育理念を理解し、また学長として学内の諸行事で建学の精神である「行学一体」の理解と周知を図っている。理事長は、理事の互選（『寄附行為』第5条第2項）により学長が掌り、法人を代表し、その業務を総理し、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督し、短期大学の発展のために社会が求めるニーズを先取りするなど学内外の必要な情報を収集している。また諸法律に則り運営し、事務室において『寄附行為』第34条に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および監査報告書等を情報公開している。理事会は学校法人運営及び短期大学運営に必要な学則等を整備するなど、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事は平成24年5月現在16人（うち学外者13人）、監事は2人である。本学の理事・監事は、この法人に關係ある学識経験者であるので建学の精神を理解し、学外者理事13人の内9人が現職または元企業経営者で、この法人の健全な経営について学識及び見識を有している。

**(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

各年度の『自己点検・評価報告書』の作成が毎翌年度終了時に完成せず、公開が遅れていることと、教授会は第三者評価に対して主体的に取り組んでいるが、理事会が第三者評価に対する役割を果たし責任を負っていないことが課題である。

**[当該区分に係わる自己点検・評価のための観点]**

**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

現理事長は、平成 5 年に法人母体である宗教法人正眼寺副住職に就任、平成 6 年 12 月に宗教法人正眼寺代表役員（住職）に就任、平成 6 年 12 月に副理事長兼学長に就任、平成 23 年 3 月に理事長に就任し現在に至る。理事長は、建学の精神及び教育理念を理解し、学長として年 2 回の入学式の式辞、及び三仏忌（降誕会、成道会、涅槃会）の講話において、教職員及び学生に対して建学の精神である「行学一体」の理解と周知を図っている。また教職員には、毎週行われている教職員連絡会議、月 2 回の教授会において、機会あるごとに本学の設立経緯を含めて説明がある。この他に、入学式・学位授与式で校歌斎唱を行うことで認識させていているので、理事長は建学の精神および教育理念・目的を理解し、本学の発展に寄与できる者である。理事長は、理事の互選（寄附行為第 5 条第 2 項）により本学学長が掌り、法人を代表し、その業務を総理している。また寄附行為では理事長が理事のうち 1 人を副理事長として推薦し、理事会の議決により選任でき、副理事長は理事長を補佐し、この法人の業務を分掌することができるが、現在は置いていない。この他に寄附行為では理事長が理事のうち 2 人以内を専務理事として推薦し、理事会の議決により選任でき、専務理事は理事長を補佐し、この法人の日常業務を処理するとあり、現在 2 人を置いている。以上の通り理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。決算および事業の実績報告（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）は、監事の監査報告書と共に毎年 5 月の評議員会に理事長が報告し、意見を求めている。故に理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

本学の理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事長は、『寄附行為』第 6 条に基づいて理事会を開催し、議長を務めている。理事会は、短期大学の発展のために、社会が求めるニーズを先取りするなど学内外の必要な情報を収集している。理事会は、学校教育法、短期大学設置基準、私立学校法等の法律に則り、短期大学の運営に関する法的な責任があることを十分認識し、また法改正に対しても、理事長兼学長であることにより、教授会と連携し速やかな対応を図っている。本学では私立学校法の定めるところに従い、事務室において『寄附行為』第 34 条に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および監査報告書等の閲覧が可能で、また本学ホームページ (<http://shogen.ac.jp/index.php?id=84>) でも情報公開している。本学では学校法人運営及び短期大学運営に必要な学則、業務分掌規程、経理規程、固定資産及び物品管理規程、文書保存規程、公印取扱規程、学生個人情報保護規則、教員任免規則、教授会規程、各種委員会規程等を整備し、『学校法人正眼短期大学規則・規程集』に掲載している。故に理事会は、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

『寄附行為』において理事は、(1)正眼短期大学の学長 (2)評議員のうちから評議員の互選によって定められた者 5～9 人 (3)この法人に関係ある学職経験者で、前 2 号に規定す

る理事の過半数以上をもって選任された者 9～12人で、合計15～22人となっており、平成24年5月現在16人（うち学外者13人）、監事は理事、職員又は評議員以外の者2人である。本学の理事・監事は、この法人に関係ある学識経験者であるので建学の精神を理解し、学外者理事13人の内9人が現職または元企業経営者で、この法人の健全な経営について学識及び見識を有している。理事は、私立学校法第38条（役員の選任）の規定に基づき選任され、また学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、『寄附行為』第16条に準用して定められているので、理事は法令に基づき適切に構成されている。

**[テーマ] 基準IV-B 学長のリーダーシップ**

**(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。**

学長は、「行学一体」という建学の精神に基づいた教育研究の実践を推進しており、短期大学としての教育の向上及び充実に向けて日々努力している。また学長は理事会との連携をとりながら教学運営の職務遂行に努め運営全般にリーダーシップを発揮している。教授会は教授会規程に基づいて開催し、教授会の下に各種委員会を設置し、設置規程等に基づいて各種委員会を運営し審議している。その審議を経て教授会で最終的に審議決定されているので、各種委員会は適切に運営している。

**(b) 自己点検・評価を基づく改善計画を記述する。**

該当なし。

**[区分]**

**基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制  
が確立している。**

**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

本学学長は、人格が高潔で学識が優れ、かつ、大学運営に関し見識を有すると認められる者である。学長は「行学一体」という建学の精神に基づいた教育研究の実践を推進しており、短期大学としての教育の向上及び充実に向けて日々努力している。学長は学長選考規程に基づき、理事会の議において選任される。また学長は理事会との連携をとりながら教学運営の職務遂行に努めているので、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。教授会は教授会規程に基づいて毎月2回、定例開催している。教授会構成員の協力を得て、学則や教授会規程に定められた審議事項等、本学の教育研究活動全般についての諸々の事項の決定を教授会に諮り議決を得ているので、審議機関として適切に運営している。教授会では書記1名を置き、書記が議事録の作成等を担当する。議事録は、常にこれを事務所に備えて整備している。教授会では、三つの方針である「学位授与の方針（D P）」「教育課程編成・実施の方針（C P）」「入学者受け入れの方針（A P）」を基とし、その結果が学生の「学習成果」の獲得となり、建学の精神の具現化に繋がると認識している。また教授会の下に各種委員会を設置し、設置規程等に基づいて各種委員会を運営し審議している。その審議を経て教授会で最終的に審議決定されているので、各種委員会は適切に運営している。故に学長は、教授会等を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

該当なし。

[当該区分に係わる自己点検・評価のための観点]

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

学長は、平成 6 年 12 月より法人母体である宗教法人正眼寺代表役員（住職）兼修行道場指導者（師家）兼学長に就任し、平成 23 年 3 月より理事長を兼務しているので、人格が高潔で学識が優れ、かつ、大学運営に関し見識を有すると認められる者である。

理事長のリーダーシップでも述べた通り、学長は「行学一体」という建学の精神を具体的に教育の目的・目標ならびに学生の学習成果に繋がるように、その相互関係を明らかにしつつ、学生の学習成果を獲得するために三つの方針である「学位授与の方針（D P）」「教育課程編成・実施の方針（C P）」「入学者受け入れの方針（A P）」を明確にし、点検することによって学習成果における質の保証のために日々改善するなどして、建学の精神に基づいた教育研究の実践を推進しており、短期大学としての教育の向上及び充実に向けて日々努力している。

学長は学長選考規程に基づき、理事会の議において選任される。本学において学長候補者は、規程第 3 条において「学長候補者は、人格が高潔で学識にすぐれ、大学教育の経験を有し、かつ、大学の運営に識見を有する者でなければならない。学長候補者は、本学の内外から選考することができるが、本学の建学精神をよく理解し、本学設立の趣旨を貫徹する人物でなければならない。したがって、本学成立の趣意に徹し、学長候補者は正眼寺住職にある者を第一義とし、もしくはその者が理事長に推薦する者とする。」とあり、多くは正眼寺住職であるものを選任してきた。また理事会との連携をとりながら教学運営の職務遂行に努めているので、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

教授会は教授会規程第 4 条に基づいて毎月 2 回、水曜日午後に定例開催している。但し、学内事情により月 1 回の場合や臨時教授会開催時は 3 回になる場合もある。学長が議長となり、教授会構成員の協力を得て、『学則』や教授会規程に定められた審議事項等、本学の教育研究活動全般についての諸々の事項の決定を教授会に諮り議決を得ているので、審議機関として適切に運営している。そこでは、学生個々の学習状況なども話し合われ、学習成果の状況を把握し、より確かな学生の学習成果に繋げられるよう努めている。

教授会では書記 1 名を置き、学長が委嘱する。書記は、議事録の作成その他の教授会の業務を担当する。議事録は、議長及び議長の指名する者 2 名が署名押印し、常にこれを事務所に備えて整備している。

教授会は、三つの方針である「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」を基とし、その結果が学生の「学習成果」の獲得となり、「建学の精神」の具現化に繋がると認識している。

教授会の下に各種委員会（教務委員会、学生委員会、自己点検・評価委員会等）を設置し、設置規程等に基づいて各種委員会を運営し審議している。その審議を経て教授会で最終的に審議決定されているので、各種委員会は適切に運営している。

故に学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

## [テーマ] 基準IV- C ガバナンス

### (a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査するとともに、学校法人の業務及び財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また法人運営・教育活動・財務状況について、決算監査を実施し、会計年度ごとに監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、平成24年5月1日現在34人（うち学外者26人）で、平成24年度は年2回開催し、私立学校法及び『寄附行為』の規定により、議決事項、諮問事項及び意見具申等を行っている。本学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画を前年1月までに策定し、予算は関係部門の意向を集約して策定し、前年3月の理事会及び評議員会において事業計画と予算を決定している。決定した事業計画と予算は、教授会等において、関係部門に通知し執行している。日常的な出納業務については、円滑に実施され適正に執行している。計算書類、財産目録等は、公認会計士の指導の下、学校法人会計基準に基づき適正に表示している。公認会計士による会計処理についての監査は毎月実施され、指摘された事項に対しては適切に対応している。資産及び資金の管理と運用は、安全かつ適正に管理している。寄付金は毎年合計約3,000万円あり、学校債は発行していない。月次試算表は経理担当者が学校会計ソフトによるコンピュータ管理のもと毎月作成し、事務局長を経て理事長に報告されている。教育情報及び財務情報の公開については、学校教育法施行規則等の規定に基づき公開している。

### (b) 自己点検・評価を基づく改善計画を記述する。

監査業務の多様化を鑑み、公認会計士及び内部監査組織との連携の必要性がある。そこで、監事、公認会計士、内部監査組織による合同監査や意思疎通を図るための委員会等の設置を計画している。評議員会が個々の議題について具体的に議論を深めるまでには至っていないので、状況説明に時間を費やしたり、評議員会の開催回数を増やす方向で検討している。また社会情勢の変化が激しくなる状況下で、中・長期計画に基づいた事業計画を作成していくことや経営判断は難しくなると予想される。理事間または理事と教職員間との一層の意思疎通を図っていくために、理事会の構成バランスを検討する必要がある。現理事には卒業生は0名であるので、卒業生を若干名、また学内理事を増やすことを理事会で検討していく。

## 〔区分〕

### 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

#### (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査するとともに、学校法人の業務及び財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また法人運営・教育活動・財務状況について、決算監査を実施し、会計年度ごとに監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

#### (b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

監事は『寄附行為』の規定に基づいて適切に業務を行っているので問題はないが、監査業

務の多様化を鑑み、公認会計士及び内部監査組織との連携の必要性を感じる。

**[当該区分に係わる自己点検・評価のための観点]**

**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

監事は、『寄附行為』第13条において、この法人の理事、職員（この法人の設置する学校の教員その他の教員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任し、その2名が監事の任に当たっている。同規定により、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査するとともに、学校法人の業務及び財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また法人運営・教育活動・財務状況について、専務理事及び事務担当者より説明を受け、公認会計士立ち合いの下に決算監査を実施し、会計年度ごとに監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。また理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務及び財産の状況について把握するとともに、適宜意見を述べており、その責務を十分果たしている。

**[区分]**

**基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。**

**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

評議員会は、『寄附行為』第22条において規定され合計31～45人となっており、平成24年5月1日現在34人（うち学外者26人）である。理事の定数16人の2倍を上回る人数が選任されている。評議員会は、平成25年度は年2回開催し、私立学校法第42条、『寄附行為』第19条、第20条及び第21条の規定により、議決事項、諮問事項及び意見具申等を行っている。評議員会の運営は、『寄附行為』第17条及び第18条に基づき行われている。

**(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

評議員会は『寄附行為』の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営しているので問題はないが、個々の議題について具体的に議論を深めるまでには至っていない。

**[当該区分に係わる自己点検・評価のための観点]**

**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

評議員会は、『寄附行為』第22条において評議員は、(1)正眼短期大学の学長 (2)この法人の職員のうちから理事会において選任された者 3～4人 (3)この法人の設置する学校を卒業したもので、年齢25歳以上のもののうちから理事会において選任された者 7～8人 (4)理事（但し、第9条第1項第2号に規定する者は除く。）のうちから理事の互選によって選任された者 9～12人 (5)この法人の設置する学校の在学者に係る学生護持会の会長、及び学生護持会において選任された者 2～4人 (6)この法人に関係のある功労者及び学識経験者のうちから理事会において選任された者 9～16人 で、合計31～45人となっており、平成24年5月1日現在34人（うち学外者26人）である。現理事16人の2倍を上回る人

数が選任されている。

評議員会は、毎年定例で3月と5月に開催するが、理事長が必要と認めたとき又は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集ができる。理事長は、理事会で審議する前に、諮問事項について評議員会の意見を聞くことになっており、評議員会の了承後に理事会を開催している。平成25年度は、年2回開催し、私立学校法第42条、『寄附行為』第19条、第20条及び第21条の規定により、議決事項、諮問事項及び意見具申等を行っている。評議員会の運営は、『寄附行為』第17条及び第18条に基づき行われている。

### 〔区分〕

#### 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

##### (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画を、教授会等の意見を集約し、短大事務局において前年1月までに策定し、予算は関係部門の意向を集約して策定し、前年3月の理事会及び評議員会において事業計画と予算を決定しているので、適切に意見を反映させている。決定した事業計画と予算は、教授会等において、関係部門に通知し執行している。日常的な出納業務については、予算管理と執行は短大事務局の事務局長及び事務長が一括処理を行っている。本学の経常的業務に係る予算執行についても同様で、理事長の承認決裁を経て発注、支払いについても理事長の最終決裁となり、出納業務は円滑に実施され、適正に執行している。計算書類、財産目録等は、公認会計士の指導の下、学校法人会計基準に基づき適正に表示している。公認会計士による会計処理についての監査は毎月実施され、指摘された事項に対しては適切に対応している。資産及び資金の管理は、適切な会計処理に基づいて記録し、その運用は、特別な運用規程はなく銀行の定期預金のみで、安全かつ適正に管理している。寄付金の募集は、毎年卒業生などへの積極的な寄付金の募集を行っている。毎年合計約三千万円の寄付があり、適正に実施している。なお学校債は発行していない。月次試算表は経理担当者が学校会計ソフトによるコンピュータ管理のもと毎月作成し、事務局長を経て理事長に報告されている。教育情報及び財務情報の公開については、学校教育法施行規則等の規定に基づき、「収支予算書」等の書類を本学事務局に備付け、またホームページで教育情報を公開している。

##### (b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

現理事長山川宗玄は平成23年3月に就任し、理事長兼学長として理事長のリーダーシップの下に理事会を運営しているが、外部からの理事が16名中13名であり、現理事には卒業生は0名で、理事会の構成バランスを検討する必要がある。また社会情勢の変化が激しくなる状況下で、中・長期計画に基づいた事業計画を作成していくことや経営判断は難しくなると予想されるので、理事間また理事と教職員間との一層の意思疎通を図っていく必要がある。

### 〔当該区分に係わる自己点検・評価のための観点〕

本学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画を、教授会、各種委員会、教職員連絡会議の意見を集約し、短大事務局において前年1月までに策定している。その後、事業計画

に沿った予算を関係部門の意向を集約して策定し、前年 3 月の理事会及び評議員会において事業計画と予算を決定している。特に、大規模な耐震修繕計画、建築計画など、財務に多大な影響のある事業計画については、毎週行われる教職員連絡会議においても関係部門の意見を聞き、事業計画の把握と検証に繋げており、予算編成の際に適切に意見を反映させている。

決定した事業計画と予算は、教授会、各種委員会、教職員連絡会議などにおいて、関係部門に通知し執行している。

日常的な出納業務は、予算管理と執行について短大事務局の事務局長及び事務長が一括処理を行っている。本学の経常的業務に係る予算執行についても同様で、事務局長に対し出金依頼書、購入依頼書で申請し、必要見積を収集し、理事長の承認決裁を経て発注、支払いについても理事長の最終決裁となる。ただし軽微な予算執行については事後報告もある。故に、出納業務は円滑に実施され、適正に執行している。

計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を、公認会計士の指導の下、学校法人会計基準に基づき適正に表示している。

公認会計士による会計処理についての監査は毎月実施され、指摘された事項に対しては適切に対応している。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。また資産及び資金の運用は基本的に行わないため、特別な運用規程はなく銀行の定期預金のみで、安全かつ適正に管理している。但し平成20年より毎年米ドルによる寄付金があり、現在十六銀行ドル建預金がある。これは資産運用を目的としたものではないが、この預金のドルから円への換金時期に関しては、理事会の付託を受けた理事長・専務理事・監事・事務局長が情勢を判断して日本円に換金している。

寄付金の募集は、厳しい財務状況下にあるので、毎年卒業生などへの積極的な寄付金の募集をおこなっている。寄付金募集の目的は、留学生や僧侶を目指す方に対する奨学金を目的とし、寄付金額は任意で定めていないが、毎年合計約三千万円の寄付があり、適正に実施している。なお学校債は発行していない。

月次試算表は経理担当者が学校法人向け学校会計システムによるコンピュータ管理のもと毎月作成し、事務局長を経て理事長に報告されている。

教育情報及び財務情報の公開については、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、書類（「収支予算書」「事業報告書」「決算概要」「収支計算書」「貸借対照表」「独立監査法人の監査報告書」「監事の監査報告書」「財産目録」）として本学事務局に備付ており、学生や保護者等から請求があった場合は閲覧を可能としている。また本学のホームページの教育情報の公開で、広く閲覧を可能としている。

#### **基準IVについての特記事項**

本学は学生の収容定員50人で、教員組織や事務組織も小さいため非常勤講師を含めた教職員数が少なく、学生から教職員まで含めると100人以下である。この規模であることは、学長から他の教職員に至るまで全員の顔が見え、本学にとって何よりも代えがたいメリットである。学生に対する教育や学生の健康等についての問題に対して、全教職員が情報を共

有でき、その対応に当たることができる。特に理事長兼学長は、自ら授業科目を担当し、教育の現場を掌握し、学生の状況や本学の経営状況、教職員から上がってくる問題点を的確に捉えることができ、リーダーシップを發揮しやすい。全学生と全教職員の顔が見える短期大学は、本学の特色である。

## 選択的評価基準

### 教養教育の取り組みについて

#### 基準（1）教養教育の目的・目標を定めている。

##### （a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の教養教育は、『学則』第1条に「禅的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為の人材を育成することを目的とする。」と定めており、「人格の陶冶」が示す自己究明を経て人格を成長させ、他者を受け入れる汎用的学习成果の確保であり、「人類と文化に貢献する人材の育成」による、社会に貢献できる人材となることをめざすことである。

##### （b）自己点検・評価をもとに課題を記述する。

本学の学生は18歳から75歳までの多様な世代と社会経験や学識がさまざまであることから共通する教養教育の科目選択は難しいことが課題である。

##### （c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

僧侶コースをめざす学生にも、生涯教育として仏教を学ぶ社会人学生にも必要な汎用的能力を養うことの意義を入学時のガイダンスにおいて、きちんと位置付けることが改善計画である。仏教の専門的知識を学ぶ前に、人間として広い視野をもって社会に貢献することの重要性を学ぶ時間を確保することが改善につながる。

#### 基準（2）教養教育の内容と実施体制が確立している。

##### （a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

教養科目的目的は汎用的能力をもった人材の育成である。教育課程内の内容としては、教養科目はAおよびBに分かれる。教養科目Aは倫理・人権・福祉といった思想的科目と、社会・歴史・人類・文化についても広範囲に学習する。これらの学習を通して、人間としての倫理観、社会人としての人権意識、生活者としての福祉精神を習得することを目的としている。教養科目Bは主に語学であり、英語や中国語そして漢文を学習し、留学生については日本語を学習する。これらの学習を通して、専門科目の基礎となる語学力読解力を養うことの目的としている。また、語学研修を実施し、学習した語学を実地で研修するとともに、外国を実際に見聞して、世界の現状を体験する機会を設けている。

しかし、現在、教養教育の内容は、教育課程内に留まらず人間関係力や協調性や指導力などの涵養まで含んでいる。本学では、専門科目内に「作務」「仏教ボランティア」などの実践的科目を配備している。この授業内において人間関係力や協調性を涵養しており、教養教育が確立している。専門科目の中に配置している「仏教ボランティア」の授業内において、特別養護老人ホームや県立特別支援学校などへ訪問し、さまざまな体験を通しての活動が実践的な教養教育となっている。

##### （b）自己点検・評価をもとに課題を記述する。

本学の日本語教育に関しては、留学生の数が少なく、近年外部の日本語教師ではなく専任教員が日本語を担当している。そのため、日本語検定試験を受験するための基礎能力やアカ

デミック・スキルズのような授業ではなく、留学生の満足度は低いため、別科の開設を含め、日本語教育の充実を図る必要がある。

**(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。**

日本語教育に関して、今後は1人の留学生でも外部からの専門の日本語教師を配置していくか、内部の専任教員の日本語教育のスキルアップを図ることにより改善しなければならない。この改善はグローバル化時代には重要項目であり、教務委員会で検討していく。

**基準（3）教養教育を行う方法が確立している。**

**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

教養教育を効果的に実施する方法としては、授業後の学生アンケートを実施したり、学生ヒアリングも行って満足度がどの位であるか、絶えず情報収集をしている。教員の教授法や科目の特徴によって方法はさまざまである。近年はパワーポイントで編集した教材やDVD教材を使用するなどメディアを活用している。また、できるだけグループ討議をして自分の意見をもつことの大切さを体験させている。

また、本学では、「仏教ボランティア」は専門科目の中に配置しているが、実践的科目であり授業内において、特別養護老人ホームや県立特別支援学校などへ訪問し、さまざまな体験を通して協調性や汎用性を育む教養教育を実施し、方法は確立している。

また、近年は生涯教育に力を入れたため、比較的年齢の高い社会人学生が多く入学している。多様な年齢構成の学生間で「協調性」を学び、集団生活の中で助け合い、譲りあう共生の精神を養うように、年代の異なる学生を班（グループ）にして、寮の仕事や作法の習得を行わせ世代を超えた「他者の尊重」を体験させている。

寮専門職員として、舍監、寮監、女子寮監を置くことは前年度と同じだが、この職員以外に社会人学生向けの「サポーター（学生）」を置き、社会人学生が学習するのに相談しやすい状況を作るよう努めている。

**(b) 自己点検・評価をもとに課題を記述する。**

近年は前期高齢者の学生も入学し、必修である語学科目の単位を修得するのは困難であるとの意見が多い。短大として教養科目に語学を履修させることはグローバル化時代には必要であるが、高齢者に柔軟なカリキュラムの構築が求められる。

**(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。**

高齢者にとって語学の履修を必修科目から選択科目にする計画がある。語学は年齢が高くなると修得することが難しくなるといった意見がアンケート調査ではっきりしてきたからである。来年度のカリキュラム変更をもって対処する方向である。高齢者にとって改善計画であると思われる。

**基準（4）教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。**

**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

教養教育が、どれほどの効果を上げているかを分析することは非常に難しいが、本学では

学生と教員とのオフィスアワーにおける学生面談により、進捗状況と教育効果を分析している。

**(b) 自己点検・評価をもとに課題を記述する。**

本学においては、「仏教ボランティア」は専門科目に配置しているが、内容的には教養教育である。したがって教養科目に移行する必要がある。また、教養科目を学問的な教養のみではない教養科目の選定を協議しなくてはならない。それを踏まえカリキュラム改正が必要である。

**(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。**

課題を受けて、「仏教ボランティア」を、教養科目に移す。また、教養科目 A・B の科目を選定する。また、語学を高齢者には、選択科目にするなどカリキュラムの改善を計画している。

## 選択的評価基準

### 職業教育の取り組みについて

基準（1）短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

#### （a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の禪・人間学科においては、仏教の僧侶職が職業教育として該当するのかしないのかは、古来、賛否両論あるが、今日の資格取得時代においては僧侶職取得も職業教育としてみなす見解にたって現状を記述したい。本学では入学から卒業まで一貫して僧侶となるための職業教育を教職員全員で継続し、維持してきている。例えば、本学においては原則、全寮制を基本としていることから毎朝 5 時30分から 8 時20分までの朝課（坐禪と読経と清掃）と夜の18時40分から19時10分までの晩課が授業の他に位置づけられているため、寮の責任者である舍監（職員）と教員によって指導している。このように僧侶になるための教育体制で全学的に取り組んでいる。

それは建学精神である「行学一体」の禅的教育による人づくりの理念が『学則』第1条「仏教に関する専門の学術を研究し、禅的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為な人材を育成すること」に具体的に定められている。本学は昭和30年（1955）の創立から今年は59年目を迎える。これまでに卒業した学生の大半が臨済宗妙心寺派の寺院の子弟を中心に僧侶となって活躍している。また、一般企業、公的機関に就職した学生も、退職後は仏教精神をもって地域活動に参加して社会貢献をしている者も多い。

このように禅仏教の建学精神に基づいたカリキュラムは、僧侶職を引き継いでいくための基礎的な学問と僧侶職に必要な実践学を身につける僧侶育成コースとして教職員全員で分担している。

職業教育に対する各教職員の役割・機能、分担については、教職員の大半が僧侶職資格をもった住職が多いことから、実践学である「坐禪」「禅修行論」「禅宗法義研究」の科目を担当している。僧侶職でない一般教養の教員と事務職員は一般企業に就職する学生の支援を担当している。

#### （b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学の職業教育の課題は、寮生、通学生、長期履修学生といった多様な学習形態の履修科目が同じカリキュラムから選択されることがあげられる。そのため、僧侶職を専攻するものは、僧侶として必要な読経、坐禪、食事作法や所作の習得時間は、寮生だけが習得できる毎日の朝課、晩課の修行時間である。こういった修行カリキュラムは、正規の時間割表プラス時間外に行われるために、働きながらの勤労学生や長期履修生には僧侶職のコースを取得することは難しい。また若者世代においては精神的に弱い学生が増加しているため、禅の伝統的に厳しい修行に耐え、継続していくことを望む学生が減少してきているのが課題である。

#### （c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

寺院後継者として僧侶職を希望する学生は、本学卒業後、さらに僧堂で1年以上にわたつて修行をしなければならない。そのためには、学問だけではなく厳しい修行に僧堂でついていく力をつけるために、日頃から読経、坐禪、作務、典座 精進料理といった僧侶としての

能力を僧堂レベルに引き上げることが必要である。そのためにも、短大における生活と僧堂における生活のギャップが大きくならないようにする。常日頃から体力的にも精神的にも脱落しないような指導とカリキュラムの編成が必要である。また、教職員によるきめ細かい指導体制の改善計画が必要と思われる。

**基準（2）職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。**

**（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。**

本学においては、本年度美濃加茂市にある私立美濃加茂高等学校（後期中等教育機関）と高大連携協議会を開き姉妹校提携をした。また、あじさい看護福祉専門学校と職業教育の知識、技術分野ではなく、精神的に自立した職業人として生きていくために必要な創造性、応用力、問題解決力等の能力を育成する講義を受け持つために姉妹校提携を行った。

近年の職業教育の知識・技術を重視するだけではなく職業人としての前に「人としてどう生きていくのか」といった現代の若者に欠けている社会の一員としてのモラル性、自己の独立性、他人との協調性を「命の大切さ」をテーマとして、高校や専門学校に出向いて出張講義を担当してきた。また、本学の僧侶資格希望の学生には専門学校における介護職員初心者研修の授業を1年間、専門学校に出向いて履修し、卒業式には仏教ケアワーカー認定書を学位授与式に渡している。本学の仏教精神によって、専門技術重視の職業人である前に、人間としてどう社会に貢献していくべきかを踏まえた広い人間教育の一端を本学が受け持つことが望ましいと思われる。

**（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。**

近年の傾向では若者世代の職業教育において、人としてどう生きていくのかという基本的な動機が希薄なため、何事にも忍耐力にかける後期中等教育の学生が増加してきている。こういった目に見えない精神力の養成にむけて本学も後期中等教育機関と円滑な連携をとり、社会的実践力をつける場を提供していくことが望ましい。しかしながら、仏教精神といった宗教的な講話は現代の若者世代には容易に受け入れられないところが課題である。今後はどういったアクセスで若者世代の心情に迫っていくかが課題である。

**（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。**

後期中等教育及び高等教育の若者世代においては、仏教とか倫理といった言葉自体が慣習や行事として受け入れられ形骸化している。しかしながら、専門職業教育においては、技術取得だけを第一としている傾向がみられる。今後、海外の企業と接触していく機会が増えていることを鑑みると、グローバルな視点を持った汎用能力の高い人間教育が必要であると思われる。すなわち、日本のみならず世界の後期中等教育機関や専門学校、大学といったさまざまな資格取得の教育機関と絶えず連携していくことが望ましい。地域のさまざまな教育機関にもよびかけ、汎用的な視点にたった人間の尊厳の大切さを、資格取得と同時に人としてどう生きるかという講座をもつことも一つの方法であると思われる。また、定期的な講座の前に、本学の禅堂等を解放して合同坐禅をするなど、職業教育と併用して人間教育講座を設ける改善計画を実践していくことが必要だと思われる。

**基準（3）職業教育の内容と実施体制が確立している。**

**（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。**

本学における職業教育の内容（僧侶職カリキュラム）と実施体制は創立以来、一貫して建学の精神を継続し確立している。その所以は、本学においては全寮制を基本として、寮生の日常生活時間が僧侶職をめざす修行体系になっているからである。朝課として毎朝 5 時30 分起床のチャイムがなり始めると学生全員が禅堂に集まつてくる。5 時40 分から 7 時10 分までの 1 時間半は読経と坐禅が行われる。また、晩課として夕方の食事後に18時40分から19 時10 分まで坐禅が行われる。こういった時間割以外の「行（実践）学（学問）一体」の建学の精神は職業教育（僧侶職養成）の実施体制の中に浸透している。厳しい僧侶職を目指す学生は隣接した正眼僧堂へ入り、さらに 1 年半以上の修行生活を修了した後、寺院の僧侶資格を取得している。朝・晩課以外のカリキュラム科目としては、「行」としての専門科目 D の実践科目の「坐禅」「作務」「仏教ボランティア」は僧侶としての必修科目である。専門科目 E の実践科目で禅文化科目の「茶道」「華道」「書道」「陶芸」「彫仏」「禅と食文化（精進料理）」は選択科目である。「学」としての専門科目 C で禅仏教科目の「提唱・禅語録」「仏教学の基礎」「禅宗史概論」「禅学の基礎」「仏教史概論」「禅と人間」「禅修行論」「禅と文化」等は僧侶職としての必要科目となって実施している。カリキュラムの大半の科目が僧侶としての修養科目として履修し、僧侶資格を取得できるように実施体制を確立している。

**（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。**

本学の僧侶職取得をめざす職業教育の内容としては、現在の時間割は寮生にとっては、朝の坐禅（朝課）が 5 時30 分から 7 時10 分まで、夜の坐禅（晩課）が夕食後の18時30から19 時10 分まで毎日課せられているうえに、1 時限目開始の 8 時50 分から 4 時限目終了の 4 時30 分まである時間割構成は非常に自主的な勉学時間がなく厳しいといった声が届くようになってきた。この原因としては、カリキュラムの開講科目が多すぎることもあげられる。教養科目 A では 8 科目中 4 科目選択、教養科目 B では 6 科目中 6 科目選択、専門科目 F では演習科目として 10 科目中 8 科目選択と組まれているなど、カリキュラム構成全体の改善が望ましいと学生全体のアンケート授業評価にも記載されているなどの課題が表出してきた。

**（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。**

前項の課題を受けて、本学の学生数からみても科目数が多すぎることから来年度から選択科目を減少して学生の負担を減らしていく方向である。

一日の生活時間からみても朝の 5 時30 分から始まり、夜の19時10分までの間、びっしりと活動時間がきめられているので、図書館等で自習する自由時間がないことから、生活時間に余裕があるカリキュラム変更を改善する計画である。

**基準（4）学び直し（リカレント教育）の場としての門戸を開いている**

**（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。**

本学におけるリカレント教育（学び直し）の取り組みは、平成16年秋学期の長期履修生制度を導入時からである。団塊世代が定年を迎え、高齢化社会に突入し始める頃であるから、

本学ではリカレント教育を実施している。現在では学生の半分近くが定年後の学び直しに意欲的な社会人学生が入学している。

**(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

上記の社会人学生の傾向として、気楽に授業を受講したいという意見が強い。したがって、それぞれの事情を考慮し、多種多様なケースを受容していく柔軟なカリキュラムの編成を構築していくことが課題である。

**(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。**

現在、教務委員会等で将来的な改善計画を含めて議論中である。

**基準（5） 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。**

**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

本学において、職業教育を担当して指導する教員は僧侶資格をもった寺院の住職であることから、実務経験は日頃の葬式、法要、講話等を実践していることから、十分な能力と資質をもっていると思われる。

また、修行経験豊かな僧侶教員であっても毎朝の坐禅、作務（庭の清掃）、学長講話（提唱）、仏教ボランティア等の実践専門科目は絶えず学生と一緒に実践して向上に努めている。また、寺院の住職であることから葬式、法要、講話、年中行事についての実践力は高く、指導も円滑に行って向上に努めている。

**(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

該当なし。

**(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。**

該当なし。

**基準（6） 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。**

**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

従来の本学の職業教育（僧侶資格）の履修課程では、本学を卒業しただけでは住職となることはできない。次のステップとして、卒業後に隣接する専門道場において1年間以上の修行（実践）を終えて、本山において僧侶資格試験を受けて合格しなければ取得できないのが現状である。また、僧侶になる修行の観点や測定・評価は厳しい。例えば僧堂での修行期間の長短に始まり、修行態度、お経の試験、公案試験等の僧堂からの報告を聞いて評価されるが人間の修行を測定したり、数値化する評価は難しいと思われる。

**(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

職業教育の効果を測定・評価の課題としては僧侶資格の一端である修行といった見えないものをどのように測定するかが課題である。例えば、修行期間が長かったから優秀な僧侶になるとは限らないといったように、何をもって評価するのか、その判断基準を数値化する

ことは困難である。しかしながら、近年では本山が『住職必携』（仏教学、禅学、佛教史を含めた佛教教養）テキストからの筆記試験も実施する住職試験では数値化試験を行っている。この対策として、学生自身が自主的に勉学する体制をとって、本学では十分に試験対策を行っていなかったことが課題である。

**（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。**

職業教育（僧侶教育）の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいるかに対しての計画は前項にあげた課題に対して、具体的に、カリキュラムの履修科目として、本山での筆記試験の過去問題を分析したり、『住職必携』（本山発行）の中から問題作成し、模擬試験を行い本試験に備える体制を来年度の授業の中で展開する計画をしている。

## 選択的評価基準

### 地域貢献の取り組みについて

基準（1）地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業等を実施している。

#### （a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学における地域貢献にむけた公開講座セミナーは平成10年から始まり、今年度までの15年間に各地〔美濃加茂市（年9回）、岐阜市（年1回）、名古屋市（年5回）、東京都（年2回）〕にわたって定期的に継続している。生涯学習授業としては禅文化科目（茶道、華道、書道、陶芸、彫仏、漢方、ヨガ、太極拳、精進料理）が地域の中高年齢者には継続して受講する傾向が多い。それは現代の高齢社会に必要な生きがいに通じる芸術科目から長寿社会に欠かせない食べること、運動すること、体に優しい薬草等は毎日の健康をめざす暮らし方の知恵の領域の一端を担っていると思われる。

正規授業の地域社会にむけた取り組みとしては、禅・人間学科の全ての科目を科目等履修生制度として開放している。仏教科目から学ぶ慈悲の心をもって社会に貢献できる人材を育成することに力点をおいている。またZEN STAYとして1週間から2～3日コースの宿泊体験学習は近年人気が高いコースである。それは集中的に寮に泊まり込み、朝の坐禅体験から正飯（食事のマナー）、作務（庭掃除）の実践科目、学長自らの提唱（建学の精神）を正規授業の前に履修して、いろいろな仏教科目、禅文化科目等を習得していくコースは好評を得ている。

#### （b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成10年から始まった正眼短期大学公開講座セミナーの課題としては、受講者の大半がどの地域においても固定化されてきていることが、第一にあげられる。この要因としては、学長の演題が仏教經典から引用されている。そのため、一過性ではなく連續化したものが多いので継続して受講する人が多いという利点と、反対に継続性であるため、1回だけでは理解が難しいので途中からセミナー講演に入って来る人が少ないことも上げられる。

受講者の新規開拓には、ホームページと地方新聞のセミナー案内しか行っていないため、一度聴講した人しか情報が伝わりにくい。広報メディアをもっと広範囲に展開していく必要性がみられる。また講師には本学の学長と外部講師による形態と地域の音楽家（男女混合の若者と高齢者による御神火太鼓、鼓による能の謡曲、ハープ演奏、仏教聖歌、シャンソン、インド楽器演奏、障害者によるハンドベル演奏等）に前半の30分に演奏時間を設けている。さまざまな音楽ジャンルが入っているが、マンネリ化してきていることの課題もでてきている。

生涯学習授業の課題としては地域の高齢者の方々が近年、参加するようになったことから、「書道」「茶道」のように基本的な技術が必要とされる禅文化科目においては、初心者の若者と高齢者の経験豊かな技術力も高い人を含めて、一緒に指導していく教師側の教授法に工夫がいることが、どの科目においても共通の課題である。

また、教場が聴講生の学生が増えると手狭になるときもあるのが課題である。最後に本学においては短期大学であることから授業時間数が二年間に限られているため、資格、免許といったものの時間数が家元からだされている免許修得時間には満たないため、公には免許をだせないことが課題である。他のカルチャーセンターでだされる免許とは違い、実践時間

が少ないため社会的に重みがないので、年々減少化している。正規授業の開放の課題としては、地域の一般の中高年齢者にみられる傾向として、学習に対する態度が非常に熱心であり、また高度な教育機関を卒業してさらに仏教学を学びたいリカレント試行の人々が多いことと、反対に若者世代の意欲レベルが極端に低い者もある。教員側としてはどこのレベルで授業を展開するのが望ましいのか議題である。

**(c) 自己点検、評価を基に改善計画を記述する。**

公開講座の受講者が固定的になっていることから、広く情報を提供することができる打開策をとることが必要である。一般的新聞、コミュニティ雑誌、美濃加茂市の広報誌、ラジオ・テレビ、ホームページなど多岐に亘った方法はあるが、年間の広報予算と照らし合わせて活動を展開する。連続性の演題も資料に工夫をして、年度の途中から聴講しても理解できるように、資料作りに工夫をする。前奏を受け持つ地域の演奏家達のアンケートを聴講生からとて、どんな音楽が望ましいかなどの選択を前年度から計画していく。

生涯学習授業の改善計画としては、どの年代の人が参加しても満足度がいくような、指導法をシラバスに提示して、スマールグループ制をとて高齢者や経験者講師のアシスタントをするなどの工夫をする。また免許制については、本学独自の修了書の発行などを満足度とやる気をおこさせるような工夫をする。

正規授業に関する課題解決についての改善計画としては、世代が違う複合体の学生構成の教育指針の受け止め方はさまざまであるが、それぞれが違った意見を交換することが望ましい。平均的な浸透率より、一人ひとりに思考の動機を提供することに意味があるとして、さまざまな学生の受容教育機関として情報を公開していく。

**基準（2）地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。**

**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

平成16年度において「美濃加茂市と正眼短期大学との地域連携協力に関する協定書」を締結して以来、本学の建学精神に基づいて地域社会に大学を開放し、高齢社会における地域住民の役割、社会への貢献を促す仏教講座は広く賛同され交流を深めている。

美濃加茂市の第5次総合計画委員会には各経済界、農業協同組合、市民連合会、P T A連合会などの代表委員会に混じり本学の教員も参加して町づくり計画事業に参加した。市のテーマとなった「まんまる」は仏教精神である調和を意図したシンボルが採用された。社会福祉協議会と連携して障がいをもつ子供達と学生がボランティア授業時に参加したり、特養施設訪問に参加して聞き取りボランティアと茶道クラブが呈茶をしたりして交流を深めている。毎年の七夕とクリスマスにはブラジルの子供達を招きゲームや歌の交換、サッカー やドッヂボールをして交流に参加している。教育機関の交流としては地域の小学生を招待して陶芸作りを指導して、1年に一度、本学に常設された釜に作品を入れて窯焚きをして渡している。

また、美濃加茂市にあるあじさい看護師専門学校の学生を招いて本学の学生との交流の場である坐禅会を年に一度開催している。また、本学の学生は介護士初級コース授業に参加して、社会の介護者となるための基礎の勉強をあじさい看護福祉専門学校で「介護職員初任者研修」に参加して学んでいる。僧侶となる若者には社会に貢献していく精神と実際のマナ

一技術を習得していることが、これから地域連携構想には必要であると思われる。

**(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

現在の地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動は積極的に進めて実行しているが、統合的な交流活動ではなく、単発的に提案されたものは受理している。本学の建学精神に基づいた地域連携構想をもって積極的に進めなくてはならないものであると思われる。幼稚園から専門学校などといった教育機関の幅が広いことから、この機関にはどんな連携が大切であるかといった質の高い連携を学生達と教職員が話し合って、進めていかなければ本当の連携とならないと思われる。すなわち一つひとつの活動に目的と方法と結果と反省をしなければ成長につながらないと思われる。

**(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。**

交流活動の連携はまず、学内の連携意識が育っていないことを反省することである。学生と教職員の委員会を開き、連携に向けた改善計画を立案していく。

**基準（3）教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。**

**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

本学におけるボランティア活動は平成16年度におきた中越地震災害時に学生から自主的にボランティア隊を編成したいとの意向から、参加したい学生を募集したことから始まった。その時のパネル写真が大学祭や公開講座セミナーで展示され、募金活動をしたことからボランティアセンターが学生と教職員合同によって新設された。平成17年には授業科目としてボランティア活動が必修科目としてカリキュラムに加えられたのが経緯である。

主な活動としては美濃加茂市や富加町（短大近隣の町）の公衆トイレや道路の空き缶やゴミの収集活動から始まったが、特養や障がい児施設には専門的な介護の知識を学んでいることがボランティア活動の幅を広げることから、授業時にホームヘルパー2級資格取得コースを設けた。将来は僧侶になる若者達は進んでボランティア活動に参加した。以来10年間、経過したが、卒業時には慈悲の心を学んだ仏教学とホームヘルパーという介護学を学んだ優秀学生にはヒューマンケアという本学独自の認定書を発行している。

近年は東日本大震災被災地への支援活動に学生主体の募金活動や、亡くなった方々の慰霊祭としての全学生による般若心経の写経何百枚を海岸にて御焚きあげしにいこうと発案して実行したことや、日常生活の中で一日一善、人のためになることをしようと本来のボランティア精神が小さな活動から根付くようになってきている。

**(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。**

近年のボランティア活動は、活動場所のマンネリ化が見られる。ボランティア活動の意義をつかめないまま参加する学生が多くなってきた。本学のボランティア活動は人々と交流しないままに、実践に時間を費やす傾向があるが、本学の慈悲の精神に立ち返って人のためになることが自分の成長であり、社会を構成していく連帯感であることを授業の前に話し合うことの時間がもっと多くなる必要がある。やればいいといった結果主義、功利主義の名声主義に陥りやすいことを危険信号としてとらえ、授業時に話し合わせ、教育していくこと

が肝要である。

**(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。**

ボランティア活動の改善計画としては、ボランティア活動とは何かといった授業時間を持ち、全員で話し合うディスカッションタイムを導入し、必ず活動後に反省を記述し、次の活動計画を設定していくプログラムを定型化していくことが望ましい。また記述のみならず自分の気持ちがどう変わったのかを発表させることがボランティア授業には必要である。従来は美濃加茂市からの要請で活動としては美濃加茂市に在住しているブラジルの子供たちを招いて、七夕まつり、クリスマス会を禅宗の短大でありながら宗教を超えた交流を10年以上にわたってボランティア活動を行ってきた。今後は地域の小学校の子供たちや保育園の送迎活動、特養訪問、障害者施設訪問などをボランティア活動の交流を深めていきたい計画を学生が発案していく計画をはかつていいきたい。